

令和3年度

法務省事後評価実施結果報告書（要旨）

令和4年8月

法 務 省

目 次

1	法務省の政策体系	1
2	令和3年度事後評価実施結果報告書	
(1)	社会経済情勢に対応した基本法制の整備	5
(2)	法曹養成制度の充実	6
(3)	法教育の推進	11
(4)	国際仲裁の活性化に向けた基盤整備	17
(5)	検察権行使を支える事務の適正な運営	22
(6)	矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備	30
(7)	矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施	34
(8)	破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った 団体の規制に関する調査等	42
(9)	国籍・戸籍・供託・遺言書保管事務の適正円滑な処理	53
(10)	円滑な出入国審査、不法滞在者等対策の推進 及び外国人との共生社会の実現	61
(11)	施設の整備（山形法務総合庁舎整備等事業）	71

(別添)

「令和3年度法務省事後評価実施結果報告書(案)に対する質問・意見及び回答」

政策体系

基本政策

政策

施策

I 基本法制の維持及び整備

1 基本法制の維持及び整備（事前規制型社会から事後チェック・救済型社会への転換，社会経済構造の変革に対応した基本法制の維持及び整備を行う。）

(1) 社会経済情勢に対応した基本法制の整備（情報化・国際化等の取引社会の変化に対応した民事基本法制の整備及び社会経済情勢により変化する犯罪状況に的確に対応することができる刑事基本法制の整備により，国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会の実現と，我が国の経済の活力の維持・向上に資するとともに，「事後チェック・救済型社会」の基盤を形成し，社会の安定に資するものとする。）

2 司法制度改革の成果の定着に向けた取組（社会の複雑・多様化，国際化等がより一層進展する中で，事前規制型社会から明確なルールと自己責任原則に貫かれた事後チェック・救済型社会への転換を図り，自由かつ公正な社会を実現していくために，司法制度改革の成果の定着を図り，司法の機能を充実強化する。）

(1) 総合法律支援の充実強化（裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに，弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接法律専門職者のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援の実施及び体制整備の充実強化を図る。）

(2) 法曹養成制度の充実（高度の専門的な法律知識，幅広い教養，豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹の養成及び確保その他の司法制度を支える体制を充実強化する。）

(3) 裁判外紛争解決手続の拡充・活性化（国民の権利の適切な実現に資するため，紛争の当事者がその解決を図るのにふさわしい手続を容易に選択できるよう，裁判外の紛争解決手続について，その拡充及び活性化を図る。）

(4) 法教育の推進（国民一人ひとりが，法や司法の役割を十分に認識し，法やルールにのっとった紛争の適正な解決を図る力を身に付けるとともに，司法の国民的基盤の確立を図るため，法教育を推進する。）

(5) 国際仲裁の活性化に向けた基盤整備（国際取引をめぐる紛争解決のグローバル・スタンダードである国際仲裁の活性化に向けて，人材育成，広報・意識啓発等の基盤整備を推進する。）

3 法務に関する調査研究（内外の社会経済情勢を的確に把握し，時代の要請に適応した基本法制の整備・運用等に資するよう，法務に関する総合的・実証的な調査研究を行う。）

- (1) **社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言**（内外の社会経済情勢を踏まえた研究題目の選定，国内外の情勢の調査研究の計画的実施と必要な刑事政策上の提言を行う。）

II 法秩序の確立による安全・安心な社会の維持（犯罪被害者等のための施策を含む。）

- 4 **再犯の防止等の推進**（再犯の防止等の推進に関する法律，再犯防止推進計画等に基づく施策の推進を図る。）

- (1) **国と地方公共団体が連携した取組等の実施**（再犯の防止等の推進に関する法律，再犯防止推進計画等に基づき，国と地方公共団体が連携した取組や，民間資金の活用等，新たな手法を活用した取組を実施する。）

- 5 **検察権の適正迅速な行使**（国家刑罰権の適正かつ迅速な実現により，社会の平和を保持し，個人及び公共の福祉を図る。）

- (1) **適正迅速な検察権の行使**（刑事事件について捜査及び起訴・不起訴の処分を行い，裁判所に法の正当な適用を請求し，裁判の執行を指揮監督するなどの権限を適正迅速に行使する。）
- (2) **検察権行使を支える事務の適正な運営**（検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるようにするため，検察運営の全般にわたって改善を加え，検察機能のより一層の強化を図る。）

- 6 **矯正処遇の適正な実施**（被収容者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るため，適正な矯正処遇を実施する。）

- (1) **矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備**（矯正施設の適正な管理運営を維持するため，各種警備用機器の整備・開発の推進及びその効果的な活用等を図るとともに，研修，訓練等を通じて職員の職務執行力の向上を図る。）
- (2) **矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施**（被収容者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るため，被収容者の個々の状況に応じて，収容環境の維持を含めた適切な処遇を実施する。）
- (3) **矯正施設の適正な運営に必要な民間委託等の実施**（職員の業務負担の軽減を図るとともに，矯正処遇の充実を図るため，民間委託等を実施する。）

- 7 **更生保護活動の適切な実施**（犯罪をした者及び非行のある少年の社会内における改善更生を図るとともに，犯罪の予防を目的とした国民の活動を促進する。）

- (1) **保護観察対象者等の改善更生等**（保護観察対象者等の再犯防止及び改善更生のため，社会内において適切な処遇を行うとともに，犯罪や非行のない地域社会作りのため，犯罪予防を目的とした国民の活動を促進する。）
- (2) **医療観察対象者の社会復帰**（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の社会復帰を促進するため，医療観察対象者に対する地域社会における処遇の適正かつ円滑な実施を確保す

る。)

8 破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施（公共の安全の確保を図るため、破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行う。）

(1) 破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査等（公共の安全の確保を図るため、破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うとともに、その調査の過程で得られる情報を関係機関及び国民に適時適切に提供する。）

9 破壊的団体等の規制処分の適正な審査・決定（公共の安全の確保に寄与するために行う破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関し適正な審査及び決定を行う。）

(1) 破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制処分の適正な審査・決定（破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体に対する規制処分に関し、適正な審査及び決定を行う。）

III 国民の権利擁護

10 国民の財産や身分関係の保護（経済活動や社会活動に不可欠である財産上及び身分上の権利を適切に保全するための法制度を整備するとともに、円滑な運営を行う。）

(1) 登記事務の適正円滑な処理（不動産取引の安全と円滑、会社・法人等に係る信用の維持等を図るとともに、登記に関する国民の利便性を向上させるため、登記事務を適正・円滑に処理する。）

(2) 国籍・戸籍・供託・遺言書保管事務の適正円滑な処理（我が国における身分関係の安定及び国民の権利の保全を図るため、国籍・戸籍・供託・遺言書保管に関する法制度を整備し、これを適正・円滑に運営する。）

(3) 債権管理回収業の審査監督（暴力団等反社会的勢力が参入することなどを防止し、適正な債権管理回収業務を実施させるため、債権管理回収業の許可について厳格な審査を行うとともに、債権回収会社の業務の適正な運営を確保するため、債権回収会社に対して立入検査を中心とした監督を行う。）

11 人権の擁護（人権の擁護に関する施策を総合的に推進する。）

(1) 人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防（人権が尊重される社会の実現に寄与するため、人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防を図るなど、国民の人権の擁護を積極的に行う。）

IV 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理

12 国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理（国民個人の権利・利益と国の正当な利益との間における争訟に対して、統一的に対処し適正な調和を図る。）

- (1) 国の利害に関係のある争訟の適正・迅速な処理（国民の期待に応える司法制度の実現に寄与するため、国の利害に関係のある争訟を適正・迅速に処理する。）

V 出入国の公正な管理及び外国人との共生社会の実現に向けた環境整備

13 出入国の公正な管理及び外国人との共生社会の実現に向けた環境整備（出入国在留管理行政を通じて国際協調と国際交流の増進を図るとともに、不法滞在者等を生まない社会を構築する。）

- (1) 円滑な出入国審査、不法滞在者等対策の推進及び外国人との共生社会の実現（我が国の国際交流の推進及び観光立国実現のため、円滑な出入国審査の実施を推進するとともに、安全・安心な社会の実現のため、不法滞在者等対策を推進する。また、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を行う。）

VI 法務行政における国際化対応・国際協力

14 法務行政における国際化対応・国際協力（外国関係機関との連携等を通じて、法務行政の国際化や諸外国への協力を適切に対応する。）

- (1) 法務行政の国際化への対応（国際化する法務行政の円滑な運営を図る。）
- (2) 法務行政における国際協力の推進（国際連合と協力して行う研修や法制度整備支援等を通じて、支援対象国であるアジア等の開発途上国に、「法の支配」と良い統治（グッド・ガバナンス）を確立させ、その発展に寄与するとともに、我が国の国際社会における地位の向上等に資するため、法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国に提供するなどの国際協力を推進する。）

VII 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営

15 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営（説明責任の履行、透明性の確保、人的物的体制の整備確立等を通じて、法務行政を円滑かつ効率的に運営する。）

- (1) 法務行政に対する理解の促進（法務行政を国民に開かれた存在にし、その理解の促進を図る。）
- (2) 施設の整備（司法制度改革の推進や治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要等を踏まえ、十分な行政機能を果たすことができるよう、執務室等の面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設等について所要の整備、防災・減災対策を行う。）
- (3) 法務行政の情報化（国民の利便性、行政サービスの向上を図るため、法務行政手続の情報化を推進するとともに、法務省で運用する情報システムについて、政府全体で取り組んでいる業務・システムの最適化を図り、業務及び情報システムの効率化を推進する。）
- (4) 職員の多様性及び能力の確保（社会経済情勢の変動に適切に対応するため、職員の多様性を確保し、能力の開発・向上を図る。）

令和3年度政策評価書要旨

(法務省3-(1))

評価実施時期：令和4年8月

担当部局名：大臣官房秘書課政策立案・情報管理室、民事局総務課、刑事局総務課

施策名	社会経済情勢に対応した基本法制の整備 (評価書5頁)		政策体系上の位置付け - 1 - (1)
施策の概要 (事業の概要)	<p>情報化・国際化等の取引社会の変化に対応した民事基本法制の整備及び社会経済情勢により変化する犯罪状況に的確に対応することができる刑事基本法制の整備により、国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会の実現と、我が国の経済の活力の維持・向上に資するとともに、「事後チェック・救済型社会」の基盤を形成し、社会の安定に資するものとする。</p>		
予算額	令和3年度予算額：130,906千円	評価方式	総合評価方式
施策評価の結果の概要	<p>【民事関係】 令和3年度に成立した主な法律は次のとおりである。 「民法等の一部を改正する法律案」及び「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律案」 所有者不明土地の発生予防と、土地の利用の円滑化の両面から総合的に民事基本法制を見直すことを内容とするものであり、これらの法律案は、令和3年4月21日に成立した。</p> <p>【刑事関係】 令和3年度に成立し又は公布された法律はない。</p> <p>(評価結果の今後の政策への反映の方向性等)</p> <p>【民事関係】 民事関係の法制について、所要の整備を行っており、国民の権利実現のために利用しやすい仕組みの形成や各種手続の迅速化・合理化・効率化が実現されようとしている。しかし、例えば、家族法制について、子の利益の確保等の観点から、離婚及びこれに関連する制度に関する規定等の見直しを図ることなど、民事基本法制を社会経済情勢に応じたものとするために今後も対応を必要とする諸課題がある。これらに速やかに対応しなければ、国民生活に影響を及ぼすことになるため、これまでの取組も踏まえ、令和4年度以降においても、引き続き、民事基本法制の整備を進めていくこととしている。</p> <p>【刑事関係】 令和3年10月、公判期日への出頭や刑の執行を確保するための刑事法の整備について、11の制度の要綱(骨子)案を内容とする答申案が法制審議会(総会)において採択され、法務大臣に対して答申がなされたことから、同答申を踏まえ、刑事訴訟法等の改正に向けた立案作業を進めている。</p>		
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)

令和3年度政策評価書要旨

(法務省3-(2))

施策名	法曹養成制度の充実 (政策体系上の位置付け： - 2 - (2)) (評価書11頁)					
施策の概要	高度の専門的な法律知識、幅広い教養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹の養成及び確保その他の司法制度を支える体制を充実強化する。					
達成すべき目標	<p>平成27年6月30日付け法曹養成制度改革推進会議決定(以下「推進会議決定」という。) 「法曹養成制度改革の更なる推進について」に示されている法曹養成制度改革を推進するための取組のうち、主に法務省が担当する以下の事項につき、「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律」(以下「連携法等一部改正法」という。)の成立を踏まえ、関係機関・団体と連携・協力しながら取組を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 活動領域の拡大に向けた、法曹有資格者の専門性の活用の在り方に関する有益な情報が自治体・企業等で共有されるための環境整備 法曹人口の在り方に関する必要なデータの集積と検証 司法試験の在り方の検討 法曹養成制度改革に関し、関係機関・団体と情報の共有を図るための連絡協議会を開催 					
施策の予算額・執行額等	区分	元年度	2年度	3年度	4年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	10,905	8,849	8,704	8,371
		補正予算(b)	0	0	0	-
		繰越し等(c)	0	7,080	7,080	/
		合計(a+b+c)	10,905	1,769	15,784	
執行額(千円)	9,543	0	15,216			
施策に係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<p>法曹養成制度検討会議取りまとめ(平成25年6月26日) 法曹養成制度改革の推進について(平成25年7月16日法曹養成制度関係閣僚会議決定) 法曹養成制度改革の更なる推進について(平成27年6月30日法曹養成制度改革推進会議決定)</p>					

測定指標	令和3年度目標	達成
1 法曹有資格者の活動領域の在り方に関する検討及び必要な取組の実施	法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会取りまとめや推進会議決定の内容を踏まえ、法曹有資格者の専門性の活用の在り方に関する有益な情報が自治体、福祉機関、企業等の中で共有され、各分野における法曹有資格者の活用に向けた動きが定着するよう、関係機関の協力を得て、環境を整備する。	達成
施策の進捗状況(実績)		

法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会¹⁾取りまとめや、推進会議決定においては、今後も、法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた取組を継続することが必要であり、法務省は、そのための環境を整備するとされた。

法務省においては、法曹有資格者の海外展開を支援するため、委託弁護士をモンゴル国に派遣し、現地における外国弁護士の活動規制状況や、日本人弁護士に対する需要、現地日本企業等に対する日本人弁護士としての支援の在り方等に関する調査を行うとともに、調査結果公表済みの国であるフィリピン共和国についても、時宜に応じた情報を公表することを目的としてアップデート調査を行った。これらの調査結果は、各委託弁護士において報告書として取りまとめ、新型コロナウイルス感染症の影響により調査報告が令和3年度となったベトナム社会主義共和国における調査結果報告書と併せて法務省ホームページに公表し、関係省庁、自治体、日本企業等が同調査結果にアクセスすることのできる環境の整備を行った。

参考指標	実績値				
	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
1 中央省庁等及び地方公共団体における任期付公務員として公職に従事する弁護士数（日本弁護士連合会調べ）	198	207	238	241	252
2 地方公共団体における法曹有資格者の常勤職員数（日本弁護士連合会調べ）	136	172	189	197	190
3 企業内弁護士数（日本組織内弁護士協会調べ）	1,931	2,161	2,418	2,629	2,820

測定指標	令和3年度目標	達成
2 法曹養成制度改革を推進するための取組の実施	文部科学省とともに連絡協議等の環境を整備し、司法試験の在り方の検討、法曹人口の在り方に関する必要なデータ集積と検証等の各取組に関し、法務省、文部科学省、最高裁判所、日本弁護士連合会における進捗状況を適時に把握しつつ、これを踏まえて、文部科学省と連携し、関係機関・団体の協力も得て、前記各取組を進める。	達成

施策の進捗状況（実績）

平成27年6月の推進会議決定を踏まえ、法務省においては、推進会議決定に掲げられた取組の進捗状況等を適時に把握し、これらの取組を進めるに当たって必要な連絡協議を行うため、前記のとおり、文部科学省と連携し、最高裁判所や日本弁護士連合会等の関係機関・団体の必要な協力を得て、連絡協議会を開催している。

令和3年度は連絡協議会を3回開催し、法曹志望者数の減少が法曹の質に与える影響について検証するための方策に関する意見交換を行うとともに、上記を踏まえ法務省が実施した「法曹の質に関する検証」の結果についての報告及び意見交換を行った。また、法曹人口に関する各種データ、令和3年司法試験及び司法試験予備試験の結果等について報告し、意見交換するなど必要な取組を進めた。

参考指標	実績値				
	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
1 法務省ホームページ「法曹養成制度改革連絡協議会」閲覧件数（件）	10,270	10,537	11,833	12,073	11,140
2 法科大学院志願者数（人）（文部科学省調べ）	8,160	8,058	9,064	8,161	8,341

評価結果	<p>（各行政機関共通区分）目標達成</p> <p>-----</p> <p>（判断根拠）</p> <p>測定指標1及び2は、達成すべき目標に照らし、いずれも主要なものであると考えている。</p> <p>測定指標1及び2は、いずれも目標を達成することができたことから、本施策は「目標達成」と判断した。</p>
	<p>施策の分析</p>
	<p>（測定指標の目標達成度の補足）</p> <p>【測定指標1】</p> <p>推進会議決定においては、「法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会」の取りまとめ（平成27年5月）を踏まえ、法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた取組を継続することが必要とされた。</p> <p>これを受けて、法務省は、法曹有資格者の海外展開を支援する取組として、令和3年度は、モンゴル国及び新型コロナウイルス感染症の影響により調査報告時期が遅れていたベトナム社会主義共和国に派遣した委託弁護士が、それぞれ現地における外国弁護士の活動規制状況等の調査を新規に行い、法務省ホームページにおいて、各調査結果である報告書を掲載した。このほか、過去に調査が行われたフィリピン共和国のアップデート調査を行い、前記同様、報告書を法務省ホームページに掲載した。</p> <p>これらの適切な方法により、有益な情報が広く共有されたと言えることから、目標を達成することができたと評価できる。</p> <p>【測定指標2】</p> <p>法務省及び文部科学省が行うべき取組及び関係機関・団体に期待される取組の進捗状況等を適時に把握するとともに、これらの取組を進めるに当たって必要な連絡協議を行うため、令和3年度においても、前年度に引き続き、最高裁判所や日本弁護士連合会等の関係機関・団体の必要な協力を得て、連絡協議会を開催し、これまでに集積された法曹人口に関するデータ（裁判事件数の推移、司法試験及び司法試験予備試験の受験者数・合格者数の推移、法科大学院志願者数・入学者数・修了者数の推移等）などについて報告・意見交換を行ったほか、法曹の質に関する検証方法やその検証結果について意見交換を行うなど、必要な取組を進めている。また、文部科学省に設置された中央教育審議会法科大学院等特別委員会に、合計3回、担当者が参加して法科大学院改革について検討を行っていることに加え、文部科学省と共同して法学部生を対象とする法曹志望に関するアンケート調査を実施するなどの取組を行っている。なお、上記検証の結果、若手法曹を含めた現在の法曹の活動に対し、利用者等から高い評価を得られていることや、多くの分野において、法曹との更なる連携を求める声が確認されたところ、こうした評価は司法制度改革審議会意見書が求めていた法的サービスを適切に提供することのできる法曹が確実に育っていることを示すものと考えられる。</p>

以上からすれば、法曹養成制度改革を推進するための取組を着実に進めることができたと言え、目標を達成することができたと評価できる。

(取組の有効性、効率性等)

【測定指標 1 及び 2 関係】

測定指標 1 及び 2 については、「法曹養成制度改革の推進について」及び「法曹養成制度改革の更なる推進について」において示されている施策のうち、法務省が担当する事項について、課題の検討を行うとともに、施策を実施するという目標に対し、法曹有資格者の活動領域、法曹人口、司法試験及び司法修習における各課題について検討するため、連絡協議会を開催し、そこでの検討結果を踏まえ、必要な取組を進めたほか、今後も必要な連絡協議を行うための環境整備も行った。中でも、法務省が同協議会の協力を得て、令和 3 年度に実施して取りまとめた「法曹の質に関する検証結果報告書」は、法曹の新たな活動領域も含めた 6 つの分野を取り上げて各分野の利用者等の満足度について調査・分析をしたものであるところ、同取組は新しい法曹養成制度の下で、国民のニーズに応えることのできる法曹が育成されているかについての現状を把握する上で有益かつ有効な取組だったと言える。また、当該報告書を法務省ホームページに掲載し、公表することで、若手法曹を含めた現在の法曹の活動に対する利用者等からの評価等に関する情報が国民に広く共有され、法曹有資格者の活用を推進する一助になったものと言える。

以上からすれば、達成すべき目標にとって有効かつ効率的な取組であると評価できる。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

高度の専門的な法律知識、幅広い教養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹の養成及び確保その他の司法制度を支える体制を充実強化するよう、現在の目標を維持し、引き続き取り組んでいく。

【測定指標 1】

法曹有資格者の活動領域の在り方については、法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会の取りまとめや推進会議決定を踏まえ、令和 4 年度以降も法曹有資格者の専門性の活用の在り方に関する有益な情報が自治体、福祉機関、日本企業等間で共有され、各分野における法曹有資格者の活用に向けた動きが定着するよう、関係機関の協力を得て、環境の整備に取り組む。

【測定指標 2】

法曹養成制度改革を推進するための取組については、令和 4 年度以降も文部科学省と連携し、関係機関・団体の協力も得て、連絡協議会を開催し、必要な連絡協議を行うとともに、法務省が担当する事項につき、連携法等一部改正法の成立を踏まえ、関係機関・団体と連携・協力しながら必要な取組を実施する。

学識経験を有する者の知見の活用

- 1 実施時期
令和 4 年 7 月 21 日
- 2 実施方法
会議
- 3 意見等の概要
〔意見及び回答〕
別添「令和 3 年度法務省事後評価実施結果報告書(案)に対する質問・意見及び回答」
番号 2 - 1 のとおり

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>評価の過程で使用した資料等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法曹養成制度改革連絡協議会資料（法務省ホームページ〔https://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/housei10_00116.html〕） ・ 日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査研究（法務省ホームページ〔https://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/housei10_00135.html〕）
---------------------------	--

備考	【行政事業レビュー点検結果の令和5年度予算概算要求への反映内容】 引き続き、所要の経費の要求を行った。
----	--

担当部局名	法務省大臣官房司法法制部司法法制課	政策評価実施時期	令和4年8月
-------	-------------------	----------	--------

*1 法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会（法務省ホームページ〔https://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/housei10_00039.html〕）

令和3年度政策評価書要旨

(法務省3-(3))

施策名	法教育の推進 (政策体系上の位置付け： - 2 - (4)) (評価書26頁)					
施策の概要	国民一人ひとりが、法や司法の役割を十分に認識し、法やルールにのっとった紛争の適正な解決を図る力を身に付けるとともに、司法の国民的基盤の確立を図るため、法教育を推進する。					
達成すべき目標	教員や教育関係者に対し、広報活動等の実施により法教育に対する理解を促進し、併せて、利便性の高い法教育教材を提供することにより、学校教育現場における法教育の学習機会の確保及び学習内容の充実を実現し、ひいては、法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けることを通じ、多様な人々が互いを尊重しながら共生する自由で公正な社会を支える人材を育成する。					
施策の予算額・執行額等	区分	元年度	2年度	3年度	4年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	28,879	31,207	28,854	30,261
		補正予算(b)	0	0	0	-
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	28,879	31,207	28,854	
執行額(千円)	22,183	25,310	23,390			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<p>司法制度改革推進計画(平成14年3月19日閣議決定)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 第2-2 司法教育の充実^{*1} <p>消費者教育の推進に関する基本的な方針(平成25年6月28日閣議決定、平成30年3月20日変更)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 3-(4) 法教育^{*2} <p>「世界一安全な日本」創造戦略(平成25年12月10日閣議決定)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 3-(6) - 法教育に関する関係機関との連絡調整及び学校教材の改定^{*3} <p>第3次犯罪被害者等基本計画(平成28年4月1日閣議決定)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 第5-1-(7) 生命・身体・自由の尊重を自覚させる法教育の普及・啓発^{*4} <p>再犯防止推進計画(平成29年12月15日閣議決定)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 第6-2-(2) - -イ 法教育の充実^{*5} <p>経済財政運営と改革の基本方針2019(令和元年6月21日閣議決定)</p> <ul style="list-style-type: none"> 第2章-5-(7) - 治安・司法^{*6} <p>消費者基本計画(令和2年3月31日閣議決定)</p> <ul style="list-style-type: none"> 第5章-4-(1) 消費者教育の推進^{*7} 					

測定指標	令和3年度目標値	達成
1 法務省ホームページ内の法教育関連ページのアクセス件数	対前年度増	未達成

	基準値	実績値				
	2年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
	78,836	27,245	36,366	53,850	78,836	37,150

測定指標	令和3年度目標	達成
2 協議会等の活動状況	<p>法教育推進協議会^{*8}及び部会^{*9}（以下「協議会等」という。）を開催し、協議、情報交換等を行い、その内容を広く情報提供する。</p> <p>なお、協議会等においては、小・中・高等学校における法教育の実践状況調査^{*10}の結果を踏まえた協議等を行い、学校現場等における法教育授業の円滑な実施に向け、法教育教材の作成や、法曹関係者と教育関係者との連携の在り方等に関する検討を行う。</p>	達成

施策の進捗状況（実績）

法教育推進協議会を開催し、法律関係機関・団体、教育関係者等による法教育の取組等についての報告を踏まえ、法教育の推進に資する施策等について協議を行い、その結果に基づき、法曹関係者・教育関係者の連携の在り方等の有用な情報交換等を行った。

また、令和2年度に立ち上げた「成年年齢引下げに向けた法教育施策検討部会」において作成した高校生向け法教育リーフレットを全国の高等学校、教育委員会等に約130万部配布したほか、同リーフレットの内容に関する専門家の解説動画や確認テストの公開等を行った。

さらに、令和4年4月から裁判員対象年齢が引き下げられることや、裁判員裁判や司法参加の意義等を扱うこととされた高等学校の新設必修科目「公共」が開始されることを踏まえ、学校現場が授業に取り入れやすく、学習効果の高い模擬裁判教材の作成・提供を目的として、令和3年12月、同協議会の下に、「学校で「もぎさい」プロジェクト企画検討部会」を設置し、協議等を行った。

参考指標	実績値				
	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
協議会等の開催実績（回）	10	11	18	8	8

測定指標	令和3年度目標	達成
3 法教育活動への協力・支援、法教育に関する広報活動等の実施状況	<p>法教育活動（教材作成、授業実施等）への協力・支援等を行うことにより、法教育の意義について理解を広め、法教育の実践を拡大させる。</p>	達成

施策の進捗状況（実績）

学校現場からの求めに応じ、法務局や検察庁等の法務省関連機関の職員による出前授業（オンライン方

式を含む。)を実施した。また、高校生向け法教育リーフレットの高等学校、教育委員会等への配布(約130万部)、法教育ホームページのコンテンツの拡充、教員向け法教育セミナーのウェブ会議開催、教育委員会が実施する教員向け研修への法務省職員の講師派遣(ウェブ会議方式による講義を含む。)等、学校現場における法教育授業の実践拡大のための活動を多角的に進めたほか、法教育マスコットキャラクターを利用したツイッター等による広報活動を継続的に行う等の取組を行った。

参考指標	実績値				
	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
1 法教育授業実施回数(回)	3,553	3,948	4,056	1,243	2,400
2 教員向け法教育セミナー参加者に対するアンケート結果(法教育授業を実践してみたいと思った割合)(%)	-	-	92	-	82

評価結果	<p>目標達成度合いの測定結果</p> <p>(各行政機関共通区分)相当程度進展あり</p> <p>(判断根拠)</p> <p>測定指標1、2、3は、各達成すべき目標に照らし、全て主要なものと考えている。</p> <p>測定指標1については目標未達成であったものの、測定指標2、3については目標を達成することができたことから、本施策は「相当程度進展あり」と判断した。</p>
	<p>施策の分析</p>
	<p>(各測定指標の目標達成度に関する補足)</p> <p>【測定指標1】</p> <p>法教育関連情報へのアクセス数は、法教育に関する国民の関心の程度を測るひとつの指標となり得るところ、法教育に関する情報や法教育教材等を掲載する法務省ホームページ内の法教育ページへのアクセス件数は、前年度比47パーセントと前年度実績値を下回り、目標を達成できなかった。</p> <p>なお、令和元年度(53,850件)については法教育ページのレイアウト変更をしたことに加え、小学校の法教育実践状況調査(対象数:小学校等10,000校)の実施により、同調査に参与した小学校からのアクセスがあったものと推察され、また、令和2年度(78,836件)については、高校生向け法教育リーフレットに関する情報を同ページで公開したことにより、アクセス数が増加したものと考えられる。平成30年度のアクセス件数が36,366件であったことに鑑みれば、令和3年度(37,150件)のアクセス件数の減少は、令和元年度以前の水準に回帰したものではないかと推測される。</p> <p>【測定指標2】</p> <p>法教育の推進には、法曹関係者と教育関係者が連携して取り組む必要があり、各界の代表や有識者で構成される協議会等を開催して両者の密接な連携を図りつつ、教材の作成等、法教育の推進に資する施策を実施していくことが求められる。</p> <p>令和3年度は、法教育推進協議会を2回開催し、学校現場における法教育の実践状況を踏まえた上で、法教育をさらに推進するために必要な施策や今後の展開、法曹関係者・教育関係者の連携の在り方等について協議を行い、今後の具体的な取組の方向性について検討した。</p> <p>また、同協議会の下に設置されている「成年年齢引下げに向けた法教育施策検討部会」(令和2年度より継続して開催)及び「学校で「もぎさい」プロジェクト企画検討部会」(令和3年度から新た</p>

に設置)を6回開催し、各部会において、高校生向け法教育リーフレットの更なる利活用(全国の高等学校等への配布、リーフレットの解説動画の作成等)や、授業に取り入れやすい模擬裁判教材の作成に向け、具体的な検討を進めた。

こうした協議会等の活動を通じ、学校現場における法教育の円滑な実施の支援を行うことができたことから、目標を達成することができたと評価した。

【測定指標3】

法教育の推進のためには、具体的な法教育活動(教材作成、授業実施等)に対する協力・支援を行うとともに、国民の意識・関心を高めるべく、幅広い層を対象にした広報活動等を行う必要がある。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響下において活動を制限されながらも、高校生向け法教育リーフレットの高等学校、教育委員会等への配布、法教育ホームページのコンテンツの拡充、教員向け法教育セミナーのオンライン開催、教育委員会が実施する教員向け研修への法務省職員への講師派遣(ウェブ会議方式による講義を含む。)、法務局や検察庁等の法務省関係機関の職員による法教育授業の実施(オンラインによる講義を含む。)など、学校現場における法教育授業の実践拡大のための活動を多角的に進めたほか、法教育マスコットキャラクターを利用したツイッター等による広報活動を継続的に行う等の取組により、法教育の実践を拡大させることができたといえることから、目標を達成することができたと評価した。

(達成手段の有効性・効率性等)

【測定指標1、2、3関係】

「法教育の推進」において実施している協議会等は、法教育授業のノウハウや問題点、法曹関係者・教育関係者との連携の重要性、法教育の推進に資するための今後の展開等について、協議等を行うものである。同協議会等における協議や検討等は、国民が法教育に触れる機会の充実につながるものであり、また、学校現場での法教育の意義についての理解を深め、法教育の実践を効率的に拡大させることにつながるものであるから、その適切な運営は法教育の推進という目標の達成に寄与するものといえる。

また、法務省関係機関の職員による出前授業を実施するなどして、具体的な法教育活動に対する協力・支援を行うことや、法教育関連情報をホームページで公開するなどして、広く広報活動等を行うことは、法教育の意義についての国民の理解を深め、法教育の実践を拡大させるという目標の達成に、必要かつ有効である。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

国民一人ひとりが、法や司法の役割を十分に認識し、法やルールにのっとった紛争の適正な解決を図る力を身に付けるとともに、司法の国民的基盤の確立を図るため、法教育を推進する。

【測定指標1、2、3】

現在の目標を維持しつつ、引き続き測定指標1～3により、法教育に対する理解促進、法教育に触れる機会の充実等に積極的に取り組むとともに、新型コロナウイルス感染症対策のため、対面形式以外の取組を強化する。なお、測定指標1に関しては今後、必要に応じて目標値の検討を行う。

学識経験を有する者の知見の活用

- 1 実施時期
令和4年7月21日
- 2 実施方法
会議
- 3 意見等の概要
〔意見及び回答〕

	別添「令和3年度法務省事後評価実施結果報告書(案)に対する質問・意見及び回答」 番号3-1及び3-2のとおり
--	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	「法教育推進協議会における各検討状況」 法務省ホームページ(https://www.moj.go.jp/shingi1/kanbou_houkyo_kyougikai_index.html) 「学校現場における法教育の実践状況に関する調査研究について」 法務省ホームページ(https://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/gakkou_tyousa.html) 「モデル授業例」 法務省ホームページ(https://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/houkyouiku_jugyou.html) 「教員向け法教育セミナー」 法務省ホームページ(https://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/seminar.html) 「成年年齢下げに向けた高校生向けリーフレット」 法務省ホームページ(https://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/houkyouiku_koukouseimukeleaflet.html)
---------------------------	---

備考	【行政事業レビュー点検結果の令和5年度予算概算要求への反映内容】 引き続き、所要の経費の要求を行った。
----	--

担当部局名	大臣官房司法法制部司法法制課	政策評価実施時期	令和4年8月
-------	----------------	----------	--------

- *1 「司法制度改革推進計画」(平成14年3月19日閣議決定)
- 第2-2 司法教育の充実
学校教育等における司法に関する学習機会を充実させるための方策を検討し、本部設置期限までに、所要の措置を講ずる。
- *2 「消費者教育の推進に関する基本的な方針」(平成25年6月28日閣議決定、平成30年3月20日変更)
- 3-(4) 法教育
法教育の内容の一部として、日常生活を支える私法の基本的な考え方を実感として理解し、身に付けることが挙げられる。自立した消費生活を営むためには、消費活動の前提となる身近な法律である私法の基本的な考え方(私的自治の原則、契約自由の原則など)を理解する必要がある。この点で、商品・サービスの選択から契約に至る一連の過程の背後にある私法の基本的な考え方を理解し、考える態度を身に付け、消費者契約の適正化を目指す消費者教育と法教育は整合するため、連携による実施になじむものである。
- *3 「「世界一安全な日本」創造戦略」(平成25年12月10日閣議決定)
- 3-(6) - 法教育に関する関係機関との連絡調整及び学校教材の改定
更なる法教育の推進のため、教育現場等との連携を強化する。また、中学校における法教育の実施状況に関する調査研究を実施し、その結果を踏まえ、必要に応じて、法教育教材の作成及び改定を行うなど、学校現場に対する法教育の支援を行う。
- *4 「第3次犯罪被害者等基本計画」(平成28年4月1日閣議決定)
- 第5-1-(7) 生命・身体・自由の尊重を自覚させる法教育の普及・啓発
法務省において、学校教育を中心として法教育の普及・啓発を促進し、法や司法によって自らを守り、他者を等しく尊重する理念を体得させるを通じ、他者の生命・身体・自由等を傷つけてはならないことを自覚させることにもつながるよう、文部科学省、最高裁判所、日本弁護士連合会等の協力を得て、平成17年5月に発足した法教育推進協議会を通じた取組に努める。
- *5 「再犯防止推進計画」(平成29年12月15日閣議決定)
- 第6-2-(2) - イ 法教育の充実

法務省は、文部科学省の協力を得て、再犯の防止等に資するための基礎的な教育として、法や司法制度及びこれらの基礎となっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育を推進する。加えて、法務省は、再犯の防止等を含めた刑事司法制度に関する教育を推進し国民の理解を深める。

*6 「経済財政運営と改革の基本方針2019」(令和元年6月21日閣議決定)

第2章 - 5 - (7) - 治安・司法

(前略)法教育を推進し、民事司法制度改革を政府全体で進める。

*7 「消費者基本計画」(令和2年3月31日閣議決定)

第5章 - 4 - (1) 消費者教育の推進

法教育、金融経済教育及び情報教育等の消費者教育と密接に関連する分野の取組について、関係府省庁等が密接に連携して推進する。

*8 「法教育推進協議会」

平成15年7月に、我が国の学校教育等における司法及び法に関する学習機会を充実させるため、これらに関する教育について調査・研究・検討を行うべく、「法教育研究会」が設置され、我が国において目指すべき法教育の在り方について検討が行われ、その成果が報告書として発表された。平成17年には、同研究会における検討の成果を引き継ぎつつ、更に法教育の普及・推進を図るため、同研究会を改組する形で、法教育推進協議会が設置された。

*9 「部会」

成年年齢引下げに向けた環境整備の一環として、成年に達する時期を間近に控えた高校生が、契約や私法の基本的な考え方を習得することにより、若年者の被害者被害の防止・救済を図るとともに、法的なものの考え方を身に付け、私法における権利・責任の主体として行動することができる能力を育む法教育推進のための施策について検討するため、令和2年6月に、法教育推進協議会の下に成年年齢引下げに向けた法教育施策検討部会が設置された。

*10 「学校現場における法教育の実践状況調査」

平成24年度から平成27年度にかけて小・中・高等学校における法教育の実践状況調査を行った。その後、選挙権年齢の引下げ(平成28年6月)、成年年齢の引下げ(令和4年4月)、新学習指導要領への移行(令和2年度から順次実施)等、学校を取り巻く環境は大きく変化している状況にあることから、令和元年度には小学校を対象に再度の調査を行った。

令和3年度政策評価書要旨

(法務省3-(4))

施策名	国際仲裁の活性化に向けた基盤整備 (政策体系上の位置付け： - 2 - (5)) (評価書32頁)					
施策の概要	国際取引をめぐる紛争解決のグローバル・スタンダードである国際仲裁の活性化に向けて、人材育成、広報・意識啓発等の基盤整備を推進する。					
達成すべき目標	我が国における国際仲裁の取扱件数が低調である原因を踏まえ、「国際仲裁の活性化に向けた基盤整備に関する調査委託」等を通じて、国際仲裁の活性化のための基盤整備を推進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	元年度	2年度	3年度	4年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	289,722	164,000	142,310	118,975
		補正予算(b)	0	0	0	-
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	289,722	164,000	142,310	
執行額(千円)	288,954	163,160	141,914			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	経済財政運営と改革の基本方針2021 ^{*1} (令和3年6月18日閣議決定) 成長戦略フォローアップ ^{*2} (令和3年6月18日閣議決定)					

測定指標	令和3年度目標	達成
1 「国際仲裁の活性化に向けた基盤整備に関する調査委託」の実施状況及び調査結果に基づく必要な取組の実施状況	「国際仲裁の活性化に向けた基盤整備に関する調査委託」の実施等を通じて、国際仲裁の活性化に向けた基盤整備を行う。	おおむね達成

施策の進捗状況(実績)

政府は、平成29年9月に内閣官房副長官補を議長とする「国際仲裁の活性化に向けた関係府省連絡会議」を設置し、国際仲裁の活性化のために関係府省・関係機関が取り組むべき課題等について検討を行い、平成30年4月、「国際仲裁の活性化に向けて考えられる施策」をとりまとめた(以下「中間とりまとめ」という。)

また、「経済財政運営と改革の基本方針2019～「令和」新時代：「Society 5.0」への挑戦～」(令和元年6月21日閣議決定)においては「国際仲裁の更なる活性化に向けた基盤整備を推進する」とされたほか、「成長戦略フォローアップ」(令和元年6月21日閣議決定)においても、国際仲裁の活性化に向けた基盤整備等の取組を推進することが明記された。なお、令和3年度も、「経済財政運営と改革の基本方針2021

日本の未来を拓く4つの原動力～グリーン、デジタル、活力ある地方創り、少子化対策～」(令和3年6月18日閣議決定)においては、世界に開かれた国際金融センター実現のため「国際仲裁の活性化に向けた

環境整備を行う」とされたほか、「成長戦略フォローアップ」(令和3年6月18日閣議決定)においては、国際仲裁の活性化に向けて「最先端のICTを備えた仲裁専用施設を活用しながら、人材育成、広報・意識啓発等を進める」と明記された。

中間とりまとめにおいては、我が国の国際仲裁を活性化させるという早急に取り組むべき課題への対応がまとめられており、国際仲裁の活性化に向けた基盤整備に関する取組として、国内外の広報・意識啓発、人材育成、施設の整備等に官民が連携して取り組むべきこととされている。そこで、法務省では、令和元年6月から国際仲裁の活性化に向けた基盤整備に関する調査委託事業を開始した。同事業では、国際仲裁の活性化に不可欠な仲裁人・仲裁代理人等の人材育成、企業等に対する広報・意識啓発、審問手続等のための施設整備といった各施策を包括的かつ実効的に実施し、かつ実際の仲裁事件を取り扱うことで有益なフィードバックを得ながら、国際仲裁の活性化に向けた有効な施策の在り方について調査検討を実施することとしている。

これまで、同事業の中で、国際仲裁の重要なユーザーである企業に対して、国内の各業界団体向けのセミナーや、アジアを中心とした海外の日系企業・現地企業向けのセミナーを開催するなど、広報・意識啓発の活動を進めているほか、解説付きの模擬仲裁動画をYouTube法務省チャンネルに公開し、その動画の周知を目的としたセミナーを開催するなど、人材育成についても積極的な取組を進めている。施設の整備についても、同事業の一環として、令和2年3月に東京・虎ノ門に開業した仲裁審問の専用施設の更なるICT化を含めたサービス向上を進め、コロナ禍においても安心して審問手続を行える環境を整備するとともに、参集型のセミナーが困難な状況下においても、同施設のオンライン会議システムを活用した、オンライン形式又はハイブリッド形式での周知啓発や人材育成を目的としたセミナー・シンポジウムを実施している。

参考指標	実績値				
	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
1 日本における国際仲裁取扱件数(件) ¹³	-	-	11	33	38
2 セミナー・シンポジウム参加者の総数(人) (オンライン視聴者を含む。)	-	-	840	2,916	3,799
3 人材育成研修受講者の総数(人) (オンライン視聴・教材受講者を含む。)	-	-	420	6,628	9,308

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)相当程度進展あり
		(判断根拠) 日本における国際仲裁取扱件数は、令和3年度は38件であり、令和2年度の取扱件数と比較して相当数増えた。また、国際仲裁活性化基盤整備調査事業の中で、国際仲裁の重要なユーザーである企業関係者等に対して各種セミナー・シンポジウムを実施し、参加者の総数が3,799人と、昨年度よりも多くの参加者に対する周知を行うことができたため、広報・意識啓発は進んでいると言える。また、仲裁人・仲裁代理人となり得る弁護士等に対する各種研修を実施し、受講者の総数が9,308人と、昨年度よりも多くの受講者に対して仲裁に関する知見を提供できたため、人材育成の観点でも進展があったと言える。さらに、東京・虎ノ門の仲裁審問専用施設が仲裁手続とセミナー等の実施の双方において活用されていることも併せ鑑み、国際仲裁の活性化に向けた基盤整備について、「相当程度進展あり」と判断した。

施策の分析

(測定指標の目標達成度の補足)

【測定指標 1】

参考指標 1 の令和 3 年度の日本における国際仲裁取扱件数は 38 件であり、令和 2 年度と比較して 5 件の増加となった。この取扱件数については、一方で、2020 年東京オリンピック競技大会に起因したスポーツ仲裁の件数が多く含まれていること(増加要因)、他方で、長期間に及び複数回の緊急事態宣言の発令(東京都:令和 3 年 4 月～同年 6 月、同年 7 月～同年 9 月)によって、審問等のキャンセルが相次ぐなど、コロナ禍の影響を大きく受けたこと(減少要因)を考慮する必要がある。

参考指標 2 の広報・意識啓発の状況について見ると、セミナー・シンポジウムの参加者数(オンライン視聴者を含む。)が 3,799 人と、令和 2 年度と比較して更に増加していることから、昨年度に増して、国境を越えて行われる取引であるクロスボーダー取引において国際仲裁を活用することの重要性及び我が国を仲裁地又は審問地とすることのメリット等を、国際仲裁の重要なユーザーである企業等に広く周知することができたと言える。

参考指標 3 の人材育成の状況について見ると、人材育成研修の受講者数(オンライン視聴・教材受講者を含む。)が 9,308 人であり、昨年度以上に、弁護士や学生といった、今後、仲裁人・仲裁代理人となり得る受講者に対して広く国際仲裁に関する知見を提供することができたと言える。

広報・意識啓発については、東京・虎ノ門の仲裁審問専用施設を活用して、アジアを中心とする在外企業向け、経済産業省等と連携した業界団体向け、海外仲裁機関と連携した海外向けのセミナー等を数多く実施するとともに、その他裁判所、国土交通省、弁護士会、国際金融都市を目指す自治体等と連携したセミナー等を実施することができた。人材育成についても、大学と連携した学生向けの出前授業のほか、英国仲裁人協会の日本支部及び日本仲裁人協会と連携した国際仲裁の資格認定講座等多くの取組を実施し、多数の参加を得ている。また、その他の人材育成施策として、解説付きの模擬仲裁動画を作成し、これを YouTube 法務省チャンネルに公開したほか、国際仲裁に係る研修動画や国際仲裁になじみのない企業等を対象とした動画を公開するなどの工夫も進めた。さらに、東京・虎ノ門の仲裁審問の専用施設において、更なる ICT 化を含めたサービス向上を進め、コロナ禍においてもオンライン審問やセミナー等を行う場として施設が活用されている。

以上のことを総合して、国際仲裁の活性化に向けた基盤整備について、「相当程度進展あり」と判断した。

(達成手段の有効性・効率性等)

【測定指標 1】

国際仲裁の活性化に向けた基盤整備を進めるためには、国内外における広報・意識啓発、人材育成、施設の整備等に、官民が連携して、総合的かつ戦略的に取り組むことが有効かつ効率的である。

広報・意識啓発としては、国際商取引をめぐる紛争解決においては、国際仲裁がグローバル・スタンダードであること、仲裁地又は審問地を我が国とすることのメリットがあること、そして、仲裁審問の専用施設の開業を含む我が国における国際仲裁の基盤が整備されつつあること等について、広く経済界に意識啓発する上では、国際仲裁のユーザーである国内外の企業等に対するセミナー・シンポジウム等を開催し、積極的な広報活動を展開することで、日本を仲裁地又は審問地として選択してもらうよう促すことが有効である。

また、国際仲裁に精通した人材の育成・確保に当たっても、弁護士、学生など、幅広い世代に対する研修を積極的に実施することや、資格認定講座の開設、模擬仲裁動画の作成・公開を行うことは、我が国の仲裁人・仲裁代理人となり得る者が、国際仲裁の実際の手続を肌で感じるとともに、専門的かつ高度な知見を吸収するために有効である。

さらに、東京・虎ノ門に開業した仲裁審問の専用施設を、国内外に積極的に広報し、審問手続とともにセミナー・シンポジウム、研修等にも積極的に活用していくことが、我が国における国際仲裁の活性化に向けた基盤整備にとって有効かつ効率的であるものと考えられる。

次期目標等への反映の方向性			
<p>【施策】 我が国における国際仲裁が活性化するように、現在の目標を維持し、引き続き取組を推進していく。</p> <p>【測定指標】 国際仲裁の活性化に向けて、広報・意識啓発、人材育成、施設の整備といった基盤整備が重要であることは変わらない。 令和4年度は、令和3年度に引き続きセミナー・シンポジウム等を開催して国内外の企業等に対する広報活動を進めていくほか、新たに、将来の法曹である司法修習生に対して選択型実務修習として国際仲裁プログラムを提供するなど、広報・意識啓発、人材育成等を積極的に進める。なお、セミナー・シンポジウムや研修の開催に当たっては、コロナ禍の影響も踏まえつつ、より効果的な広報・意識啓発、人材育成を実現できるよう、適切な開催方法を柔軟に検討していく。また、仲裁審問の専用施設について、引き続き、ICT化を含めたサービス向上を進める。</p>			
学識経験を有する者の知見の活用	1 実施時期 令和4年7月21日	2 実施方法 会議	3 意見等の概要 〔意見及び回答〕 別添「令和3年度法務省事後評価実施結果報告書(案)に対する質問・意見及び回答」番号4-1のとおり
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	法務省ホームページ「国際仲裁の活性化に向けた取組」 https://www.moj.go.jp/kokusai/kokusai03_00003.html 内閣官房ホームページ「国際仲裁の活性化に向けた関係府省連絡会議」 https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokusai_chusai/index.html		
備考	【行政事業レビュー点検結果の令和5年度予算概算要求への反映内容】 引き続き、所要の経費の要求を行った。		
担当部局名	大臣官房国際課	政策評価実施時期	令和4年8月

*1 「経済財政運営と改革の基本方針2021」(令和3年6月18日閣議決定)

第2章 次なる時代をリードする新たな成長の源泉 ～4つの原動力と基盤づくり～

5. 4つの原動力を支える基盤づくり

(8) 成長力強化に向けた対日直接投資の推進、外国人材の受入れ・共生

(国際金融センターの実現)

世界に開かれた国際金融センター実現のため、新規参入の海外銀行・証券会社への金融行政の英語対応

や、高度金融人材の特性に応じた在留資格上のポイント付与等の円滑化・迅速化及び国際仲裁の活性化に向けた環境整備を行うとともに、年金等国内の大規模運用機関の運用方針を含む海外金融機関の関心が高い情報を戦略的に発信する。

*2 「成長戦略フォローアップ」(令和3年6月18日閣議決定)

9. 足腰の強い中小企業の構築

(2) 中小企業の成長を通じた労働生産性の向上

) 中堅・中小企業の海外展開支援

(海外進出支援)

国際仲裁の活性化に向け、国連国際商取引法委員会(UNCITRAL)の最新の国際仲裁モデル法に対応するため、仲裁廷が発令する暫定保全措置に執行力を付与し得るものとするなど仲裁法改正に向けた検討について2021年度中に結論を出すとともに、最先端のICTを備えた仲裁専用施設を活用しながら、人材育成、広報・意識啓発等を進める。

*3 JCAA又はJIDRC東京における取扱件数(準備手続会合を含む。)の総和(重複は除く。)。なお、JIDRC東京は令和2年3月末に開業したため、令和元年度の取扱件数は、JCAAにおける新規申立件数を記載している。

令和3年度政策評価書要旨

(法務省3-(5))

施策名	検察権行使を支える事務の適正な運営 (政策体系上の位置付け: - 5 - (2)) (評価書37頁)					
施策の概要	検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるようにするため、検察運営の全般にわたって改善を加え、検察機能のより一層の強化を図る。					
達成すべき目標	捜査・公判活動等を通じて個人の権利と公共の秩序・安全を守るため ・サイバー犯罪 ¹⁾ に対処するための職員の捜査・公判能力の向上を図る。 ・犯罪被害者の保護・支援を行う職員の対応能力の向上を図る。 ・国民に対する検察の業務等についての理解の促進を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	元年度	2年度	3年度	4年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	3,722,787	3,775,189	3,682,133 (1,420,902)	3,942,431 (2,200,002)
		補正予算(b)	426,249	536,310	2,145,002 (2,121,399)	-
		繰越し等(c)	175,399	95,691	1,681,325 (2,120,149)	/
		合計(a+b+c)	4,324,435	4,215,808	4,145,810 (1,422,152)	
執行額(千円)	3,911,059	4,058,642	3,977,299 (1,420,495)			
執行額(千円)	3,911,059	4,058,642	3,977,299 (1,420,495)			
施策に係する内閣の重要政策(施政方針演説のうち主なもの)	犯罪被害者等基本法 ²⁾ (平成16年法律第161号)第19条 第4次犯罪被害者等基本計画 ³⁾ (令和3年3月30日閣議決定) V-第2-3-(1)-キ 職員等に対する研修の充実等 「世界一安全な日本」創造戦略 ⁴⁾ (平成25年12月10日閣議決定) -1-(2)- 民間事業者等の知見を活用したサイバー犯罪・サイバー攻撃対処能力の向上					

() 内について、令和3年度は内閣官房及びデジタル庁、令和4年度はデジタル庁に計上されている額。

測定指標	令和3年度目標	達成
1 サイバー犯罪に対処する捜査能力の充実・強化	サイバー犯罪の捜査に当たる職員に対し、捜査手法や証拠保全・解析技術を習得させる研修を実施し、捜査・公判能力の向上を図る。	おおむね達成
施策の進捗状況(実績)		
パソコン、スマートフォン等に対するデジタルフォレンジックについての基礎的知識を理解させるとともに、電磁的記録証拠の収集、保全及び解析を適切に行うための基礎的技術を習得させ、デジタルフォレンジックを活用した捜査・公判能力の養成を目的として、電磁的記録証拠の収集、保全及び解析の捜査に		

現に従事している検察事務官及びそれらの候補者を対象としたデジタルフォレンジック研修（中級編）^{*5}を実施した。

同研修では、パソコン、スマートフォン等に対するデジタルフォレンジックの基礎的知識に関する講義のほか、電磁的記録証拠の収集、保全及び解析等を適切に行うための委託業者等によるデジタルフォレンジック機器を使用した実習、警視庁捜査支援分析センター警察官による講義等を実施した。

さらに、パソコン、スマートフォン等に対するデジタルフォレンジックについての高度な知識を理解させるとともに、電磁的記録に係る証拠の収集、保全及び解析を適切に行うための高度な技術を習得させ、デジタルフォレンジックを活用した捜査・公判能力を向上させることを目的として、デジタルフォレンジック研修（中級編）修了者等（検察事務官）を対象としたデジタルフォレンジック研修（上級編）^{*6}を実施した。

同研修では、電磁的記録証拠の収集、保全及び解析を適切に行うための高度な技術の習得のため、パソコン、スマートフォン等の証拠保全、データ解析等の実習等を実施した。

なお、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ」という。）の感染拡大の影響を受けつつも、地域の感染状況に応じて時期をずらすなどして予定どおり実施した。また、感染リスクを低減する目的から、中級編については、令和2年度と同様、令和元年度の半数での実施を余儀なくされたところ、上級編については、受講希望者が多かったことから、十分な感染防止対策を講じた上で、令和2年度と比べて約2倍以上の研修員数で実施した。

参考指標	実績値				
	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
1 デジタルフォレンジック研修 ^{*7} 参加者に対するアンケート調査結果（研修を理解したとする回答者数 / アンケート回答者数）（％）	100.0 (60/60)	-	-	-	-
2 デジタルフォレンジック研修 ^{*8} （スマートフォン編）参加者に対するアンケート調査結果（研修を理解したとする回答者数 / アンケート回答者数）（％）	100.0 (50/50)	-	-	-	-
3 デジタルフォレンジック研修（中級編）参加者に対するアンケート調査結果（研修を理解したとする回答者数 / アンケート回答者数）（％）	-	100.0 (59/59)	100.0 (60/60)	100.0 (29/29)	96.6 (28/29)
4 デジタルフォレンジック研修（上級編）参加者に対するアンケート調査結果（研修を理解したとする回答者数 / アンケート回答者数）（％）	-	93.1 (27/29)	100.0 (16/16)	100.0 (12/12)	96.7 (29/30)

測定指標	令和3年度目標	達成
2 研修参加者に対するアンケート調査結果（研修を理解したと回答した者の割合）（％）	90以上	達成

施策の進捗状況（実績）					
<p>犯罪被害者対応に必要な知識・技能を習得させる目的で、被害者支援担当者（被害者支援員^{※9}及び被害者支援を担当する検察事務官）を対象とした中央研修を実施した。</p> <p>研修では、法務・検察における被害者施策やこれに関連する制度等の説明、臨床心理士による犯罪被害者の心情等に関する講義及び犯罪被害者支援を行う専門家による関係機関と連携した被害者支援に関する講義、各庁における被害者支援に関する活動の実情や問題点等についてのフリーディスカッション、最高検察庁検察官による検察庁における被害者支援への取組に関する説明を行った。</p>					
参考指標	実績値				
	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
1 被害者支援担当者中央研修参加者に対するアンケート調査結果（研修を理解したとする回答者数／アンケート回答者数）（％） 平成29年度ないし令和2年度につき、（研修を有意義とする回答者数／アンケート回答者数）を記載。	88.5 (69/78)	94.9 (75/79)	96.9 (63/65)	89.2 (58/65)	100.0 (65/65)

測定指標	令和3年度目標	達成
3 検察の機能や役割に関する広報活動の実施状況	国民に対して幅広く検察活動の意義や役割を理解してもらうため、地域に密着した効果的な広報活動を実施する。	おおむね達成

施策の進捗状況（実績）					
<p>検察庁の組織や刑事手続の概要等を説明したパンフレットを利用し、これまでに培ったネットワークや経験を活用して、全国の検察庁において広報活動を実施するとともに、外国政府職員や留学生等に対して説明する際の一助となる統一的な資料として使用している英語版の検察庁広報用パンフレットを更新した。また、法教育の重要性が高まっていることから、教員研修や出前教室・移動教室等の教育の現場を対象とした広報活動のほか、一般市民や企業等を対象とした講演会、説明会を行った。</p> <p>なお、令和3年度も、コロナの感染拡大の影響を受け、参集型の広報活動を自粛せざるを得なかったところ、代替的手段としてオンラインによる配信等の広報活動を行った。</p> <p>また、地域の感染状況に応じて、十分な感染防止対策を講じた上で、職員の出身校等へ赴くなどの地域に密着した広報活動を実施するなど、適時適切な方法で積極的に広報活動を実施した。</p>					
参考指標	実績値				
	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
1 広報活動の実施回数（回）	1,104	1,231	1,105	252	566

（各行政機関共通区分）相当程度進展あり

	<p>目標達成度合い の測定結果</p>	<p>(判断根拠)</p> <p>測定指標 1、2、3 は、各達成すべき目標に照らし、全て主要なものであると 考えている。</p> <p>測定指標 2 について、目標を達成することができた。</p> <p>また、測定指標 1、3 について、いずれも目標をおおむね達成することができ た。</p> <p>したがって、本施策は「相当程度進展あり」と判断した。</p>
<p>評 価 結 果</p>	<p>施策の分析</p>	
	<p>(測定指標の目標達成度の補足)</p> <p>【測定指標 1】</p> <p>令和 3 年 11 月 8 日から同月 12 日までの 5 日間及び同月 29 日から 12 月 3 日までの 5 日間、東京及び大阪の 2 か所において、地方検察庁の検察事務官合計 29 名を対象としてデジタルフォレンジック研修(中級編)を実施し、令和 4 年 1 月 17 日から同月 21 日の 5 日間及び令和 3 年 12 月 6 日から同月 10 日までの 5 日間、東京及び大阪の 2 か所において、地方検察庁の検察事務官合計 30 名を対象としてデジタルフォレンジック研修(上級編)を実施した。</p> <p>デジタルフォレンジック研修(中級編)では、パソコン、スマートフォン等に対するデジタルフォレンジックについての基礎的知識の理解とデジタルフォレンジックを活用した捜査・公判能力の養成を目的として、東京地方検察庁職員によるデジタルフォレンジックの概要及びその意義に関する講義、デジタルフォレンジック機器を使用した委託業者による解析実習及び同庁職員による保全解析実習を行ったほか、より高度化・複雑化していくデジタルフォレンジック技術・知識の習得を図るため、パソコン・スマートフォンの実機を使った保全実務に関する講義及び実習、警察・検察におけるそれぞれのデジタルフォレンジック実務の現状等に関する講義を行った。</p> <p>デジタルフォレンジック研修(上級編)では、パソコン、スマートフォン等に対するデジタルフォレンジックについての高度な知識の理解とデジタルフォレンジックを活用した高度な捜査・公判能力の養成を目的として、解析の概要等に関する講義、初動対応及び証拠保全、アプリケーションデータ解析実習等を行った。</p> <p>上記研修終了後は、今後の研修カリキュラム等の策定に資するため、参加した研修員を対象としたアンケートを実施した結果、59 名全員(デジタルフォレンジック研修(中級編) 29 名、デジタルフォレンジック研修(上級編) 30 名)から回答を得ることができ、デジタルフォレンジック研修(中級編)の 96.6 パーセントの研修員から「概要について理解した」又は「実務に従事できる程度の理解を得た」、デジタルフォレンジック研修(上級編)の 96.7 パーセントの研修員から「更に理解を深められた」又は「これまでより高度な D F 業務を遂行できるくらいに理解を深められた」との回答を得た。</p> <p>また、いずれの研修に対しても、有意義であったとの感想が相当数述べられていることから、上記各研修により、サイバー犯罪に対処する職員の捜査・公判能力の向上を図るという目標をおおむね達成したと評価できる。</p> <p>【測定指標 2】</p> <p>令和 3 年 11 月 29 日から同月 30 日までの 2 日間、全国の地方検察庁の被害者支援担当者 65 名を対象に、被害者支援担当者中央研修を実施した。</p> <p>令和 3 年度は、コロナの感染リスクを低減する目的から、テレビ会議システムを用いたりリモート方式により実施した。</p> <p>同研修では、刑事局職員による法務・検察における犯罪被害者保護・支援に関する施策等についての説明、臨床心理士による犯罪被害者の心情等に関する講義及び犯罪被害者支援を行う専門家による関係機関と連携した被害者支援に関する講義、最高検察庁検察官による検察庁における被害者支援の取組に関する説明等がなされた。</p> <p>なお、令和 2 年度実施した際のアンケート結果から、より実務に近い被害者対応を行っている関係</p>	

機関との連携に知見を有する専門家の講義を取り入れるなど、カリキュラムの見直しを行った。

そのほか、令和2年度に引き続き、研修員、刑事局職員との間で、各庁における被害者支援活動の実情や問題点等について、研修員を3班に分けてフリーディスカッションを行った。

研修終了後には、今後の研修カリキュラム等の策定に資するため、参加した研修員全員を対象としたアンケートを実施し、65名全研修員から「概要について理解した」又は「実務にいかせる程度の理解を得た」との回答を得た。その結果、研修全体に対しては、「被害者支援を行う上で必要なポイントについて、改めて確認することができた。」「犯罪被害者の心情に配慮した犯罪被害者等支援の在り方、犯罪被害者等支援のため必要な知識及び技能の習得など犯罪被害者等支援業務の重要性を再認識した。」「実務に沿った具体的な内容を分かりやすく講義・説明していただいたので、内容を理解しやすかった。」「他庁・外部機関における被害者支援の実情及び刑事局・最高検の取組状況等を共有する機会があることは、有意義であり重要であると思料する。」等の業務に資するとする回答が多く見られた。

以上のことから、同研修により、被害者支援担当者の対応能力を向上させるという目標を達成したと評価できる。

【測定指標3】

検察庁の組織や刑事手続の概要等を説明したパンフレットを全国の検察庁に配布し、広報活動の際にはこれを利用することとした。また、過去の広報啓発活動を通じて培った経験やネットワークを活用して、職員の出身校等へ赴くなど地域に密着した広報活動を実施した。さらに、外国政府職員や留学生等に対して説明する際の一助となる統一的な資料として使用している英語版の検察庁広報用パンフレットを更新した。令和2年度から順次実施されている新学習指導要領では、法の基本的な考え方、国民の司法参加の意義等についての学習内容が充実化され、学校教育の現場で法教育の重要性が高まっているところ、令和3年度においても引き続き、法教育の趣旨を取り入れた広報活動を実施した。

これらの広報活動の実施回数は566回であり、活動への参加人数は合計16,921人であった。実施回数は例年より大幅に減少しているが、これは、昨年度に引き続き、コロナの感染拡大による影響を受けたものであり、代替的手段による広報活動の実施等（上記の広報活動の実施回数566回のうち、オンラインによる広報活動は77回である。）、コロナ禍においても適時適切な方法により可能な限り広報活動の実施に努めた結果、昨年度の約2倍の実施回数となった。また、前記のとおり、近年は法教育の趣旨を取り入れた広報活動も実施しており、主に学生、生徒を対象とした出前教室及び移動教室は、実施回数287回、参加人数は10,597人であった。さらに、一般市民、企業等を対象とした講演会、説明会については、実施回数が106回、参加人数は2,851人と、コロナ禍という事情を考慮すると、一定数の広報活動が実施できた。

以上のことから、検察活動の意義や役割を国民に正しく理解してもらうため、地域に密着した効果的な広報活動を実施するという目標をおおむね達成したと評価できる。

（達成手段の有効性、効率性等）

【測定指標1、2、3関係】

達成手段 「各種犯罪への対応」において実施しているデジタルフォレンジック研修（中級編）及びデジタルフォレンジック研修（上級編）により、サイバー犯罪に対処する職員に対し、デジタルフォレンジックに関する知識を理解させるとともに、電磁的記録証拠に関する収集、保全及び解析を適切に行うための実践的技術等を習得させることは、サイバー犯罪に対処するための職員の捜査・公判能力の向上を図るという目標に有効に寄与したといえる。

また、被害者支援担当者の育成については、被害者支援担当者の中央研修を実施することで、職員の意識や対応能力の向上を図ることができ、検察における犯罪被害者の保護・支援に資することができたほか、全国均一的な能力向上及び統一的な情報の共有を図ることができた。とりわけ、同研修におけるフリーディスカッションでは、各庁における実情や問題点等を議論することにより、各庁間の情報共有が一層図られたことから、目標に対し効果的かつ効率的に寄与したといえる。

さらに、国民に検察の機能や役割を理解してもらうための広報活動については、捜査等への協力や裁判員制度への理解を深める契機となり、検察権の適正な行使に一定の効果을上げていると考えられ

る。

(行政事業レビューの結果の活用状況)

本施策は、令和3年度行政事業レビューにおいて、「各経費について執行実績を踏まえた見直しを行い、経費の縮減を図るべきである。」との指摘を受けたところ、光熱水料について、執行実績を踏まえた見直しを行ったほか、物品の購入数量の見直し等を行うことにより、本施策にかかる令和4年度予算概算要求額を前年度比約8,700万円削減し、効率的な施策の実施に努めている。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるよう、現在の目標を維持し、引き続き、各取組を推進していく。

【測定指標1】

サイバー犯罪が年々増加傾向にある上、犯罪形態も複雑・巧妙化し、かつ、多様化しつつある状況であるため、より効果的な捜査を実現するためにデジタルフォレンジック研修(中級編)及びデジタルフォレンジック研修(上級編)の実施は大きな意義を有している。今後もサイバー犯罪に対処する職員の捜査能力の向上を目的として、アンケート結果を踏まえ、カリキュラム等につき必要な変更や工夫等を講じながら、引き続き上記各研修を実施していく。

【測定指標2】

国の施策として行われる犯罪被害者支援策は、全国で均質である必要があり、また、被害者の心情等に配慮したきめ細やかな対応でなければならない。したがって、被害者支援担当者を対象とした中央研修については、アンケート結果を踏まえて、カリキュラム等につき必要な変更や工夫等を講じながら、引き続き同研修を実施していく。

【測定指標3】

国民の安全な生活を守るための適正、迅速な検察活動を行うためには、検察の使命や検察活動の機能・役割に関する広報活動が重要であり、引き続き、国民から寄せられる意見・感想を反映し、コロナによる影響を踏まえ、オンラインでの広報を実施するなどして、広報活動の充実を図るほか、学校教育や市民教育等において、幅広い層の国民に対して、法教育の趣旨を取り入れた広報活動を行うなど、多様な広報活動を実施していく。

学識経験を有する者の知見の活用

- 1 実施時期
令和4年7月21日
- 2 実施方法
会議
- 3 意見等の概要
〔意見及び回答〕
別添「令和3年度法務省事後評価実施結果報告書(案)に対する質問・意見及び回答」
番号5-1ないし5-3のとおり

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

評価の過程で使用したアンケート調査等
デジタルフォレンジック研修、デジタルフォレンジック研修(スマートフォン編)、デジタルフォレンジック研修(中級編)、デジタルフォレンジック研修(上級編)及び被害者支援担当者中央研修に関するアンケート調査結果並びに全国の検察庁における広報活動の実施回数及び参加人数の集計データは、刑事局総務課において保管している。

備考	【行政事業レビュー点検結果の令和5年度予算概算要求への反映内容】 検察庁における司法修習の実施について、修習教材の印刷部数の見直しを行う等して、経費の縮減を図った。 また、各種犯罪への対応については、通信料について、執行実績を踏まえた見直しを行う等して、経費の縮減を図った。		
担当部局名	刑事局総務課企画調査室	政策評価実施時期	令和4年8月

*1 「サイバー犯罪」

コンピュータウイルスによる攻撃やコンピュータネットワークを悪用した犯罪などを総称したもの。

*2 「犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）」

（保護、捜査、公判等の過程における配慮等）

第19条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉又は生活の平穩その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員の配置、必要な施設の整備等必要な施策を講ずるものとする。

*3 「第4次犯罪被害者等基本計画（令和3年3月30日閣議決定）」

V - 第2 - 3 - (1) - キ 職員等に対する研修の充実等

法務省において、二次的被害の防止の重要性も踏まえ、検察官及び検察事務官に対する各種研修の機会における「犯罪被害者支援」等のテーマによる講義の実施、犯罪被害者等早期援助団体への検察官の派遣、矯正施設職員に対する犯罪被害者団体等の関係者を招いた講義等の実施、更生保護官署職員に対する犯罪被害者等支援の実務家による講義等の実施、全国の地方検察庁に配置されている被害者支援員を対象とした研修における犯罪被害者等に関する諸問題についての講義等の実施等、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育・研修等の充実を図り、職員の対応の向上に努める。

*4 「「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）」

- 1 - (2) - 民間事業者等の知見を活用したサイバー犯罪・サイバー攻撃対処能力の向上

サイバー空間の脅威の複雑・巧妙化や技術的潮流の著しい変化に的確に対応するため、民間事業者等の優れた知見を活用したTor (The Onion Router)¹⁹等の高度匿名化技術を始めとする最先端の情報通信技術に関する研究の実施、サイバー空間の脅威を模擬実習できる環境の構築、サイバー犯罪・サイバー攻撃対策に専従する警察職員の専門的知識・技能の向上を図る研修・訓練の実施、民間企業への講義の委託、海外の大学等への捜査員の派遣、技術的に高度な情報セキュリティに係る民間資格取得のためのトレーニングの実施等により、捜査員のサイバー犯罪・サイバー攻撃の捜査能力の向上とともに、捜査機関の技術力の強化を図る。

*5 「デジタルフォレンジック研修（中級編）」

パソコン、スマートフォン等に対するデジタルフォレンジックについての基礎的知識を理解させるとともに、電磁的記録証拠の収集、保全及び解析を適切に行うための基礎的技術の習得、デジタルフォレンジックを活用した捜査能力の向上を目的として、検察事務官を対象に平成30年度から実施している。平成29年度まで実施していた「デジタルフォレンジック研修」及び「デジタルフォレンジック研修（スマートフォン編）」を整理し、「デジタルフォレンジック研修（中級編）」及び「デジタルフォレンジック研修（上級編）」とした。

なお、ここでいう「デジタルフォレンジック」とは、犯罪捜査において、コンピュータやスマートフォンなどの電磁的記録媒体に対して証拠となる電磁的証拠の収集・保全・解析を行い、法的に利用する技術

や手法のことをいう。

*6 「デジタルフォレンジック研修（上級編）」

パソコン、スマートフォン等に対するデジタルフォレンジックについて高度な知識を理解させるとともに、電磁的記録に係る証拠の収集、保全及び解析を適切に行うための高度な技術の習得、デジタルフォレンジックを活用した捜査能力の向上を目的として、検察事務官を対象に平成30年度から実施している。研修体系の整理については、*5「デジタルフォレンジック（中級編）」のとおり。

*7 「デジタルフォレンジック研修」

刑事事件におけるデジタルフォレンジックについての基礎的知識を理解するとともに、証拠である電磁的記録の収集、保全及び解析等を適切に行うための実践的技術等を習得させることにより、捜査能力を向上させることを目的として、平成24年度から実施し、研修体系の整理に伴い、平成27年度から、名称を「デジタルフォレンジック研修」と変更し、対象を検察事務官として平成29年度まで実施した。

*8 「デジタルフォレンジック研修（スマートフォン編）」

対象をスマートフォンに特化したデジタルフォレンジックについての基礎的知識の理解と、証拠である電磁的記録の収集、保全及び解析を適切に行うための基礎的技術の習得、デジタルフォレンジックを活用した捜査能力の向上を目的として、検察事務官を対象に平成26年度から実施し、平成26年度は「スマートフォンフォレンジック研修」として実施したが、研修体系の整理に伴い、平成27年度から「デジタルフォレンジック研修（スマートフォン編）」と名称変更し、平成29年度まで実施した。

*9 「被害者支援員」

全国の地方検察庁に配置され、犯罪被害者からの様々な相談への対応、法廷への案内・付添い、事件記録の閲覧、証拠品の返還等の各種手続の手助けをするほか、被害者の状況に応じて、精神面、生活面、経済面等の支援を行っている関係機関や団体等を紹介するといった支援活動を行う職員。

*10 「Tor (The Onion Router)」

インターネット上で接続経路を匿名化して通信を行う技術の一つ。

Torは、無作為に選ばれた複数の中継ノード（通信ネットワークにおいて通信を中継するコンピュータなどの機器のこと）を経由して宛先との通信を行うが、中継ノード上にログを残す機能がない、出口以外の通信路が暗号化される、一定時間ごとに通信経路も変更されるなどの特徴により、発信者の特定は困難になっている。

令和3年度政策評価書要旨

(法務省3-(6))

施策名	矯正施設 ^{*1} の適正な保安警備及び処遇体制の整備 (政策体系上の位置付け： - 6 - (1)) (評価書114頁)					
施策の概要	矯正施設の適正な管理運営を維持するため、各種警備用機器の整備・開発の推進及びその効果的な活用等を図るとともに研修訓練等を通じて職員の職務執行力の向上を図る。					
達成すべき目標	以下により矯正施設の保安警備体制を充実させることを通じ、受刑者等の改善更生及び円滑な社会復帰並びに再犯防止という目的を達成するための処遇環境の充実を図る。 ・矯正施設における非常事態(暴動、逃走、天災事変その他保安上緊急の措置を要する事態)発生時に警備活動及び災害復旧その他の救援活動に従事する刑事施設職員の能力向上を図る。 ・刑事施設 ^{*2} の総合警備システム ^{*3} を更新整備する。					
施策の予算額・執行額等	区分	元年度	2年度	3年度	4年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	6,526,085	8,504,838	6,404,112	6,590,040
		補正予算(b)	2,087,022	4,558,512	6,884,476	-
		繰越し等(c)	6,283,134	17,121	4,681,298	/
		合計(a+b+c)	14,896,241	13,046,229	8,607,290	
執行額(千円)	14,610,082	12,538,552	8,040,741			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成17年法律第50号) ^{*4} 第1条等 矯正施設警備救援規程(平成14年3月25日法務大臣訓令) ^{*5} 第13条等					

測定指標	令和3年度目標	達成
1 刑事施設職員に対する保安警備に関する訓練の実施状況	各刑事施設において実施している各種訓練(警備用具の使用訓練、防災器具の使用訓練等)、管区機動警備隊集合訓練等を通じて、保安警備に係る職員の職務執行力の向上を図る。	達成
施策の進捗状況(実績)		
各矯正管区に所属する管区機動警備隊員(刑務官)については、各矯正管区が主催する管区機動警備隊集合訓練に参加させた上、同訓練においては、保安事故等が発生した場合に迅速かつ確な対応ができるように、また、現状のコロナ禍に鑑み、感染拡大防止を踏まえた各種訓練を取り入れるとともに、令和2年度に引き続き、特別機動警備隊の隊員を指導者とするなどして、実践的かつ実務的な訓練を行った。		

参考指標	実績値				
	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
1 管区機動警備隊集合訓練の実施回数(回)	8	8	8	8	8
2 上記訓練の参加者数(人)	353	353	354	235	228
3 上記訓練の参加者に対するアンケート(訓練を有意義とする回答)(%)	98.6 (348人)	96.9 (342人)	96.9 (343人)	94.9 (223人)	98.3 (224人)
4 刑事施設における保安事故発生件数(逃走、自殺、火災、傷害等)(件)	16	13	14	16	11
5 災害復旧その他救援活動派遣実績(件)	5	3	4	13	15

測定指標	令和3年度目標値					達成
2 総合警備システムの更新整備施設数	4施設					達成
	基準値	実績値				
	-	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
	-	15	13	53	10	4

評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>(各行政機関共通区分) 目標達成</p> <p>-----</p> <p>(判断根拠) 測定指標1については、集合訓練に参加した隊員の各設間に対する回答の98.3パーセントが「有意義」との内容であり、また、保安事故発生件数も、昨年度から約31パーセント減少しており、過去5年と比較しても最小値となっている。加えて、重警備が必要となる事態や災害の発生など、矯正施設の保安機能が低下するおそれがある事態等の発生時においては、迅速な職員派遣が実施され、適切に対処するなど、刑事施設職員の職務執行力の向上が図られていると見ることができる。他方、測定指標2についても、目標値と同様の施設について更新整備を行うことができたことから、「目標達成」と判断した。</p>
	施策の分析	
	<p>(測定指標の目標達成度の補足)</p> <p>【測定指標1】</p> <p>令和3年度は、令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大の状況等を踏まえ、訓練期間、訓練人員等について、従来の訓練から縮小した上で実施した。</p> <p>上記を踏まえ、札幌から福岡までの全国8管区(全国の刑事施設に勤務する管区機動警備隊員計228人)において、令和3年10月から同年12月までの間、それぞれ2日間程度の日程で、主に、新型コロナウイルス感染症の拡大している状況下での施設内対応及び震災等の非常事態が発生したことを想</p>	

定した訓練を行った。

訓練を実施するに当たっては、平成31年4月に発足した特別機動警備隊の隊員を指導者として招へいし、施設内のゾーニング等刑事施設における新型コロナウイルス感染症防止対策、避難所開設、運営等実践的かつ実務的な訓練を実施するなどしており、令和3年の豪雨災害等においては、速やかな避難所開設、避難住民の受け入れ及び対応を適切に行うなど、対外的な側面においても生かされているほか、矯正内部においても、新型コロナウイルス感染症によるクラスター発生施設に対して、多くの人員を応援派遣し、施設の規律及び秩序の維持、適切な施設運営に寄与することができている。

【測定指標2】

総合警備システムについては、各施設における前回更新年次、機器の不具合状況等、総合警備システムの現状を総合的に勘案して更新整備の優先順位を定め、令和3年度においては、予算を考慮して更新整備の目標値を4施設と設定したものであり、目標値どおり4施設の更新設備を完了することができたが、内1施設は少年施設となったため、今後、目標数値の選定施設では刑事施設を対象したものとしたい。

(達成手段の有効性・効率性等)

【測定指標1、2関係】

達成手段 「矯正施設の保安及び処遇体制の整備」において実施している管区機動警備隊集合訓練については、非常事態等場面における対応等のほか、刑事施設での通常の勤務場面においても使用する警備用具等の使用方法を実践的に訓練するなどしている。このため、同訓練終了後、現場施設で勤務する際、同訓練で習得したことを実践の場面で発揮することができるとともに、同訓練に参加できなかった刑事施設職員にも伝達研修などを行い、共有を図っている。また、集合訓練において、統一的な訓練内容を共有することで、有事の際に様々な施設から応援職員が派遣され、即席チームを編成したとしても、円滑に対応することができる。これらのことから、非常事態に迅速かつ適切に対処するため、刑事施設職員の能力の向上を図るという目標に対し有効的かつ効率的に寄与したといえる。また、同達成手段において実施している刑事施設の総合警備システムの更新整備については、監視カメラの性能向上や必要箇所の見直しを行った結果、夜間の視認性が高くなり、戒護区域内における死角面積を減少させるという効果が得られた。これにより、外部侵入者の早期発見、被収容者の不適正行為の早期摘発を行うことが可能となり、保安事故の早期発見及び事態収束に寄与したといえる。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

矯正施設の適正な管理運営を維持するため、現在の目標を維持し、引き続き、保安警備体制の向上を図っていく。

【測定指標1、2】

刑事施設は、被収容者の収容を確保するとともに、施設の規律及び秩序を維持して適切な処遇環境を維持しつつ、被収容者の状況に応じた適切な処遇を実施し、法的地位ごとの収容目的を達成することを目的としており、国の治安を支え、平穏な国民生活を確保する最後の砦としての責務を担っている。したがって、仮に保安事故が発生したとしても、速やかに平時の状態に回復することが刑務官に求められている。

一たび、刑事施設において重大な保安事故が発生すれば、国民生活に与える影響も甚大であることから、機械警備による保安警備体制の維持向上に努めるとともに、刑務官の職務執行力の向上を図るための充実した管区機動警備隊集合訓練を継続し、あらゆる危機場面を想定して、物的人的の両面から刑事施設における保安警備体制の構築を図ることは意義があると言える。

する者の知見 の活用	令和4年7月21日 2 実施方法 会議 3 意見等の概要 〔意見及び回答〕 なし
---------------	---

政策評価を行 う過程におい て使用した資 料その他の情 報	管区機動警備隊訓練に対する隊員のアンケートに関する調査結果は、矯正局成人矯正課において保管している。
---	--

備考	【行政事業レビュー点検結果の令和5年度予算概算要求への反映内容】 引き続き、所要の経費の要求を行った。
----	--

担当部局名	矯正局成人矯正課警備対策室	政策評価実施時期	令和4年8月
-------	---------------	----------	--------

*1 「矯正施設」

刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院の総称

*2 「刑事施設」

刑務所、少年刑務所及び拘置所の総称

*3 「総合警備システム」

警備用機器のうち、外堀、工場、廊下、居室、保護室の監視用カメラについて、操作卓モニターにて集中監視を行い、24時間自動録画を行うとともに、同操作卓周辺に、無線基地局を始め、非常通報装置及び侵入防止センサーの警報・表示装置を設置し、異常事態の早期発見及び的確な緊急対応を行うためのシステム

*4 「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）」

第1条 この法律は、刑事収容施設の適正な管理運営を図るとともに、被収容者、被留置者及び海上保安被留置者の人権を尊重しつつ、これらの者の状況に応じた適切な処遇を行うことを目的とする。

*5 「矯正施設警備救援規程（平成14年3月25日法務大臣訓令）」

第13条 管区機動警備隊は（中略）非常事態が発生した矯正施設に派遣された場合には、当該矯正施設の警備応援その他の警備活動及び災害復旧その他の救援活動に従事するものとする。

令和3年度政策評価書要旨

(法務省3-(7))

施策名	矯正施設 ^{*1} における収容環境の維持及び適正な処遇の実施 (政策体系上の位置付け： - 6 - (2)) (評価書119頁)					
施策の概要	被収容者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るため、被収容者の個々の状況に応じて、収容環境の維持を含めた適切な処遇を実施する。					
達成すべき目標	刑事施設 ^{*2} や少年院における改善指導等を適正に実施するほか、職業訓練や少年院における職業指導、矯正施設の就労支援スタッフ等を活用した就労支援等を充実させることにより、被収容者の改善更生及び円滑な社会復帰を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	元年度	2年度	3年度	4年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	43,572,341	42,898,209	43,364,456	44,326,920
		補正予算(b)	138,995	2,116,945	0	-
		繰越し等(c)	245,927	168,507	387,492	
		合計(a+b+c)	43,957,263	44,846,647	43,751,948	
執行額(千円)	43,330,386	44,153,479	42,916,227			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<p>子供・若者育成支援推進大綱(平成28年2月9日子ども・若者育成支援推進本部決定) 第3-2(2) (施設内処遇を通じた取組等)^{*3}</p> <p>「世界一安全な日本」創造戦略(平成25年12月10日閣議決定)</p> <p>- 3 - (1) - 性犯罪者等再犯防止の必要性の高い者に対する指導及び支援の充実強化</p> <p>- 3 - (2) - 就労支援の推進^{*4}</p> <p>「宣言：犯罪に戻らない・戻さない～立ち直りをみんなで支える明るい社会へ～」(平成26年12月16日犯罪対策閣僚会議閣議決定)</p> <p>2 立ち直りをみんなで支える社会に向けた取組の方向性</p> <p>3 再犯防止につながる仕事の確保</p> <p>再犯防止推進計画(平成29年12月15日閣議決定)</p> <p>第2-1 就労の確保等</p> <p>第5-1-(2) - - 性犯罪者・性非行少年に対する指導等</p> <p>性犯罪・性暴力対策の強化の方針(令和2年6月11日性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議決定)</p> <p>性犯罪者に対する再犯防止施策の更なる充実^{*5}</p>					

測定指標	令和3年度目標	達成
1 受刑者の性犯罪再犯防止指導 ^{*6} 受講前後の問題性の変化	受刑者の問題性の程度を示す数値の平均値が小さくなること	達成
施策の進捗状況(実績)		

受刑者の問題性の程度を示す数値を性犯罪再犯防止指導受講前後で測定した結果、受講後の平均値は、受講前の平均値よりも令和2年度は1.72ポイント（約22パーセント）、令和3年度は1.50ポイント（約19パーセント）低下したことが確認された。

参考指標	実績値				
	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
性犯罪再犯防止指導受講開始人員（人）	504	797	563	424	433

測定指標	令和3年度目標	達成
2 在院者の性非行防止指導 ¹⁷ 受講前後の問題性の変化	在院者の問題性の程度を示す数値の平均値が小さくなること	達成

施策の進捗状況（実績）

在院者の問題性の程度を示す数値を性非行防止指導受講前後で測定した結果、指導受講後の平均値は、受講前の平均値よりも暫定値であるが5.45ポイント（約12パーセント）低下したことが確認された。

参考指標	実績値				
	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
性非行防止指導受講人員（人） （中核プログラム修了者）	228	188	165	134	126

測定指標	年ごとの目標値						達成
	2年			3年			
3 刑事施設における職業訓練の受講率	対元年増			対2年増			未達成
	元年	29年	30年	元年	2年	3年	
	出所者における職業訓練受講者数（人）	3,879	3,965	4,234	3,879	3,657	3,265
出所者における職業訓練受講率（%）	19.4	18.0	20.1	19.4	19.3	18.3	

参考指標	実績値				
	29年	30年	元年	2年	3年
刑事施設出所者数（人）	22,025	21,060	19,993	18,931	17,809

測定指標	年ごとの目標値					達成
	2年		3年			
	4 刑事施設における就労支援実施人員の割合	対元年増		対2年増		
	基準値	実績値				
	元年	29年	30年	元年	2年	3年
就労支援実施人員の割合（％）	19.8	18.1	19.5	19.8	18.6	19.9

参考指標	実績値				
	29年	30年	元年	2年	3年
刑事施設出所者数（人）	22,025	21,060	19,993	18,931	17,809
就労支援実施人員（人）	3,989	4,097	3,961	3,527	3,552
就労支援実施人員のうち、満期釈放人員（人）	823	732	565	529	490
うち、在所中就職内定人員（人）	255	284	286	276	207
就労支援実施人員のうち、仮釈放人員（人）	2,282	2,190	1,794	1,767	1,804
うち、在所中就職内定人員（人）	451	649	628	564	534
事業主による採用面接実施人員（人）	1,023	1,420	1,653	1,377	1,154
就労支援スタッフによる面接等実施人員（人）	23,593	23,999	25,350	22,414	23,855

--	--	--	--	--	--

測定指標	年ごとの目標値					達成
	2年		3年			
5 少年院における就労支援実施人員の割合	対元年増		対2年増			未達成
	基準値	実績値				
	元年	29年	30年	元年	2年	3年
就労支援実施人員の割合(%)	22.8	22.8	22.9	22.8	25.5	23.4
参考指標	実績値					
	29年	30年	元年	2年	3年	
少年院出院者数(人)	2,882	2,564	2,470	1,986	1,893	
就労支援実施人員(人)	656	587	563	506	443	
事業主による採用面接実施人員(人)	153	231	249	194	196	
就労支援スタッフによる面接等実施人員(人)	9,265	8,288	7,267	5,267	5,007	
少年院仮退院者の保護観察終了時の有職者の割合(%)	78.7	77.2	78.0	75.2	73.7	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>(各行政機関共通区分) 進展が大きくない</p> <p>-----</p> <p>(判断根拠) 測定指標1及び2は目標を達成することができたが、測定指標3ないし5については、目標を達成することができなかった。</p> <p>以上の結果から、上記のとおり判断した。</p>
	施策の分析	
	<p>(測定指標の目標達成度の補足)</p> <p>【測定指標1】</p> <p>性犯罪再犯防止指導は、受刑者の再犯リスクや問題性の大きさを評価し、その結果に応じた適切なプログラムを選択して実施している。受刑者の問題性には、性暴力に親和的な態度、性的な衝動や行動に対する統制力の低さなどが挙げられ、これらは指導によって変化し得るものと考えられており、専門的なアセスメントツールを用いて問題性の程度を数値化(0点~12点)しており、プログラム受講前後にアセスメントを行っている。</p> <p>こうしたアセスメントの結果得られる問題性の程度について、プログラム受講前後で比較分析した結果、受講前よりも受講後の方が数値が低下していたことから、上記のとおり判断した。</p>	

【測定指標 2】

性非行防止指導においては、専門的なアセスメントツールを用いて、再犯の可能性及び教育上の必要性を定量的に把握しており、指導受講前後にアセスメントを行っている。

両者共に、こうしたアセスメントの結果得られる問題性の程度について、指導受講前後で比較分析した結果、受講前よりも受講後の方が数値が低下していたことから、上記のとおり判断した。

【測定指標 3】

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて職業訓練の実施が困難であったことや、収容人員の減少を受けた合理化により、職業訓練の定員自体が減少していることなどが影響したと思われるところ、令和2年及び同3年ともに、出所者における職業訓練受講率が減少し、対前年増という目標は達成していないことから、上記のとおり判断した。

新型コロナウイルス感染症の影響によって中止された職業訓練等について

(1) 令和元年度

該当なし

(2) 令和2年度

施設数：2施設

職業訓練種目数：3種目

定員：30名

(3) 令和3年度

施設数：12施設

職業訓練種目数：24種目

定員：168名

【測定指標 4】

刑事施設における就労支援実施人員の割合については、令和3年においては対前年増という目標を達成することができた一方で、令和2年においては目標を達成することができなかったことから、上記のとおり判断した。

なお、令和2年の目標未達成は新型コロナウイルス感染症の拡大の影響によるものであるが、令和3年においては同感染症が引き続き拡大している中においても、刑務所出所者等総合的就労支援対策等の取組により目標を達成することができた。

【測定指標 5】

少年院における就労支援実施人員の割合については、就労支援スタッフや就労支援専門官の配置等により就労支援の取組を進めているところであるが、修学支援の取組にも力を入れていることから、ほぼ横ばいの状況が続いている。こうした状況下において、令和2年は目標を達成したが、同3年は目標を達成することができなかったため、上記のとおり判断した。

(達成手段の有効性、効率性等)

【測定指標 1 関係】

受刑者の問題性には、性暴力に親和的な態度、性的な衝動や行動に対する統制力の低さなどが挙げられ、これらは指導によって変化し得るものと考えられている(これらの要因を別々のアセスメントツールで測定しているのではなく、これらの要因により構成されている一つのアセスメントツールを用いて各受刑者の問題性の程度を測定している。)。本測定結果は、プログラムの受講により、受刑者の問題性の程度が小さくなることを示しており、改善指導が適正に実施され、受刑者の改善更生に有効に寄与していると言える。

【測定指標 2 関係】

非行に及んだ在院者の問題性には、性的な感情や行動に対する統制力の低さなどが挙げられ、これらは指導によって変化し得るものと考えられており、これらの要因により構成されている一つの専門的なアセスメントツールを用いて、再犯・再非行の可能性及び教育上の必要性を定量的に把握している。本測定結果は、指導の受講により、在院者の問題性の程度が小さくなることを示しており、指導が適正に実施され、在院者の改善更生に有効に寄与していると言える。

【測定指標 3 関係】

職業訓練により、知識や技術を習得し、資格や免許を取得することは、受刑者の出所後の就労を容易にし、再犯防止に資するものであることから、社会の雇用ニーズに応じ、かつ受刑者の希望、適性等を考慮しつつ、出所後の就職に役立ち、円滑な社会復帰につながるような職業訓練の充実に努めた結果、受刑者に対して必要な職業訓練が充実化されたことが認められる。

【測定指標 4 関係】

受刑者に対するキャリアコンサルティング、公共職業安定所や雇用主との連絡調整等を行うため、平成18年度から各刑事施設に就労支援スタッフを順次配置し、令和3年度には刑事施設76庁に就労支援スタッフが配置されている。各刑事施設では、公共職業安定所との連携の下、受刑者の就労意欲を喚起するとともに、就労支援対象者に選定して、就労支援スタッフによる職業相談や公共職業安定所職員による職業紹介等の支援を実施している。

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響があったとはいえ、就労支援実施人員の割合は約1パーセントしか減少していないことから、支援が適切に実施され、受刑者の就労先確保に有効に寄与しているものと認められる。

【測定指標 5 関係】

少年院においては、出院後の就労の安定、ひいては再犯・再非行防止のために、原則的に全在院者を対象に職業指導を行っており、さらに個別的な必要に応じ「就労支援」という形で、職業相談、職業紹介や求人情報の提供を行い、有効かつ効率的に実施されていると認められる。

次期目標等への反映の方向性

【測定指標 1】

受刑者の再犯防止のためには、再犯リスクや問題性を的確に把握し、その特性に応じた指導を行うことが重要であり、取り分け、性犯罪は被害者の心身に重大な被害を与えることから、再犯防止のための対策は特に社会的な要請も大きい。上記のとおり、本測定結果からは、性犯罪再犯防止指導が受刑者の改善更生に有効に寄与していると言えることから、現在の目標を維持し、受刑者に対し、適切なアセスメント結果に基づいて効果的に性犯罪再犯防止指導を実施していくとともに、引き続き、受講前後の問題性の程度の変化を指標とし、施策の評価を行う。

【測定指標 2】

性非行防止指導については、引き続き、受講前後の問題性の程度の変化を指標とし、施策の充実を図っていく。

【測定指標 3】

今後においても受刑者の出所後の就職に資する職業訓練の拡充を図ることにより、更に受刑者の職業訓練受講の機会を増やしていく。

【測定指標 4】

就労支援によって出所後の社会生活の安定を図ることは、再犯防止のために重要であることから、引き続き刑事施設における就労支援事業の拡充を図っていく。

【測定指標 5】

出院者に占める就労支援実施人員の割合は、ほぼ横ばいの状況が続いているが、今後も、少年院在院者に対して就労支援の充実を図っていく。

学識経験を有する者の知見の活用

- 1 実施時期
令和4年7月21日
- 2 実施方法
会議
- 3 意見等の概要

	<p>〔意見及び回答〕</p> <p>別添「令和3年度法務省事後評価実施結果報告書(案)に対する質問・意見及び回答」番号7-1ないし7-5のとおり</p>
--	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>評価の過程で使用したデータや分析方法</p> <p>【測定指標1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分析対象者：令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に、性犯罪再犯防止指導の受講を修了した者 ・分析方法：問題性の程度を示す数値について、分析対象者の受講前と受講後の平均値の差をt検定により分析した。 <p>【測定指標2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分析対象者：令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に、性犯罪再犯防止指導の受講を修了した者ないし性非行防止指導の中核プログラムの受講を修了したもの（短期義務教育課程及び短期社会適応課程に指定されたものを除く。） ・分析方法：年度ごとに、問題性の程度を示す数値について、分析対象者の受講前と受講後の平均値の差をt検定により分析した。 <p>評価の過程で使用した公的統計</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「刑務所出所者等就労支援事業実施状況報告」（矯正局成人矯正課、矯正局少年矯正課） <p>評価の過程で使用した公的統計</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「矯正統計年報」（法務省ホームページ〔https://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_kousei.html〕） ・「保護統計年報」（法務省ホームページ〔https://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_hogo.html〕）
---------------------------	--

備考	<p>【行政事業レビュー点検結果の令和5年度予算概算要求への反映内容】</p> <p>引き続き、所要の経費の要求を行った。</p>
----	---

担当部局名	矯正局 成人矯正課、少年矯正課	政策評価実施時期	令和4年8月
-------	-----------------	----------	--------

*1 「矯正施設」

刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院の総称

*2 「刑事施設」

刑務所、少年刑務所及び拘置所の総称

*3 「子供・若者育成支援推進大綱」（平成28年2月9日子ども・若者育成支援推進本部決定）第3-2（2）（施設内処遇を通じた取組等）

少年院・少年刑務所において、勤労意欲を高め、職業上有用な知識及び技能を習得させる指導等の充実を図るほか、社会復帰に資する就労支援を行う。また、少年院において、修学の意欲を高めるため、高等学校卒業程度認定試験受験の督励や個々のニーズに合わせた支援を行う。

*4 「「世界一安全な日本」創造戦略」-3-(2)- 就労支援の推進

刑事施設等における職業訓練・刑務作業の充実を図り、就労支援スタッフを活用したキャリアコンサルティングを実施するとともに、離職者等再就職訓練「刑務所出所者向け職業訓練コース」を実施するほか、

刑務所出所者等総合的就労支援対策による支援策や、「更生保護就労支援事業」を推進する。また、民間団体や地方公共団体と連携した就労支援策の充実等を図るほか、ソーシャル・ファームを活用した刑務所出所者等の就労や職場定着の方策について検討する。

*5 「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」(令和2年6月11日性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議決定)

刑事施設及び保護観察所において性犯罪者に実施している認知行動療法を活かした専門的プログラムの受講による再犯の抑止効果が確認されていることを踏まえ、プログラムの更なる拡充を検討する。

*6 「性犯罪再犯防止指導」

刑事施設における特別改善指導の一つ。性犯罪の要因となる認知の偏り、自己統制力の不足等がある者を対象に、認知行動療法をベースとしたグループワーク等を実施している。

*7 「性非行防止指導」

少年院における特定生活指導の一つ。認知行動療法をベースとするワークブック教材を用いて行うグループワーク又は個別指導を中核プログラムとし、その指導効果を高めるためにマインドフルネス、アンガーマネジメント、性教育等の周辺プログラムを組み合わせ、フォローアップ指導を含めて包括的に実施している。

令和3年度政策評価書要旨

(法務省3-(8))

<p>施策名</p>	<p>破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査等 (政策体系上の位置付け： - 8 - (1)) (評価書127頁)</p>				
<p>施策の概要</p>	<p>公共の安全の確保を図るため、破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うとともに、その調査の過程で得られる情報を関係機関及び国民に適時適切に提供する。</p>				
<p>達成すべき目標</p>	<p>・いわゆるオウム真理教(以下「団体」という。)に対する観察処分¹を適正かつ厳格に実施することにより、団体の活動状況²を明らかにし、その危険性の増大を抑止していくとともに地域住民の不安感を解消する。 ・破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる情報を、必要に応じて関係機関及び国民に適時適切に提供することにより、内閣の情報機能の強化や危機管理及び政府の重要政策の推進に貢献する。</p>				
<p>施策の予算額・執行額等</p>	<p>区分</p>	<p>元年度</p>	<p>2年度</p>	<p>3年度</p>	<p>4年度</p>
<p>予算の状況(千円)</p>	<p>当初予算(a)</p>	<p>2,123,072</p>	<p>2,158,423</p>	<p>2,456,964</p>	<p>2,500,823 (5,076)</p>
	<p>補正予算(b)</p>	<p>444,606</p>	<p>525,005</p>	<p>1,788,988</p>	<p>-</p>
	<p>繰越し等(c)</p>	<p>46,309</p>	<p>97,658</p>	<p>1,350,369</p>	
	<p>合計(a+b+c)</p>	<p>2,521,369</p>	<p>2,585,770</p>	<p>2,895,583</p>	
	<p>執行額(千円)</p>	<p>2,487,865</p>	<p>2,472,076</p>	<p>2,845,461</p>	
<p>施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)</p>	<p>公安調査庁設置法(昭和27年法律第241号)第3条³ 破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)第27条⁴ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号。以下「団体規制法」という。)第5条、第7条、第29条⁵ 国家安全保障会議設置法(昭和61年法律第71号)第6条⁶ テロの未然防止に関する行動計画(平成16年12月10日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定)⁷ カウンターインテリジェンス⁸機能の強化に関する基本方針(概要)(平成19年8月9日カウンターインテリジェンス推進会議決定)⁹ 官邸における情報機能の強化の方針(平成20年2月14日情報機能強化検討会議決定)¹⁰ 「世界一安全な日本」創造戦略(平成25年12月10日閣議決定)¹¹ 邦人殺害テロ事件等を受けたテロ対策の強化について(平成27年5月29日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定)¹² 2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針(平成27年11月27日閣議決定)¹³ パリにおける連続テロ事案等を受けたテロ対策の強化・加速化等について(平成27年12月4日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定)¹⁴ 経済財政運営と改革の基本方針2021(令和3年6月18日閣議決定)¹⁵ サイバーセキュリティ2021(令和3年9月27日サイバーセキュリティ戦略本部決定)¹⁶ 第208回国会における内閣総理大臣施政方針演説(令和4年1月17日)¹⁷</p>				

	<p>2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会に向けたセキュリティ基本戦略（平成29年3月21日セキュリティ幹事会、令和元年7月30日一部改定）^{*18}</p> <p>2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会等を見据えたテロ対策推進要綱（平成29年12月11日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）^{*19}</p> <p>G20大阪サミットにおけるセキュリティの基本方針（平成30年10月29日G20大阪サミット準備会議決定）^{*20}</p> <p>2025年に開催される国際博覧会（大阪・関西万博）の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針について（令和2年12月21日閣議決定）^{*21}</p>
--	--

（ ）内はデジタル庁に計上されている額。

測定指標	令和3年度目標					達成
1 団体の活動状況及び危険性の解明	団体施設等に対する立入検査の実施回数、施設数及び動員した公安調査官数並びに立入検査等により判明した事項から、団体の活動状況（組織及び活動の実態）及び危険性（麻原彰晃こと松本智津夫（以下「麻原」という。）の影響力、危険な綱領の保持等）を解明する。					達成
施策の進捗状況（実績）						
観察処分の適正かつ厳格な実施により、団体の活動状況及び危険性について解明した。						
参考指標	実績値					
立入検査の実施回数等		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
	実施回数（回）	29	29	19	22	46
	施設数	30	71	28	23	51
	動員数（人）	572	1,050	424	279	644

測定指標		令和3年度目標値					達成
2 地域住民との意見交換会の実施回数		38.4回以上実施					未達成
		基準値	実績値				
		-	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
過去5年間における地域住民との意見交換会の実施状況	実施回数	-	51	53	36	11	17
	過去5年の平均実施回数	-	46.8	47.2	45.4	38.4	33.6

測定指標		令和3年度目標					達成
3 破壊的団体等に関する情報収集及び分析・評価能力の向上並びに関係機関等に対する情報提供の適切な実施		職員の情報収集及び分析・評価能力を向上させ、破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる情報を、必要に応じて関係機関及び国民に適時適切に提供する。					達成
施策の進捗状況（実績）							
収集・分析した情報を適時適切に関係機関等に提供した。							
参考指標		実績値					
		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	
ホームページのアクセス件数	フロントページへのアクセス件数	541,809	634,675	527,868	399,070	525,626	
	ウェブリンク等によるサブページへのアクセス件数を含めた総件数	4,789,488	5,731,614	5,709,705	5,123,745	6,479,291	
評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>（各行政機関共通区分）相当程度進展あり</p> <p>-----</p> <p>（判断根拠）測定指標1、2、3は、各達成すべき目標に照らし、全て主要なものであると考えている。</p> <p>測定指標1及び3について、目標を達成することができた。また、測定指標2については、目標値の達成には至らなかったものの、その理由は、昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響から地域住民との意見交換会の実施が見合わされたことによるものであり、現行の取組を継続することにより、目標達成は可能であるとする。</p> <p>以上のことから、本施策は「相当程度進展あり」と判断した。</p>					
	施策の分析						
	<p>（測定指標の目標達成度の補足）</p> <p>【測定指標1】</p> <p>令和3年度は、団体規制法に基づき、団体に対する観察処分の実施として、団体施設に対する立入検査を合計46回、51施設、公安調査官延べ644人を動員して行った。また、団体から4回分の報告を徴取し、団体の活動状況（組織及び活動の実態）及び危険性（麻原の影響力、危険な綱領の保持等）を明らかにした。</p> <p>以上のことから、立入検査によって公安調査官が団体施設の内部を直接見分し、団体の実態を把握するとともに、団体から徴取した報告の真偽を検証したことで、団体に対する観察処分を適正かつ厳</p>						

格に実施したと言え、団体の活動状況及び危険性の解明という目標を達成したと評価できる。

【測定指標 2】

令和3年度も昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響から地域住民との意見交換会の実施が見合わされ、実施回数が17回となったことから、目標とした38.4回以上を達成することができなかったものの、地域住民との意見交換会の実施によって、地域住民から団体に関する情報提供を受けることで、団体の活動状況を明らかにし、団体に対する観察処分の適正かつ厳格な実施に資するとともに、当庁から団体の現状や立入検査の実施状況等を説明し、相互に意見交換を行うことによって、地域住民を始めとした国民の恐怖感・不安感の解消・緩和に資したと評価できる。

【測定指標 3】

令和3年度は、国内外の情勢について正確・適時・迅速な関連情報の収集・分析を行い、北朝鮮情勢、我が国領土や海洋権益をめぐる動向、経済安全保障に関する動向等の緊急性の特に高い情報については随時、官邸を始めとする政府・関係機関に直接提供した。また、国民に対する情報提供として、当庁ホームページに「最近の内外情勢」^{*22}、「内外情勢の回顧と展望」^{*23}のほか、「国際テロリズム要覧」(Web版)^{*24}、「世界のテロ等発生状況」^{*25}等を掲載することでホームページの内容を充実させているほか、団体の活動状況に関するWebページを大幅に更新した。こうした取組の効果に加え、当庁のSNSアカウントのフォロワー数が増加したことによって、フロントページへのアクセス数及びサブページを含めた総アクセスは共に増加している。

以上のことから、その時々の情報ニーズに応じた情報を適時適切に関係機関及び国民に提供したと言え、破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる情報を、必要に応じて関係機関及び国民に適時適切に提供することにより、内閣の情報機能の強化や危機管理及び重要政策の推進に貢献するという目標を達成したと評価できる。

(達成手段の有効性・効率性等)

【測定指標 1、2 関係】

達成手段 「オウム真理教に対する観察処分の実施」において実施している団体施設に対する立入検査等は、団体に対する観察処分を適正かつ厳格に実施することにより、団体の活動状況を明らかにし、その危険性の増大を抑止していくという目標に対して有効に寄与したと言える。また、地域住民との意見交換会は、開催地域の個別の不安や懸念事項等について必要な範囲で説明等を行った結果、一定程度の不安等が解消された旨反応があるなど、国民の恐怖感・不安感の解消・緩和に有効であったと言える。

行政事業レビューに基づく点検・改善により、達成手段 に係る予算の執行に当たり、立入検査等に必要な物品等の調達について、広く応札者を募り競争性を確保するほか、一括調達等を推進するなどコスト削減に取り組んだため、効率性は改善したと言える。

【測定指標 3 関係】

達成手段 「破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施」において実施している調査の過程で得られた情報を適時適切に関係機関及び我が国経済団体や民間企業等をはじめ国民等に提供した結果、有用であった旨反応があるなど、目標を達成するために有効かつ適切な取組であったと言える。

行政事業レビューに基づく点検・改善により、達成手段 に係る予算の執行に当たり、破壊的団体等の規制に関する調査等に必要な物品等の調達について、広く応札者を募り競争性を確保するなどコスト削減に取り組んだため、効率性は改善したと言える。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

公共の安全の確保に寄与するよう、現在の目標を維持し、引き続き推進していく。

【測定指標 1、2】

団体は、無差別大量殺人行為を行った首謀者である麻原を死刑執行後の現在もお崇拝し、その影響を強く受けているなど、依然として本質的な危険性を保持していることから、団体の活動状況を引き続き明らかにし、その危険性の増大を抑止していく必要性が高い。

団体施設が存在する地域の住民等は、依然として団体に対する恐怖感・不安感を抱いており、今後も団体の危険性に対する理解促進を図り、その恐怖感・不安感の解消・緩和に努めていかなければならない。そのため、引き続き団体規制法に基づき、団体に対する観察処分を適正かつ厳格に実施するとともに、地域住民との意見交換会について、新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえつつ、過去5年の平均実施回数を上回るよう、適切な開催方法を柔軟に検討していく。

【測定指標3】

国際テロや北朝鮮の動向、大量破壊兵器拡散、経済安全保障の問題に加え、カウンターインテリジェンス、サイバーテロ・サイバーインテリジェンスなど、我が国の公共の安全の確保にとって重大な懸念事項となる問題が依然として存在する。したがって、今後とも国内外の情報について、正確・適時・迅速な収集・分析を行い、ニーズや時宜に応じて、収集・分析した情報を政府・関係機関に提供することにより、内閣の情報機能の強化や危機管理及び政府の重要政策の推進に貢献するとともに、ホームページを活用するなどした国民に対する情報提供を進める。

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>1 実施時期 令和4年7月21日</p> <p>2 実施方法 会議</p> <p>3 意見等の概要 〔意見及び回答〕 別添「令和3年度法務省事後評価実施結果報告書(案)に対する質問・意見及び回答」番号8-1のとおり</p>
------------------------	--

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	
----------------------------------	--

<p>備考</p>	<p>【行政事業レビュー点検結果の令和5年度予算概算要求への反映内容】</p> <p>破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施について、旅費の計画・員数・単価の見直し及び自動車維持費の実績反映等を行い、その結果を適切に予算要求に反映させることにより経費の縮減を図った。</p> <p>また、団体に対する観察処分の実施について、旅費の計画・員数の見直し及び調査用器材の更新計画の廃止等を行い、その結果を適切に予算要求に反映させることにより経費の縮減を図った。</p> <p>さらに、公安情報電算機処理システムの整備・運用について、システムに係るライセンス料の単価及び保守内容の見直し等を行い、その結果を適切に予算要求に反映させることにより経費の縮減を図った。</p>
-----------	---

<p>担当部局名</p>	<p>公安調査庁総務部総務課</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>令和4年8月</p>
--------------	--------------------	-----------------	---------------

*1 「観察処分」

過去に無差別大量殺人行為を行った団体が現在も危険な要素を保持している場合に、当該団体の活動状況を継続して明らかにするために行う処分（団体規制法第5条第1項）で、具体的な内容は、公安調査庁長官が当該団体から一定の事項について定期の報告を受けること（報告徴取、団体規制法第5条第2項、第3項及び第5項）、当該団体の活動状況を明らかにするために公安調査官に必要な調査をさせること（任意調査、団体規制法第7条第1項）、当該団体の活動状況を明らかにするために特に必要があると認められるときに、団体が所有又は管理する土地又は建物に立ち入って、必要な物件を検査すること（立入検査、団体規制法第7条第2項）。

なお、観察処分に基づく調査の結果については、関係地方公共団体の長から請求があったときは、これを提供することができる（団体規制法第32条）。

*2 「団体の活動状況」

「内外情勢の回顧と展望」(https://www.moj.go.jp/psia/kouan_kaiko_index.html)を参照

*3 「公安調査庁設置法（昭和27年法律第241号）」

（任務）

第3条 公安調査庁は、破壊活動防止法の規定による破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の規定による無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行い、もつて、公共の安全の確保を図ることを任務とする。

*4 「破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）」

（公安調査官の調査権）

第27条 公安調査官は、この法律による規制に関し、第3条（規制の基準）に規定する基準の範囲内において、必要な調査をすることができる。

*5 「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）」

（観察処分）

第5条 *1参照

（観察処分の実施）

第7条 *1参照

（公安調査官の調査権）

第29条 公安調査官は、この法律による規制に関し、第3条（規制の基準）に規定する基準の範囲内において、必要な調査をすることができる。

*6 「国家安全保障会議設置法（昭和61年法律第71号）」

（資料提供等）

第6条 内閣官房長官及び関係行政機関の長は、会議の定めるところにより、会議に対し、国家安全保障に関する資料又は情報であつて、会議の審議に資するものを、適時に提供するものとする。

2 前項に定めるもののほか、内閣官房長官及び関係行政機関の長は、議長の求めに応じて、会議に対し、国家安全保障に関する資料又は情報の提供及び説明その他必要な協力を行わなければならない。

*7 「テロの未然防止に関する行動計画（平成16年12月10日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）」

第3 - 6 - 関係機関が一体となったテロ関連情報の収集の強化等

テロリストの入国阻止等を図り、テロの未然防止に万全を期するため、関係省庁（公安調査庁を含む）は、国際機関や外国機関との連携を深め、テロリストに関する情報その他テロ関連情報の収集の強化を図るとともに、当該情報の活用に努める。

*8 「カウンターインテリジェンス」

外国による諜報活動を阻止し、情報漏えいその他の国益を害する事態を予防する活動

*9 「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針（概要）（平成19年8月9日カウンターインテリジェンス推進会議決定）」

カウンターインテリジェンスに関する情報の収集・共有、カウンターインテリジェンス意識の啓発、事案対処、管理責任体制の構築について、政府統一的に取り組むものとする。

*10 「官邸における情報機能の強化の方針（平成20年2月14日情報機能強化検討会議決定）」

2 - (2) - 対外的情報収集機能の強化

国際テロ、大量破壊兵器拡散、北朝鮮等の問題に関する情報は、我が国の安全保障又は国民の安全に直接かかわるところであり、その収集は喫緊の課題であって、これらの国や組織の意図を把握する必要性は増大している。

2 - (2) - その他の情報収集機能の強化

我が国及び国民の安全・安心を確保するため、北朝鮮、国際テロ、大量破壊兵器拡散等の問題に関する情報収集能力を更に強化する。（公安調査庁）

*11 「「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）」

- 1 世界最高水準の安全なサイバー空間の構築

我が国は「世界最先端のIT国家」の構築に取り組んでいるが、「安全なサイバー空間」の実現は、その前提条件である。また、サイバー空間の安全は国民の生活の安全等に直結する課題となっている。このため、以下の施策等を着実に推進する。

(1) - サイバー攻撃に関する情報収集・分析機能及びカウンターインテリジェンス機能の強化

(1) - サイバー犯罪・サイバー攻撃対処のための外国捜査機関等との連携強化

(2) - 日本版NCF TA²⁶の創設

- 2 G8サミット、オリンピック等を見据えたテロ対策・カウンターインテリジェンス等

良好な治安を確保することが、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等のスポーツイベントやG8サミットを始めとする大規模国際会議等の成功の前提となる。また、各地で多様な形態のテロが発生しているほか、国際組織犯罪や東アジア情勢の緊迫化など、水際対策や国際連携も含めて対処すべき脅威が存在している。このため、以下の施策等を着実に推進する。

(1) - 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を見据えたテロ対策等の推進

(2) - 原子力発電所等に対するテロ対策の強化

(3) - 空港・港湾における水際危機管理の強化

(3) - 海上警備・沿岸警備の強化

(5) - 情報コミュニティ間における情報共有体制の強化

(5) - 在外公館における警察アタッシュ²⁷、防衛駐在官等の体制強化

(5) - テロに関する情報収集・分析機能の強化

(5) - カウンターインテリジェンス機能の強化

(5) - 極左暴力集団、右翼等によるテロ等の未然防止のための情報収集・分析機能の強化及び

違法行為の取締り

(6) - 国際社会におけるテロ対策に係る協力の推進

(6) - 在外邦人保護のための情報収集・分析機能の強化、情報共有体制の整備

(7) - 大量破壊兵器等の拡散防止に向けた取組の強化

(8) - 拉致問題解決のための政府一体となった取組の推進

(8) - 北朝鮮による拉致容疑事案等の解決のための情報収集及び分析機能の強化

- 7 「世界一安全な日本」創造のための治安基盤の強化

「世界一安全な日本」創造戦略」に掲げた施策を効果的に推進していくためには、治安対策に取り組む要員・施設の重点的な充実・整備、制度の改善等、多角的観点からの治安基盤の強化が重要である。このため、以下の施策等を着実に推進する。

(1) - 治安関係機関（公安調査官を含む）の増員等の人的基盤の強化

(1) - 生活の安全や国民の安心感を脅かす犯罪等に対する対処能力を強化するための装備資器材等の整備

(1) - 現場執行力の強化に向けた教育・訓練等の推進

(1) - 女性の視点を一層反映した組織運営

(1) - 大規模災害発生時における治安維持機能の確保

*12 「邦人殺害テロ事件等を受けたテロ対策の強化について（平成27年5月29日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）」

シリアにおける邦人殺害テロ事件、チュニジアにおける銃撃テロ事件及びパリの新聞社襲撃事件のように、テロ情勢は非常に厳しい状況にあり、今や全ての国がテロの脅威にさらされる時代となったといっても過言ではない。特に、シリアにおける邦人殺害テロ事件が各国のメディアでも多く取り上げられ、国際的に非常に注目を集めたこと等を踏まえれば、I S I L等のイスラム過激派やインターネット等を通じた過激化によりI S I L等のイスラム過激派に共鳴する個人・グループ等によって敢行される国内外でのテロの脅威が現実のものとなっていることを再認識する必要がある。

政府においては、テロに決して屈することなく、テロとの闘いに積極的に取り組んでいくとの基本的な方針の下、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等も見据え、国内外における邦人の安全確保に向け、各種テロ対策の一層の徹底・強化を図るとともに、特に次の対策を喫緊の課題として推進するものとする。

- 1 情報収集・分析等の強化
- 2 海外における邦人の安全の確保
- 3 水際対策の強化
- 4 重要施設等の警戒警備及びテロ対処能力の強化
- 5 官民一体となったテロ対策の推進
- 6 テロ対策協力のための国際協力の推進

*13 「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針（平成27年11月27日閣議決定）」

- 3 大会の円滑な準備及び運営

セキュリティの万全と安心安全の確保

テロ対策については、テロリストグループやそれに共鳴する個人等によって敢行される国内外でのテロの脅威が現実のものとなっており、また、大会が世界の注目を集め多数の要人の観戦も予想されることからテロの発生が懸念されるところ、政府の各種決定を確実に推進し、情報収集・分析、水際対策、周辺会場・上空を含む競技会場等の警戒警備、テロ対処能力等を強化するとともに、官民一体となったテロ対策及び国際協力を強力に推進する。

*14 「パリにおける連続テロ事案等を受けたテロ対策の強化・加速化等について（平成27年12月4日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）」

近年、シリア、チュニジア等において、邦人がテロの犠牲となる事案等が発生し、I S I Lが日本をテロの標的として名指ししている中、本年11月、フランス・パリにおける連続テロ事案が発生するなど、現下のテロ情勢は非常に厳しい状況にあり、我が国に対するテロの脅威は現実のものとなっている。

また、我が国では、（中略）、2019年ラグビーワールドカップ、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されることも踏まえ、テロ対策を一層強化する必要がある。

政府は、本年1月及び2月に発生したシリアにおける邦人殺害テロ事件等を受けて決定した「邦人殺害テロ事件等を受けたテロ対策の強化について」（平成27年5月29日付け国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）に掲げられた各種テロ対策に取り組んできているところであるが、現下の非常に厳しいテロ情勢を踏まえ、特に以下の各種対策について強化・加速化していくとともに、国際テロ対策の強化に係る継続的な検討体制を構築し、テロ対策に万全を期すこととする。

各種テロ対策の強化・加速化

- 1 情報収集・分析等の強化
- 2 水際対策の強化
- 3 重要施設・ソフトターゲット等の警戒警備及びテロ対処能力の強化
- 4 官民一体となったテロ対策の推進
- 5 海外における邦人の安全の確保
- 6 テロ対策協力のための国際協力の推進

国際テロ対策強化に係る継続的な検討

*15 「経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日閣議決定）」

第2章 次なる時代をリードする新たな成長の源泉～4つの原動力と基盤づくり～

5. 4つの原動力を支える基盤づくり

(6) 経済安全保障の確保等

経済安全保障の取組を関係府省庁が一層連携して実施していく観点から、推進体制を整備するとともに、関係府省庁における体制を強化する。インテリジェンス能力を強化するため、情報の収集・分析・集約・共有等に必要な体制を整備する。

(10) 安全で安心な暮らしの実現

良好な治安確保のため、関係府省庁間で必要に応じ連携し、テロの発生の未然防止やサイバーセキュリティ対策等を着実に進める

*16 「サイバーセキュリティ2021（令和3年9月27日サイバーセキュリティ戦略本部決定）」

別添1 2021年度のサイバーセキュリティ関連施策

2.6 多様な主体によるシームレスな情報共有・連携と東京大会に向けた取組から得られた知見等の活用

法務省（公安調査庁）において、東京2020大会等を見据えたサイバー攻撃対策の推進に向けて、人的情報収集・分析を行うとともに、その過程で得られた教訓やノウハウについては、東京2020大会以降の我が国の持続的なサイバーセキュリティの強化のため、庁内での周知及び活用を引き続き推進する。

3.2. 我が国の防御力・抑止力・状況把握力の強化

(1) サイバー攻撃に対する防御力の向上

(サ) 法務省（公安調査庁）において、サイバー空間におけるテロ組織等の動向把握及びサイバー攻撃への対策を強化するため、新型コロナウイルスの感染拡大をめぐる情勢も踏まえ、サイバー空間における攻撃の予兆等の早期把握を可能とする態勢を拡充し、人的情報やオープンソースの情報を幅広く収集すること等により、攻撃主体・方法等に関する情報収集・分析を強化するとともに、サイバー空間を悪用したテロ組織等の活動への対策について、国際社会との連携を引き続き推進する。

(3) サイバー空間の状況把握の強化

(イ) 法務省（公安調査庁）において、技術流出の防止など経済安全保障の観点も踏まえたサイバー関連調査の推進に向け、人的情報収集・分析体制の強化及び関係機関への適時適切な情報提供等、サイバーインテリジェンス対策に資する取組を実施する。

(カ) 法務省（公安調査庁）において、国家安全保障等に資するため、サイバー関連調査の推進に向けた人的情報収集・分析を強化するための高度な専門性を有する人材の確保・育成に向けた取組を引き続き推進する。

(シ) 法務省（公安調査庁）において、サイバー攻撃対策を推進するため、諸外国関係機関との情報交換等の国際的な連携を通じて、サイバー攻撃に関する情報収集・分析を引き続き強化する。

*17 「第208回国会における内閣総理大臣施政方針演説（令和4年1月17日）」

(国民の命と暮らしを守る取組)

第三の柱は、国民の命と暮らしを断固として守り抜く取組です。

北朝鮮が繰り返す弾道ミサイルの発射は断じて許されず、ミサイル技術の著しい向上を見過ごすことはできません。

こうしたミサイルの問題や、一方的な現状変更の試みの深刻化、軍事バランスの急速な変化、宇宙、サイバーといった新しい領域や経済安全保障上の課題。これらの現実から目を背けることなく、政府一丸となって、我が国の領土、領海、領空、そして、国民の生命と財産を守り抜いていきます。

*18 「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会に向けたセキュリティ基本戦略（平成29年3月21日セキュリティ幹事会，令和元年7月30日一部改定）」

2 基本的な考え方

(2) 我が国における、テロ等の未然防止対策を徹底するとともに、サイバー攻撃によるものを含めて緊急事態が発生した際の備えにも遺漏なきを期す。

4 情報収集・分析の強化

国内外及びサイバー空間における情報収集・分析、関係機関間の情報共有及び外国治安・情報機関との情報交換を推進するとともに、セキュリティ対策に資する情報の提供を幅広く受けられるよう国民、民間事業者等の協力の促進を図り、大会の安全・円滑な準備及び運営並びに継続性の確保に必要な情報の収集

・分析を強化する。

「セキュリティ情報センター」において、国の関係機関の協力を得て、また、外国治安・情報機関等との緊密な連携を確保し、大会の安全に関する情報を一元的に集約し、大会の安全に対する脅威及びリスクの分析・評価を行い、関係機関等に対し必要な情報を随時提供するほか、大会期間中、情報共有等を通じて「セキュリティ調整センター（仮称）」と緊密に連携する。

5 主な対策

(4) 水際対策の強化

我が国への人や物の流れの大幅な増加が予想される大会前及び大会期間中におけるテロリスト等の入国、テロ関連物資の国内流入を阻止するため、水際関係機関間の情報共有や連携を強化するとともに、水際対策に資する事前情報の収集や分析の高度化を推進し、情報に基づく迅速・確実な手配を行うほか、国際空港における入国審査・税関検査の厳格化及び警戒監視の強化のために必要な人的・物的体制の整備を推進する。

*19 「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会等を見据えたテロ対策推進要綱（平成29年12月11日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）」

1 情報収集・集約・分析等の強化

(1) イスラム過激派等に関する情報収集・集約・分析等の強化

イ 「国際テロ対策等情報共有センター」（仮称）の活用

テロ容疑事案等に関する情報の共有・分析を強化するため、平成30年夏から「国際テロ情報集約室」に設置する「国際テロ対策等情報共有センター」（仮称）を活用する。同センターでは、11省庁（内閣官房、警察庁、金融庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、経済産業省、国土交通省、海上保安庁及び防衛省）の職員が一堂に勤務し、これら省庁が保有するデータベース等や知見を有効に活用、テロ容疑事案等に関する端緒情報について迅速に共有するとともに、各省庁が保有する関連情報と照合するなどの分析を行い、当該テロ容疑事案等の詳細についての解明に努める。分析の結果判明した事項については、テロの未然防止対策の実施等に資するよう、官邸及び関係省庁に迅速に提供する。

ウ 関係国機関との連携強化等

関係省庁においては、情報の収集・分析に必要な体制の整備を図るとともに、各国治安・情報機関や関係国際機関との連携、交流及び情報交換の体制を強化する。また、我が国安全保障上の重要地域における防衛駐在官による情報収集、国際テロリズム緊急展開班（TRT-2）の対処能力向上を通じた即応態勢の強化等により、国外における国際テロ情報の収集・分析等を推進する。防衛省においては、商用光学衛星等による情報収集に必要な機能及び体制を強化するとともに、関係省庁への必要な情報の提供に取り組む。

さらに、国内においては、ISIL関係者と連絡を取っていると称する者やインターネット上でISIL支持を表明する者、テロの標的となり得る施設に係る不穏動向等に関する情報収集・分析を強化する。

(2) サイバー空間上の関連情報収集・分析に必要な体制等の充実

サイバー空間上におけるテロ組織等による過激思想の伝播、構成員の勧誘、テロの準備に関する相互連絡、爆発物の製造方法等のテロの実行に資する情報発信、資金調達等の動向把握に向け、関係省庁は、テロ組織関連のウェブサイトやソーシャルネットワークサービス等のサイバー空間上の関連情報の収集・分析に必要な体制の整備及び装備資機材の充実を図るとともに、引き続き、「インターネット・オシントセンター」等における情報の収集・分析に取り組む。

(4) 「セキュリティ情報センター」による取組の推進

関係省庁は、各国治安・情報機関等との連携を強化するなどして、大会の安全に関する情報を積極的に収集し、警察庁に設置された「セキュリティ情報センター」に対し、適時に提供する。「セキュリティ情報センター」は、集約した情報に基づき、大会の安全に対する脅威及びリスクの分析及び評価を行い、その結果について、内容に応じ関係省庁等に随時提供する。

*20 G20大阪サミットにおけるセキュリティの基本方針（平成30年10月29日G20大阪サミット準備会議決定）

近年、欧米諸国において一般市民らのソフトターゲットを狙ったテロ事件が多発するなど、イスラム過激派やその過激思想に影響を受けたとみられる者等によるテロの脅威が世界各地に拡散している。また、政府機関や民間企業、重要インフラに対するサイバー攻撃は、手法が巧妙化・多様化するなど、そ

の脅威は深刻さを増している。

こうした中、主要国首脳が一堂に会して開催されるG20大阪サミットに際しては、テロやサイバー攻撃を始め、反グローバリズムを掲げる過激な勢力等による会議の妨害や違法行為事案の発生等、様々な脅威が懸念される。こうした脅威は、首脳会議の開催地に限られるものではなく、関係閣僚会合の開催地や東京を始めとする国内主要都市においても生じ得るものであり、全国的に警戒が必要となる。

こうしたことから、G20大阪サミットに際しては、政府一丸となり、全ての関係機関が緊密に連携して総合的・一体的なセキュリティ施策を講じ、G20大阪サミットの安全・円滑な開催の確保に万全を期さなければならない。

*21 2025年に開催される国際博覧会（大阪・関西万博）の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針について（令和2年12月21日閣議決定）

刻々と変化する様々な脅威への対処と大阪・関西万博の円滑な運営との調和を図り、全ての関係者、来場者及び国民が安心して楽しむことができるよう、広く関係者の理解と協力を得ながら各種の対策を実施する。

このため、「世界一安全な日本」の実現に向けた政府を挙げての総合的な取組を進めるほか、セキュリティの確保に係る機関が緊密に連携し、情報の共有、対策の検討・実施、訓練等を推進する。

テロ対策については、情報収集・分析、水際対策、周辺海上・上空を含む会場及び会場周辺の警戒警備、テロ対処能力等を強化するとともに、官民一体となったテロ対策及び国際協力を強力に推進する。

サイバーセキュリティ対策については、国全体としてのサイバーセキュリティ戦略を着実に実施するほか、大阪・関西万博開催におけるリスクを明確にした上で、関係府省庁、博覧会協会、大阪府・大阪市の緊密な連携の下、必要な対策を実施していく。

*22 「最近の内外情勢」

公安調査庁ホームページ（https://www.moj.go.jp/psia/kouan_naigai_index.html）

*23 「内外情勢の回顧と展望」

公安調査庁ホームページ（https://www.moj.go.jp/psia/kouan_kaike_index.html）を参照。

*24 「国際テロリズム要覧」（Web版）

公安調査庁ホームページ（<https://www.moj.go.jp/psia/ITH/index.html>）を参照。

*25 「世界のテロ等発生状況」

公安調査庁ホームページ（<https://www.moj.go.jp/psia/terrorism/index.html>）を参照。

*26 「N C F T A」

National Cyber-Forensics and Training Alliance。F B I、民間企業、学術機関を構成員として米国に設立された非営利団体。サイバー犯罪に係る情報の集約・分析，海外を含めた捜査機関等の職員に対するトレーニング等を実施。

*27 「アタッシュェ」

各府省等から派遣され、在外公館に勤務する職員

令和3年度政策評価書要旨

(法務省3-(9))

施策名	国籍・戸籍・供託・遺言書保管事務の適正円滑な処理 (政策体系上の位置付け： - 10 - (2)) (評価書141頁)					
施策の概要	我が国における身分関係の安定及び国民の権利の保全を図るため、国籍・戸籍・供託・遺言書保管事務に関する法制度を整備し、これを適正・円滑に運営する。					
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・国籍事務¹を適正かつ厳格に処理する。 ・法定受託事務²である戸籍事務の法令適合性及び全国統一性が確保されるように市区町村長に対して適切な指導・助言をする。 ・供託申請者等の利便性を向上させるとともに、供託所職員の業務処理の適正化を図るため、オンラインによる供託手続を推進する。 ・令和2年7月10日から開始した遺言書保管制度³を円滑に運用することにより、遺言の利用を促進し、相続をめぐる紛争の防止を図る。 					
施策の予算額・執行額等	区分	元年度	2年度	3年度	4年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	4,889,594	8,577,561	9,610,421	27,737,740 (11,274,804)
		補正予算(b)	190,267	5,250	0	-
		繰越し等(c)	144,646	417,056	376,588	/
		合計(a+b+c)	4,554,681	8,165,755	9,233,833	
執行額(千円)		4,518,422	7,839,853	8,665,352		
施策に係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和3年12月24日閣議決定) 第6-3.(1) 行政手続におけるオンライン利用率を大胆に引き上げる取組の推進 ⁴ 経済財政運営と改革の基本方針2019(令和元年6月21日閣議決定) 第3章-2-(2) 社会資本整備(新しい時代に対応したまちづくり) ⁵					

()内はデジタル庁に計上されている額。

測定指標	令和3年度目標値	達成
1 帰化許可申請及び国籍取得届の適正・厳格な処理	帰化許可申請に対する帰化許可・不許可の処理及び改正国籍法施行後の国籍取得届の審査を適正・厳格に行う。	達成
施策の進捗状況(実績)		
帰化許可申請に対し、国籍法で規定する帰化条件を具備していない疑いがある場合には、調査を尽くしたほか、国籍取得届については、改正された国籍法 ⁶ 及び国籍法施行規則 ⁷ の趣旨にのっとった適正な審査を継続して行った。 なお、各年度の帰化許可者数及び帰化不許可者数の合計と帰化許可申請者数とが一致しないのは、取り		

下げられた申請があるほか、申請された年の翌年以降に、許可・不許可の決定がされることがあるためである。

参考指標	実績値				
	29年	30年	元年	2年	3年
1 帰化許可申請者数(人)	11,063	9,942	10,457	8,673	9,562
2 帰化許可者数(人)	10,315	9,074	8,453	9,079	8,167
3 帰化不許可者数(人)	625	670	596	900	863
4 改正国籍法施行(平成21年1月1日)後の国籍取得者数(人)	966	958	884	772	817

測定指標	令和3年度目標値	達成
2 市区町村からの受理又は不受理の照会等 ⁸ への適正な対応	市区町村からの受理又は不受理の照会等に対し適正に対応し、戸籍に不実の記載がされることを防止するとともに、国民の親族的身分関係を正確に公証する。	達成

施策の進捗状況(実績)

市区町村からの受理又は不受理の照会は1,662件であり、各照会に対して適切に対応したほか、戸籍事務従事職員にその職務の遂行に必要な知識及び技能を習得させる目的で、市区町村に対する研修及び現地指導を適切に行った。

参考指標	実績値				
	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
1 市区町村からの受理又は不受理の照会件数(件)	1,956	1,895	1,657	1,494	1,662
2 市区町村戸籍事務従事職員研修 ⁹ の延べ実施日数(日)	562	569	565	186	391
3 市区町村戸籍事務従事職員研修の延べ受講者数(人)	9,524	9,263	8,665	2,101	5,504
4 現地指導実施回数 ¹⁰ (回)	1,715	1,700	1,632	1,580	1,568
5 現地指導実施率 ¹¹ (%)	90	90	86	83	83

測定指標	令和3年度目標値					達成
3 供託手続のオンライン利用率の向上	対2年度増					達成
	基準値	実績値				
	2年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
大量供託事件を除く供託手続におけるオンライン利用率(%)	24.3	18.0	18.3	19.5	24.3	27.8
参考指標	実績値					
	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	
大量供託事件を除く供託手続におけるオンライン件数(件)	84,043	107,312	105,744	102,525	126,180	

測定指標	令和3年度目標値					達成
4 遺言書情報証明書の交付請求、遺言書の閲覧請求及び遺言書保管事実証明書の交付請求件数(件)	対2年度増					達成
	基準値	実績値				
	2年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
	449	-	-	-	449	2109
参考指標	実績値					
	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	
法務省ホームページ(自筆証書遺言の保管制度)へのアクセス件数(件)	-	106,626	401,574	1,016,297	1,300,543	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成
		(判断根拠) 測定指標1、2、3、4は、各達成すべき目標に照らし、全て主要なものであると考えている。 測定指標については、全て目標を達成することができたことから、本施策は「目標達成」と判断した。

施策の分析

(測定指標の目標達成度の補足)

【測定指標 1】

国籍事務の内容が複雑・多様化していく中であって、令和3年の帰化許可者数は8,167人と多数に上り、帰化不許可者数については、863人と多数に上っている。このように、令和3年における帰化許可・不許可者数は、依然として高水準であったが、仮装婚姻や不法就労等、国籍法で規定する帰化条件を備えていない疑いのある帰化許可申請については、関係機関との相互協力を緊密に行うなど調査を尽くした上で、適正かつ厳格に許可・不許可の判断を行った。また、国籍取得届についても、虚偽の認知届出による日本国籍の不正取得防止を目的として改正された国籍法及び国籍法施行規則の趣旨にのっとり、慎重な審査を行った。

さらに、適正・厳格な処理に資するため、法務局・地方法務局のブロックごとに国籍事務に係る問題点等について協議等を行い、本省及び法務局・地方法務局における研修並びに外国法令等事務処理に必要な情報共有と調査担当職員の能力向上を図った。

以上から、目標を達成することができたといえる。

【測定指標 2】

市町村からの受理又は不受理の照会に対する受否指示の件数(以下「受理照会件数」という。)は、令和3年度は1,662件であり、前年度と比較すると168件増加した。このうち、涉外事件^{*12}に係るものは936件(前年度729件)である。

令和3年度の法務局・地方法務局における受理照会事件数が、前年度から増加していることに加え、複雑・困難な涉外事件が占める割合は依然として大きなものとなっている。その原因としては、国際的な人的交流が活発化したことに伴い、複雑な渉外的身分関係等の要素を含んだ戸籍事件が増加していることが挙げられる。

市区町村の戸籍事務従事職員に対する研修は、新型コロナウイルス感染症の影響はあるものの、令和3年度における延べ実施日数が391日であり、前年度と比較すると205日増加し、延べ受講者数は5,504人と前年度より3,403人増加している。また、市区町村の戸籍事務処理に対する法務局・地方法務局の指示及び助言をより実効性のあるものにするため、法務局・地方法務局の戸籍事務担当者が市区町村役場に赴き、適正な処理について直接指導を行った現地指導の実施率は、全市区町村の83パーセントと高い数値となっており、市区町村の戸籍事務従事職員について、その職務の遂行に必要な知識及び技能の向上を図ることができた。

以上から、目標を達成することができたといえる。

【測定指標 3】

令和3年度の実績値において対前年度増となり、目標を達成しているところ、これまで、法務省ホームページ、ポスター、窓口における案内等による周知・広報活動のほか、供託申請者等における利便性向上につながるシステム改修を行ってきたことが、着実な成果として現れたものと考えられる。

【測定指標 4】

令和3年度の実績値は、令和2年度から約4.7倍と大幅に増加している。測定期間について、令和3年度の実績値が1年間の実績値であることにに対して、令和2年度の実績値は、本制度が開始した令和2年7月から令和3年3月までの9か月間の実績値であり、測定期間に違いはあるものの、この違いを考慮しても、令和3年度の実績値には各請求件数が増加傾向にあることが現れている。特に遺言書保管事実証明書の交付請求件数は、令和2年度が249件に対して、令和3年度が1,205件となっている。これは、制度の認知度の高まりとともに、相続手続の一環として法務局に遺言書が保管されているか否かを確認する相続人等が徐々に増えてきていることが要因と考えられる。

また、参考指標である法務省ホームページ(自筆証書遺言書保管制度)へのアクセス件数も増加しているが、これは、公益財団法人との相互リンクの設定、新たな広報用動画の公開等を行ったことが、一定程度の成果として現れたものと考えられる。

(達成手段の有効性、効率性等)

【測定指標 1・2 関係】

達成手段 「国籍・戸籍事務等の運営」において実施している国籍法に基づく事務は、近年において複雑・多様化しており、その背景としては、我が国の国際化に伴い在留外国人の国籍が多様化したことで、審査対象者が属する国の法制に基づく国籍・身分関係等に関する調査が複雑・多様化したことが考えられる。このような状況の変化に伴い、仮装婚姻、不法就労等、国籍法で規定する条件を備えていない疑いのある帰化許可申請や、虚偽の認知届による不正な日本国籍取得の疑いがある国籍取得届等、慎重な調査を要する申請等が増加しており、これらの申請等について、適正かつ厳格な処理を行うには、実際に帰化許可申請及び国籍取得届の調査を担当する職員に、必要な知識を習得させ、能力の向上を図ることが必要不可欠である。したがって、これらの調査担当職員を対象とした会同、研修の実施等の情報共有に係る取組は、調査担当職員の能力向上に極めて有用であり、国籍事務の適正・厳格な処理に寄与しているといえる。

同達成手段において実施している戸籍法に基づく事務については、近年、国際的な人的交流が活発化したことに伴い、複雑な渉外的身分関係等の要素を含んだ戸籍事件が増加している。そうした中で、市区町村からの受理又は不受理の照会等に対し適正かつ迅速に対応し、戸籍に不実の記載がされることを防止するとともに、国民の親族的身分関係を早期かつ正確に公証するためには、実際に戸籍事件の事務処理に当たる市区町村の戸籍事務従事職員にその職務の遂行に必要な知識及び技能を習得させることが欠かせない。以上のことから、受理照会、研修、現地指導等の取組は、戸籍事務の円滑な処理並びに法令適合性及び全国統一性の確保を図るために必要性かつ有効性が高いものと考えられる。

【測定指標 3 関係】

達成手段 「供託事務の運営」において実施している 供託申請における電子署名付与の不要化、法人のする供託申請における資格証明書の提示等の省略、 供託書正本取得の選択化、 供託書正本に係る電磁的記録の保存規定を内容とする供託規則の改正（平成23年12月7日公布、平成24年1月10日施行）及びオンラインによる供託手続の申請等を行うシステムの法務省オンライン申請システムから登記・供託オンライン申請システムへの切替え並びにその後のオンライン申請様式の変更等の機能追加及び改修により、システム処理の性能を向上させるとともに、供託申請者等における利便性の向上につながっている。また、供託書正本作成時のスキャナ読み取りが不要であるオンラインによる供託の推進により、スキャナ読み取り誤りを防ぐことができるなど、供託所職員の業務処理の適正化及び効率化に資することにもつながっており、当該達成手段は、有効な手段であったと評価することができる。

【測定指標 4 関係】

達成手段 「遺言書保管事務の運営」において実施している遺言書保管事務については、自筆証書遺言の利用を促進し、相続をめぐる紛争を防止することを目的としている。また、自筆証書遺言の利用を促進することで、相続人等の権利関係を早期に確定させ、遺言者の最終意思を実現し、相続手続の円滑化に資するものであり、国民の権利保全のため重要な役割を果たす。このような目的を達成するためには、本施策の意義や役割等を国民各層に浸透させつつ、保管の申請がされた遺言書につき、遺言者の死後、遺言書の内容が確実に相続人等に伝わるように運用していくことが必要不可欠である。保管した遺言書に係る遺言書情報証明書の交付請求、当該遺言書の閲覧請求及び遺言書保管事実証明書の交付請求の件数が増加することは、本施策の利用により、多くの遺言書の内容が、紛失や改ざんされることなく相続人等に伝わり、相続人等の権利関係の早期確定、遺言者の最終意思の実現及び相続手続の円滑化に寄与したことを意味するため、当該達成手段は必要性かつ有効性が高いものである。

（行政事業レビューの結果の活用状況）

本施策は、令和3年度行政事業レビューにおいて、「各経費について執行実績を踏まえた見直しを行い、経費の削減を図るべきである。」との指摘を受けたところ、当該指摘を踏まえて、事務処理に必要な諸用紙等について、申請件数の実績を反映すること等により、要求額の縮減を図った（前年度比約6百万円削減）。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

我が国における身分関係の安定及び国民の権利の保全を図るため、現在の目標を維持しながら、引き続き国籍・戸籍・供託・遺言書保管事務に関する法制度を整備し、これを適正・円滑に運営する。

【測定指標 1】

日本国籍は、我が国の構成員としての資格であるとともに、日本国籍の有無は、我が国において基本的人権の保障、公的資格の付与、公的給付を受ける等の法的地位に密接に関連する極めて重要なものである。国籍事務は、当該資格・法的地位という包括的な身分関係の変動という重大な影響を及ぼす事務であることから、できる限り早期に当該資格・法的地位の安定を図る必要がある。また、平成21年1月1日の改正国籍法施行に伴い、虚偽の認知届による不正な日本国籍の取得を防止するため、関係機関との相互協力を緊密にして、適正・厳格に国籍事務を処理する必要がある。よって、今後も引き続き、帰化許可申請に対する帰化許可・不許可の処理及び改正国籍法施行後の国籍取得届に対する受理・不受理の処理を適正・厳格に行っていく。

【測定指標 2】

戸籍は、国民の親族的身分関係を公証する基本的な制度であり、その事務を適正に処理することにより、国民の親族的身分関係を正確に公証する必要がある。特に、平成20年5月1日に施行された改正戸籍法は、戸籍公開制度の厳格化、戸籍の記載の真実性の担保を趣旨とするものであり、また、昨今の社会的課題への対応として、縁組意思を欠いた養子縁組届による虚偽の戸籍記載を未然に防止するための対策も採られるなどしている。また、無戸籍の状態となっている方について、その解消に向けた取組を進めている。このように、戸籍制度を取り巻く環境が大きく変化している現状を十分に認識し、引き続き法定受託事務である戸籍事務の法令適合性及び全国統一性が確保されるよう市区町村長に対して適切な指導・助言をしていく。

【測定指標 3】

供託手続については、オンライン申請の推進を図ることによって、より多くの供託申請者等に利便性を享受させることができるとともに、オンライン申請の場合は、書面申請とは異なり、供託書のスキャナ読み取り作業はなく、供託書正本を作成する上での供託金額の読み取り誤りがなくなり、業務処理の適正化及び効率化を図ることができることから、引き続き、オンラインによる供託手続を推進していく。

【測定指標 4】

法務局に保管されている遺言書に係る遺言書情報証明書の交付請求、当該遺言書の閲覧請求及び遺言書保管事実証明書の交付請求の件数の増加を図ることは、本施策が多くの国民に利用されて、相続人等の権利関係の早期確定、遺言者の最終意思の実現及び相続手続の円滑化に寄与し、ひいては相続をめぐる紛争防止につながることから、引き続き、本施策の認知度を高めるための取組を実施するとともに、上記証明書等の請求件数の合計値を測定指標とし、対前年度増を目標とすることで、本施策の更なる利用を推進していく。

学識経験を有する者の知見の活用	1 実施時期 令和4年7月21日 2 実施方法 会議 3 意見等の概要 〔意見及び回答〕 別添「令和3年度法務省事後評価実施結果報告書(案)に対する質問・意見及び回答」 番号9-1及び9-2のとおり
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

備考	【行政事業レビュー点検結果の令和5年度予算概算要求への反映内容】 遺言書保管事務の運営について、実績を踏まえ、消耗品費（トナー等）に係る数量の見直しを行い、経費の縮減を図った。
----	---

担当部局名	民事局総務課、民事第一課、商事課	政策評価実施時期	令和4年8月
-------	------------------	----------	--------

*1 「国籍事務」

外国人が日本国籍を取得しようとする場合の帰化に関する事務、届出による日本国籍取得に関する事務、日本国籍と外国国籍とを有する者の日本国籍離脱に関する事務、重国籍者の国籍選択に関する事務、国籍認定に関する事務及び国籍に関する相談等の事務をいう。

*2 「法定受託事務」

法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであって、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号。「第1号法定受託事務」という。）をいう。戸籍に関する事務については、戸籍法（昭和22年法律第224号）第1条第2項において第1号法定受託事務とする旨を定めている。

*3 「遺言書保管制度」

「法務局における遺言書の保管等に関する法律」（平成30年法律第73号）に基づき、法務局において自筆証書によってした遺言に係る遺言書の保管等をする制度をいう。

*4 デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和3年12月24日閣議決定）

第6 デジタル社会の実現に向けた施策

3. (1) 行政手続におけるオンライン利用率を大胆に引き上げる取組の推進

各府省庁は、手続件数、手続の性質、手続の受け手となる機関等に応じた優先順位を踏まえつつ、オンライン利用率が100%のものなどを除き、原則として年間10万件以上の手続を含む事業の全てについて、オンライン利用率を大胆に引き上げる取組を実施する。

*5 経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定）

第3章 - 2 - (2) 社会資本整備（新しい時代に対応したまちづくり）

遺言書保管制度の円滑な運用に向けた取組を進める

*6 「改正された国籍法」

出生後に日本人の親に認知された子の届出による国籍取得（国籍法（昭和25年法律第147号）第3条の国籍取得届）について、改正前の国籍法では、日本人の父から認知されていることに加え、父母の婚姻が要件とされていたが、平成21年1月1日施行の改正国籍法では、父母の婚姻の要件が削除され、認知がされていることのみで国籍を取得することが可能となった。

*7 「国籍法施行規則の一部を改正する省令」の主な内容

国籍法第3条第1項の規定に基づく国籍取得の届出を審査するに当たっては、虚偽の認知によって国籍が不正に取得されることを防止するために、実親子関係を認めるに足りる書類（認知に至った経緯等を記

載した父母の申述書、子を懐胎した時期に係る父母の渡航履歴を証する書面等)を提出させる(国籍法施行規則第1条第5項)など、審査が厳格化された。

*8 「市区町村からの受理又は不受理の照会等」

市区町村において、戸籍事務の取扱に関して疑義が生じたときに、管轄法務局、地方法務局又はその支局長に対して行う照会等をいう。

*9 「市区町村戸籍事務従事職員研修」

法務局・地方法務局が主体となって実施している市区町村の戸籍事務従事職員を対象とした戸籍に関する研修

*10 「現地指導実施回数」

法務局・地方法務局の戸籍事務担当者が市区町村役場へ赴き、直接事務指導を行った回数をいう。

*11 「現地指導実施率」

現地指導を行った市区町村数を総市区町村数で除した値をいう。

*12 「涉外事件」

事件本人の全部若しくは一部が外国人であるもの又は親族的身分行為の行為地等が外国である事件をいう。

令和3年度政策評価書要旨

(法務省3 - (10))

施策名	円滑な出入国審査、不法滞在者等対策の推進及び外国人との共生社会の実現 (政策体系上の位置付け： - 13 - (1)) (評価書149頁)					
施策の概要	我が国の国際交流の推進及び観光立国実現のため、円滑な出入国審査の実施を推進するとともに、安全・安心な社会の実現のため、不法滞在者等 ¹⁾ 対策を推進する。また、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を行う。					
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・円滑な出入国審査の実施を推進するため、空港での入国審査待ち時間を20分以内にする。 ・不法滞在者等への対策を推進するため、不法滞在者に係る摘発等を強化するとともに、偽装滞在者²⁾の疑いがある者に対し、在留資格取消制度を厳格に運用する。 ・外国人との共生社会の実現のため、相談対応の充実を図る。 					
施策の予算額・執行額等	区分	元年度	2年度	3年度	4年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	23,597,498	24,282,360	23,807,397 (10,663,460)	22,757,027 (10,282,857)
		補正予算(b)	4,038,198	3,925,839	1,574,683 (1,418,024)	-
		繰越し等(c)	1,802,300	1,833,759	681,631 (1,418,024)	
		合計(a+b+c)	25,833,396	30,041,958	26,063,711 (10,663,460)	
執行額(千円)	23,791,635	27,024,680	23,306,864 (10,429,706)			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	観光立国推進基本計画(平成29年3月28日閣議決定) ³⁾ 「世界一安全な日本」創造戦略(平成25年12月10日閣議決定) ⁴⁾ 「経済財政運営と改革の基本方針2018」(平成30年6月15日閣議決定) ⁵⁾ 「外国人の受入れ環境の整備に関する業務の基本方針について」(平成30年7月24日閣議決定) ⁶⁾					

()内について、令和3年度は内閣官房及びデジタル庁、令和4年度はデジタル庁に計上されている額。

測定指標	令和3年度目標値					達成
1 入国審査待ち時間20分以内達成率(%)	対元年度増					未達成
	基準値	実績値				
	元年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
	76 1	76	78	76 1	2	2
参考指標	実績値					
	29年	30年	元年	2年	3年	

1 外国人入国者数	2,743万人	3,010万人	3,119万人	431万人	35万人
2 外国人出国者数	2,718万人	2,985万人	3,096万人	468万人	50万人
3 日本人帰国者数	1,788万人	1,891万人	2,003万人	368万人	50万人
4 日本人出国者数	1,789万人	1,895万人	2,008万人	317万人	51万人
5 自動化ゲートの利用者数	331万人	1,260万人	3,500万人	774万人	72万人
6 バイオカーターの導入状況	成田空港等 12空港に導 入	北九州空 港等2空 港に導入	羽田空 港に導入	博多港及び 比田勝港に 導入	-

- 1 検疫の強化を含む新型コロナウイルス感染症対策の影響を受けた令和2年1月から3月の値を含む。
- 2 新型コロナウイルス感染症の影響により、入国審査待ち時間の計測対象者が大幅に減少したことから、令和2年4月以降、入国審査待ち時間の計測を見合わせている。

測定指標	令和3年度目標値					達成
	対2年増					
2 在留資格取消件数	基準値	実績値				
	2年	29年	30年	元年	2年	3年
	1,210	385	832	993	1,210	800

測定指標	令和3年度目標値					達成
	対2年増					
3 違反事件数(件)	基準値	実績値				
	2年	29年	30年	元年	2年	3年
	15,875	13,686	16,269	19,386	15,875	18,012
参考指標	実績値(各年1月1日現在)					
	30年	31年	2年	3年	4年	
1 不法残留者数(人)	66,498	74,167	82,892	82,868	66,759	

測定指標	令和3年度目標値					達成
4 地方公共団体等と連携を行った回数(回)	対2年度増					達成
	基準値	実績値				
	2年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
	377	-	-	-	377	652
参考指標	実績値					
	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	
1 地方公共団体等と連携を行った回数(回) 「受入環境調整担当官と地方公共団体との意見交換等をした回数(回)」と「一元的相談窓口等への相談員としての入管職員の派遣回数(回)」を合わせた数	-	-	-	377	652	
2 受入環境調整担当官と地方公共団体との意見交換等をした回数(回)	-	-	-	212	381	
3 一元的相談窓口等への相談員としての入管職員の派遣回数(回)	-	-	-	165	271	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり
		<p>(判断根拠)</p> <p>測定指標1、2、3及び4は、各達成すべき目標に照らし、主要なものであると考えている。</p> <p>測定指標1については、新型コロナウイルス感染症の影響により、入国審査待ち時間の計測対象が大幅に減少したことから、令和2年4月以降は計測を見合わせているため、未達成とした。</p> <p>測定指標2について、新型コロナウイルス感染症に係る水際対策の強化により、外国人の新規入国が制限され、取消件数全体の約9割を占める在留資格「技能実習」及び「留学」をもって在留する者が減少したほか、新型コロナウイルス感染症の影響により、在留資格に応じた活動を行うことができない場合について、正当な理由がある場合として在留資格を取り消さないこととしたことに加え、同感染症の影響により、帰国することが困難な者には、当面の在留継続のため所要の在留資格に変更する措置を実施したことから在留資格取消件数が減少したものと理解している。その結果として、目標件数を下回っているため未達成とした。</p> <p>測定指標3について、目標件数を上回っているため、達成とした。</p> <p>測定指標4について、目標件数を上回っているため、達成とした。</p> <p>以上のとおり、測定指標1及び2については目標は未達成であり、測定指標3</p>

及び4は目標達成であったため、本施策は相当程度進展ありと判断した。

施策の分析

(測定指標の目標達成度の補足)

【測定指標1関係】

新型コロナウイルス感染症の影響により、入国審査待ち時間の計測対象者が大幅に減少したことから、令和2年4月以降、入国審査待ち時間の計測を見合わせており、目標は未達成となっている。

なお、計測及び公表の再開については、外国人入国者数の回復状況を踏まえつつ検討することとしている。

【測定指標2関係】

新型コロナウイルス感染症に係る水際対策の強化により、外国人の新規入国が制限され、取消件数全体の約9割を占める在留資格「技能実習」及び「留学」をもって在留する者が減少したほか、新型コロナウイルス感染症の影響により、在留資格に応じた活動を行うことができない場合について、正当な理由がある場合として在留資格を取り消さないこととしたことに加え、同感染症の影響により、帰国することが困難な者には、当面の在留継続のため所要の在留資格に変更する措置を実施したこと等から在留資格取消件数が減少し目標は未達成となっている。なお、引き続き、在留管理において関係機関等とも連携し、情報共有することで在留資格取消制度を的確に運用し不法滞在対策に努めていくこととしたい。

【測定指標3関係】

令和3年は、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じながら、不法滞在者に係る情報収集・分析を強化し、取締りを図るとともに帰国を希望して自ら出頭した事案の処理促進に努めたことで、違反事件数は18,012件と、前年より2,000件以上増加しており、対令和2年比で増加させるという目標を達成できたものと評価できる。

【測定指標4関係】

平成31年4月1日に出入国在留管理庁が発足して以降、地方公共団体との連携を強化することとしているところであり、そのため、全国の地方出入国在留管理官署に受入環境調整担当官を配置し、地方公共団体等からの意見聴取や地方公共団体への情報提供などに取り組んでいる。令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により意見交換等の機会が自粛された前年度に比べ、オンラインによる意見交換会等、感染症対策を講じた上での連携が積極的に行われた。そのため、地方公共団体等と連携を行った回数は前年度比約1.7倍に増え、目標を達成したと評価できる。

(達成手段の有効性、効率性等)

【測定指標1関係】

達成手段 「出入国管理業務の実施」、「バイオメトリクスシステム⁷⁾の維持・管理」、「出入国審査システム⁸⁾の維持・管理」及び「外国人の出入国情報の管理」に関して、審査ブースコンシエルジュの配備、バイオカート⁹⁾及び顔認証ゲートの導入等出入国審査業務に必要な環境整備等の充実・強化を令和元年度に行った。入国審査待ち時間20分以内の達成率は、外国人入国者数の増加が令和元年度前半は顕著であったため、指標は前年度である平成30年度をわずかに下回ることとなったが、外国人出国手続における顔認証ゲートの運用が軌道に乗った令和元年度後半においては、前年度に比べ同等以上に改善が図られた。

また、上記出入国審査業務に必要な環境整備等の充実・強化の結果、入国審査業務が大幅に軽減され、入国審査官等の配置や審査ブースの開放数について、混雑状況やフライトの乗客数、国籍・地域によって柔軟に対応することが可能となった。

令和2年4月以降は、新型コロナウイルス感染症による影響により、入国審査待ち時間の計測対象者が大幅に減少したため、入国審査待ち時間の計測を見合わせたことから、令和3年度においても目標が未達成となっているものの、達成手段、及びは、上記のとおり、空港における入国審査待ち時間を20分以内にするという目標の達成手段として有効かつ効率的であると認められる。

【測定指標 2 関係】

達成手段 「出入国管理業務の実施」の一環として、令和3年12月に出入国在留審査業務に従事する職員を対象とする実態調査に係る研修を行い、偽装滞在者対策に資する事実の調査^{*10}及び在留資格取消手続における意見聴取に必要な見識を深めた。さらに、達成手段 「中長期在留者^{*11}住居地届出等事務の委託」の適正な運用により、在留外国人の在留状況を迅速かつ的確に把握し、偽装滞在者対策としての在留資格取消業務に活用している。新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年は在留資格取消件数が減少し目標が未達成となっているものの、偽装滞在者の疑いがある者に対する在留資格取消制度の厳格な運用という目標の達成手段として、上記達成手段 及び は有効であると認められる。

【測定指標 3 関係】

令和3年は新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、退去強制手続業務に関し、収容施設の収容余力確保等の制約・制限が多かったものの、達成手段 「出入国管理業務の実施」及び達成手段 「出入国審査システムの維持・管理」の一環として、当庁で保管する不法滞在者に関する情報を分析・活用し、警察等の関係機関と協力して取締りを行うとともに、帰国を希望して自ら出頭した事案の処理促進に努めた。

達成手段 「被収容者等の処遇」に関しては、上記のとおり、収容施設内の収容余力の確保のため、平時と比較して、その活用状況は限定的となったものの、円滑・確実に退去強制手続を執る上で、収容措置は肝要であり、各手段を効率的に活用した結果、違反事件数は前年と比較して2,000件以上増加させることができたため、目標の達成手段として、上記達成手段 、 及び については有効であると認められる。

【測定指標 4 関係】

国における外国人との共生施策に関する企画・立案に当たっては、地方公共団体との連携・協力が重要であるため、達成手段 「出入国管理業務の実施」の一環として、令和3年度から、「地方公共団体等と連携を行った回数」として、「受入環境調整担当官と地方公共団体との意見交換等をした回数(回)」と「一元的相談窓口等への相談員としての入管職員の派遣回数(回)」を合計した数を測定指標として加えた。

受入環境調整担当官が地方公共団体との意見交換等を行って、意見・要望を聴取するとともに、一元的相談窓口等へ相談員として入管職員を派遣して、入国・在留手続に関する説明をするなど、地方公共団体等との連携・協力に取り組んでいるところ、その回数は、前年を275回上回っており、地域が抱える課題や現状を把握するとともに、一元的相談窓口の対応能力の向上等に貢献し、ひいては外国人の適正な在留活動につながっていると評価できる。よって、達成手段 は、外国人との共生社会の実現という目標の達成手段として有効であると認められる。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

我が国の国際交流の推進及び観光立国実現、安全・安心な社会の実現に加え、外国人との共生社会実現のため、各取組を推進していく。

【測定指標 1】入国審査待ち時間20分以内達成率

平成29年3月に閣議決定された「観光立国推進基本計画」において、「世界初の出入国審査パッケージの導入や世界最高水準の技術を活用し、空港での入国審査待ち時間20分以内を目指すこと等を踏まえ、革新的な出入国審査を実現する」とされており、円滑な出入国審査を実施することは、政府を挙げて取組を進めている観光立国の実現に貢献するものであるため、平成29年1月から、全国の空港ごとに計測対象となる外国人乗客(在留資格「短期滞在」により上陸許可を受けた外国人乗客)総数に占める入国審査待ち時間20分以内の上陸許可を受けた計測対象者の割合(達成率)を計測し、公表しているところ、当該取組^{*12}は、審査待ち時間の実態をより正確に把握するためのものであるとともに、外国人入国者の利便性を高めるほか、空港ごとにデータ分析を行いそれに見合った人員配置を機

動的に行うこと等により、よりスムーズな上陸審査手続の向上に資するものである。円滑な出入国審査を実施するという施策の達成度合いをより直接的に図るための測定指標として、本取組の達成率を設定している。

なお、新型コロナウイルス感染症の収束後は、外国人入国者数の増加が見込まれることを踏まえ、前年度に引き続き、本指標を設定しているが、同感染症の感染拡大状況や、今後改定が予定されている「観光立国推進基本計画」の改定状況によっては、指標の変更の可能性も含め、指標の設定の在り方について検討していくこととしている。

【測定指標2】在留資格取消件数

在留資格取消件数については、平成28年から令和2年まで5年連続で増加していたが、令和3年は新型コロナウイルス感染症の影響により外国人の新規入国が制限され、取消件数全体の約9割を占める在留資格「技能実習」及び「留学」をもって在留する者が大幅に減少したことに加え、失業等により在留外国人の活動に支障が生じ、在留資格取消事由に該当する者が増加するとともに、帰国も困難となった者が本邦に多数発生した。同感染症の影響により在留資格取消事由に該当することになった者については、法令に照らし、正当な理由がある者として在留資格の取り消しを行わないとともに在留資格により認められた活動ができない上に帰国が困難で在留を引き続き認める必要がある者については、在留資格変更許可や資格外活動許可を行う特例措置が実施された結果、在留資格取消件数は減少したものと考えられる。

令和3年の件数は新型コロナウイルス感染症拡大の影響による特殊な実績値であり、令和4年7月現在、緊急事態宣言やまん延防止措置は令和4年4月以降実施されておらず、水際対策も緩和の方向となっているほか、帰国困難者に対する特例措置を見直し、帰国に向けた措置をとることとした経緯を踏まえ、在留資格取消に関する測定指標については、従前どおり在留資格取消件数を測定指標として設定している。

【測定指標3】違反事件数

安全・安心な社会の実現のため、不法滞在者の縮減に努めているところ、不法残留者については、令和4年1月1日現在では約6万6,800人と、依然として多く存在している。新型コロナウイルス感染症の影響により外国人の新規入国者数は減少していたものの、次第に外国人の入国制限が緩和され始め、今後外国人入国者数の増加が見込まれ、これに伴い、不法残留者も増加する可能性が高いことから、更に不法滞在者の縮減に努める必要がある。そのため、関係機関と連携し、摘発等の強化を推進した上で、不法滞在者に対する退去強制手続を執ることが不法滞在者の縮減につながるため、違反事件数を測定指標として設定している。

なお、新型コロナウイルス感染症による退去強制手続業務への影響等を踏まえ、指標の設定の在り方について検討していくこととしている。

【測定指標4】地方公共団体等と連携を行った回数

外国人との共生社会実現のための環境整備にあたって、外国人との共生施策に関する企画・立案に際し、地域が抱える課題や現状を把握するとともに、意見・要望をしっかりと聴取することが重要である。

また、外国人が安全・安心に暮らすにあたって重要な役割を担う一元的相談窓口相談員等として出入国在留管理庁の職員を派遣することは同窓口の対応能力向上に資するものであり、ひいては外国人の適正な在留活動につながるものである。

よって、地方公共団体等と連携・協力を推進することが重要であることから、連携を図った回数を測定指標として設定し、取り組んでいく。

学識経験を有する者の知見の活用

- 1 実施時期
令和4年7月21日
- 2 実施方法
会議
- 3 意見等の概要

	<p>〔意見及び回答〕</p> <p>別添「令和3年度法務省事後評価実施結果報告書(案)に対する質問・意見及び回答」番号10-1ないし10-3のとおり</p> <p>〔反映内容〕</p> <p>番号10-1の意見を踏まえ、「次期目標等への反映の方向性」欄の【測定指標2】について次期測定指標や目標の在り方、考え方を再検討し、適宜修正を行った。</p>		
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>評価の過程で使用したデータや文献等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「在留資格取消件数の推移」(出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課在留管理業務室、対象期間：平成28年1月1日～令和3年12月31日) ・「出入国在留管理基本計画¹³」(法務省、平成31年4月26日) 		
備考	<p>【行政事業レビュー点検結果の令和5年度予算概算要求への反映内容】</p> <p>引き続き、所要の経費の要求を行った。</p>		
担当部局名	出入国在留管理庁政策課	政策評価実施時期	令和4年8月

*1「不法滞在者等」

不法残留者(正規の手続を経て在留資格を取得後、許可された在留期間を超えて不法に滞在する者)や不法入国者(密航等により入国した者など正規の上陸手続を経ずに我が国に滞在する者)等の不法滞在者に加えて、偽装結婚、偽装留学、偽装就労など、偽変造文書や虚偽文書を行使するなどして身分や活動目的を偽り、あたかも在留資格のいずれかに該当するかのごとく偽装して不正に入国・在留許可を受け、実際には不法に就労等するいわゆる偽装滞在者も含む。

*2「偽装滞在者」

偽装結婚、偽装留学、偽装就労など、偽変造文書や虚偽文書を行使するなどして身分や活動目的を偽り、あたかも在留資格のいずれかに該当するかのごとく偽装して不正に入国・在留許可を受けて在留する者、あるいは、必ずしも当初から活動目的を偽っていたわけではないが、現に在留資格とはかけ離れて不法に就労等する者。偽装滞在者への対策は不法滞在者対策とともに我が国の出入国在留管理行政上重要な課題となっている。

*3「観光立国推進基本計画(平成29年3月28日閣議決定)」(抜粋)

第3 観光立国の実現に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

3 国際観光の振興

外国人観光旅客の出入国に関する措置の改善、通訳案内サービスの向上その他の外国人観光旅客の受入体制の確保等

最先端技術を活用した革新的な出入国審査等の実現

世界初の出入国審査パッケージの導入や世界最高水準の技術を活用し、空港での入国審査待ち時間20分以内を目指すこと等を踏まえ、革新的な出入国審査を実現するため、関係省庁が連携して以下の取組を実施する。

- ・我が国の空港における入国審査に要する時間を短縮するため、審査待ち時間を活用して指紋等の個人識別情報を前倒しで取得するバイオカードを平成28年度に関西空港等3空港に導入し、平成29年度に成田空港をはじめとする12空港に導入予定であるところ、今後も対象空港の拡大を検討する。

- ・我が国の空港における入国審査に要する時間を短縮するため、航空機で訪日する旅客をその出発地

点の空港で事前にチェックするプレクリアランス（事前確認）の平成30年度以降の早期実現に向けて具体的な対象や実施方法・効果等の検討及び相手国・地域との調整協議を加速する。

・ 出入国管理上のリスクが低く、頻繁に我が国に入国する外国人を「信頼できる渡航者」（トラスティド・トラベラー）として特定し、ビジネス旅行者のみならず、観光旅行者等の自動化ゲート利用を実現する（平成32年までの実施を目指す）。

・ 日本人出帰国手続における顔認証技術を活用した自動化ゲートの導入に向けて必要な準備を進め、平成30年度以降本格的に導入し、日本人の自動化ゲート利用の大幅な拡大を目指す。

・ 我が国の空港における外国人の出国手続に要する時間を短縮するため、個人識別情報を活用し、出国時に自動化ゲートを利用できる対象者を拡大すべく、具体的な利用対象者の範囲や実施方法等の検討を進める。

・ 訪日外国人旅行者が我が国への出入国を円滑かつ快適に行えるよう、地方空港・港湾も含めた出入国審査等の状況を十分考慮して、審査ブースの増設、施設の拡張等やC I Qに係る予算・定員の充実を図り、訪日外国人旅行者の更なる増加への対応に必要な物的・人的体制の計画的な整備を進める。

・ 増加する旅客の円滑な入国と国の安全を確保するための水際対策を両立するため、入国管理当局の情報収集、分析及び活用のための体制強化を図ることにより、全ての乗客の乗客予約記録（PNR：Passenger Name Record）の電子的な取得等、情報収集を一層進め、更なる情報分析・活用の高度化を推進する。

・ 入国審査待ち時間を含む空港での諸手続に要する時間のインターネット上での公開について、主要7空港を中心に検討を進める。

*4 「「世界一安全な日本」創造戦略」（平成25年12月10日閣議決定）

治安の現状と戦略の概要

3 戦略の構成

(6) 安心して外国人と共生できる社会の実現に向けた不法滞在対策

(前略)

これまでの水際対策や摘発強化の推進等により、不法残留者は大幅に減少したが、平成25年1月1日現在においても、なお、約6万2千人が存在している。また、近年は、偽変造文書や虚偽文書を使用すること等により、身分や活動目的を偽って在留許可を得ている偽装滞在者が増加していることが、治安対策上懸念されている。

そこで、平成24年7月から実施している新しい在留管理制度により得られる在留外国人に係る情報等を的確に分析し、不法滞行者・偽装滞行者の実態を解明し、効率的な摘発や在留資格取消手続等の推進を図ることが必要である。

(後略)

戦略の内容

6 安心して外国人と共生できる社会の実現に向けた不法滞在対策

(3) 情報収集・分析機能の強化

新しい在留管理制度の適正な運用等による外国人との共生社会実現への寄与

偽装滞行者を縮減し、外国人と共生できる安全・安心な地域社会の実現に寄与するため、新しい在留管理制度による情報収集・分析に加え、入管法に規定された「事実の調査」を積極的に実施し、偽装滞行者の実態解明等に努め、在留資格取消手続等を的確に実施する。

*5 「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）

4. 新たな外国人材の受入れ

(3) 外国人の受入れ環境の整備

上記の外国人材の受入れの拡大を含め、今後も我が国に滞在する外国人が一層増加することが見込まれる中で、我が国で働き、生活する外国人について、多言語での生活相談の対応や日本語教育の充実をはじめとする生活環境の整備を行うことが重要である。このため、2006年に策定された『生活者としての外国人』に関する総合的対応策を抜本的に見直すとともに、外国人の受入れ環境の整備は、法務省が総合調整機能を持って司令塔的役割を果たすこととし、関係省庁、地方自治体等との連携を強化する。このような外国人の受入れ環境の整備を通じ、外国人の人権が護られ

るとともに、外国人が円滑に共生できるような社会の実現に向けて取り組んでいく。なお、法務省、厚生労働省、地方自治体等が連携の上、在留管理体制を強化し、不法・偽装滞在や難民認定制度の濫用・誤用者対策等を推進する。

*6 「外国人の受入れ環境の整備に関する業務の基本方針について」(平成30年7月24日閣議決定)

1. 基本的な方針(抜粋)

出入国の管理、本邦における外国人の在留、人権の擁護等を所掌する法務省が、外国人の受入れ環境の整備に関する企画及び立案並びに総合調整を行うこととし、その司令塔的機能の下、関係府省が連携を強化し、地方公共団体とも協力しつつ、外国人の受入れ環境の整備を効果的・効率的に進めることとする。

*7 「バイオメトリクスシステム」

外国人個人識別情報システム(上陸審査時に外国人本人から提供を受けた指紋及び顔写真からなる個人識別情報を、当局が保管する要注意人物リストと照合するシステム)と自動化ゲートを合わせたシステムのこと。

*8 「出入国審査システム」

出入国審査等における申請内容、審査記録及び処分結果等に関する情報の保管・管理をコンピュータ化することにより正確かつ迅速に処理し、円滑・適正な出入国管理行政の運営を確保するシステムのこと。

*9 「バイオカート」

従来、上陸審査ブースで入国審査官が行っていた「上陸申請者から個人識別情報(指紋及び顔写真)を取得する手続」を、上陸審査待ち時間を活用して前倒しで行うための機器の通称。上陸審査ブースでの手続を省略化し、外国人旅行者の入国手続をより迅速にすることを目的として導入された。

*10 「事実の調査」

出入国管理及び難民認定法第19条の37に規定する事実の調査は、中長期在留者に関する情報を継続的に把握するために、中長期在留者が届け出ることとされている 住居地(同法第19条の7~9)、氏名、生年月日、性別、国籍・地域(同法第19条の10)、所属機関等に関する事項(同法第19条の16)、所属機関が届け出るよう努めることとされている中長期在留者の「受入れ状況」(同法第19条の17)、特定技能所属機関が届け出ることとされている雇用契約の変更等・受け入れている(特定技能)外国人の氏名等(同法第19条の18)のほか、登録支援機関が届け出ることとされている支援業務の実施状況等(同法第19条の30第2項)を対象として、各種届出情報の正確性やその事実関係を調査する必要があるときに行うものである。また、出入国管理及び難民認定法第59条の2に規定する事実の調査は、在留期間更新許可申請等の許可に関する処分及び在留資格の取消しに関する処分等を行うために必要がある場合に行うものである。

*11 「中長期在留者」

入管法上の在留資格をもって在留する外国人のうち、3月以下の在留期間が決定された者、短期滞在の在留資格が決定された者、外交又は公用の在留資格が決定された者及びこれらの外国人に準ずる者として法務省令で定めるものを除いた者。特別永住者、不法滞在者、特例上陸許可を受けている者等は中長期在留者に含まれない。

*12 入国審査待ち時間の計測について

平成29年1月から新たに開始した取組であり、計測結果については、法務省HP上で公表している(https://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00117.html)。

入国審査待ち時間に関する計測方法

到着便の入国審査待ち時間 = 上陸許可時刻 - (到着便の到着スポット・イン時刻(航空機がスポットに到着した時刻) + 入国審査場までの移動時間)

入国審査待ち時間20分以内の達成率の計測方法

【計測対象者】上陸審査ブースにおいて、観光、短期商用、親族訪問等の短期間の入国を目的として在留資格「短期滞在」により上陸許可を受けた外国人

【計測方法】全国の空港(ターミナル・入国審査場ごと)ごとの計測対象となる外国人乗客の総数から、入国審査待ち時間20分以内に上陸許可を受けた計測対象者総数の割合を計測

*13 「出入国在留管理基本計画」

出入国在留管理基本計画は、出入国管理及び難民認定法第61条の10に基づき、外国人の入国及び在留

の管理に関する施策の基本となるべき計画を法務大臣が策定するもので、平成31年4月26日、出入国在留管理基本計画が策定された。当該基本計画では、観光立国実現に向けた取組として、バイオカート及び顔認証ゲートの整備推進等を掲げ、自動化ゲートによる審査対象の拡大等について、引き続き検討を行うこととしている。また、安全・安心な社会の実現に向けた水際対策及び不法滞在対策等の推進に向けた取組として、積極的な摘発等の実施や、偽装滞在対策の強化を掲げている。ここでは、観光推進立国の実現に向けた諸施策を担保するため、実効的な摘発の実施に努めていくとともに、事実の調査に係る権限の積極的な活用等を通じ、中長期在留者に関する正確な情報の継続的な把握に努め、退去強制手続や在留資格取消手続を執るべき者を把握した場合には、速やかにそれらの手続を執るなど、偽装滞在対策も強力に推進していくこととしている。

同基本計画の詳細な内容については法務省のホームページ（https://www.moj.go.jp/isa/policies/policies/basic_plan.html）を参照。

令和 3 年度政策評価書要旨

（法務省 3 - (11)）

評価実施時期：令和 4 年 8 月

担当部局名：大臣官房施設課

施 策 名	施設の整備（山形法務総合庁舎整備等事業） （評価書159頁）	政策体系上の位置付け （ - 15 - (2) ）
施 策 の 概 要 （事業の概要）	司法制度改革の推進や治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要等を踏まえ、十分な行政機能を果たすことができるよう、執務室等の面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設等について所要の整備、防災・減災対策を行う。	
予 算 額	平成23～28年度予算額：2,780,002千円	評 価 方 式 事業評価方式
施 策 評 価 の 結 果 の 概 要	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業の基本情報の変化 事業は総額約27億円で平成23年度から平成28年度にかけて実施し、平成28年度に完成した。 2 事業の効果の発現状況 <ul style="list-style-type: none"> ・業務を行うために必要な基本機能の評点が100点以上（120点）であり、基本機能を満たしていることが確認できる。 ・人権及び環境保全性について特に充実した取組（各評価A）、防災性、保安性及び耐用・保全性について充実した取組（各評価B）がなされており、政策に基づく付加機能を満たしていることが確認できる。 ・老朽、面積不足の解消、業務効率の改善及び利用者へのサービスの向上を達成できた。 3 総合的評価 以上、1及び2より、事業の目的を果たしていると判断できる。 	
施策に係る内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	施政方針演説等	年月日
	記載事項（抜粋）	
	-----	-----
	-----	-----
	-----	-----

	施策名	委員	該当箇所	質問・意見	回答
1-1	社会経済情勢に対応した基本法制の整備	大沼委員	P 6 4. 評価結果等	カルロス・ゴーンの逃亡事件のようなことを防止するため、どのような体制作り、予算措置を講じたのか教えていただきたい。	<p>令和3年10月、法制審議会から、保釈中の被告人や刑が確定した者の逃亡を防止し、公判期日への出頭及び刑の執行を確保するための刑事法の整備について答申がなされました。</p> <p>この答申には、GPS端末により保釈中の被告人の位置情報を取得・把握する制度の創設などが盛り込まれており、現在、法務省では、この答申を踏まえ、刑事訴訟法等の改正に向けた立案作業を進めているところです。</p> <p>なお、令和4年度における本施策に係る予算としては、諸外国におけるGPSにより保釈中の被告人等の位置情報を取得・把握する制度及び運用に関する調査研究等旅費など約4百万円が予算措置されています。</p>
2-1	法曹養成制度の充実	篠塚委員	P 11 達成すべき目標	<p>達成すべき目標の中に「女性法曹の増加のための施策」という視点を明記して、法曹養成制度の充実を図るべきではないでしょうか。</p> <p>ロースクールの定員に占める女性割合が34パーセント(2020年)なのに、合格者に占める女性割合は25パーセントです。合格率に歴然とした差があります。</p> <p>これについて、原因究明をし、対策を検討実施することは、法務省の責任ではないでしょうか。</p> <p>(以下、内閣府の男女共同参画白書の司法分野における女性割合のページ)</p> <p>https://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/r03/zentai/html/honpen/b1_s01_03.html</p> <p>https://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/r02/zentai/html/honpen/b1_s01_03.html</p> <p>https://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/r01/zentai/html/honpen/b1_s01_03.html</p> <p>(追加質問)</p> <p>検討されている「必要な取組」について、具体的に明らかにしていただければと思います。</p>	<p>御指摘のとおり、ロースクールの定員に占める女性割合と司法試験の合格者に占める女性割合には差があります。しかしながら、司法試験の実施については、司法試験委員会に委ねられている事柄であり、また、試験の具体的な問題作成については、司法試験考査委員に委ねられている事柄であることから、法務省として、お答えすることは差し控えていただきます。</p> <p>もっとも、御意見を踏まえ、男女問わず、質・量ともに豊かな法曹が輩出されるよう、文部科学省を始めとする関係機関等と連携して、必要な取組を行ってまいります。</p> <p>法務省では、これまでも法曹養成制度改革連絡協議会において司法試験の結果等に関する意見交換等を実施しているほか、関係機関等とも連携し、法科大学院教育等を一層充実させるための支援や改正法により新たに設けられた「3プラス2」の制度(法学部3年と法科大学院2年のルート)の更なる周知を行うとともに、法曹の魅力や幅広い分野での活躍についての積極的な情報発信などにも取り組み、より多くの有為な人材が法曹を志望する環境作りに努めております。</p>

	施策名	委員	該当箇所	質問・意見	回答
3-1	法教育の推進	篠塚委員	P27【測定指標3】 法教育活動への協力・支援、法教育に関する広報活動等の実施状況	日本の学校制度において、教科と、総合的な学習や特別活動は、位置づけが異なっています。総合的な学習や特別活動ではなく、「教科」に位置付けるべきです。法務省職員の皆さんだけでなく、もっと法曹三者、特に弁護士を招いて実際の法教育授業を実施すべきです。そのための予算も要求して確保すべきであると考えます。	法教育(法に関する教育)は、小・中学校の「社会科」及び高等学校の「公共」といった既存の複数の教科と密接に関連付けられており、そうした教科に関する授業や総合的な学習の時間、特別活動等の中において実施されているものと認識しております。文部科学省とも連携し、学校教育における法教育が一層浸透するよう、取り組んでまいります。また、学校現場と法律専門家との連携につきましては、法務省だけではなく、日本弁護士連合会や各地の弁護士会・裁判所・検察庁等においても取組が進められており、法律専門家による出前授業や関連イベントが企画・実施されているものと認識しております。今後も、法曹三者の積極的な協力が得られるよう、必要な取組を進めてまいります。
3-2	法教育の推進	宮園委員	P27【測定指標3】 法教育活動への協力・支援、法教育に関する広報活動等の実施状況	裁判員裁判に関しては、高校生の模擬裁判選手権等も行われており、こうしたものとのタイアップ等も考慮してよいのではないかと。また被害者の視点を入れた法教育、DVや性暴力被害を配慮した人権教育なども今後取り入れていただきたい。	日本弁護士連合会主催の高校生模擬裁判選手権につきましては、法務省も共催しており、司法法制部が窓口となって検察官等の法律専門家を審査員として複数派遣するなどの協力を行っております。今後も引き続きそうした関連イベントの企画・実施等について関係機関等と相互に連携を行いながら、法教育の推進に取り組んでまいります。また、法教育の目的の中には、個人の尊厳や法の支配といった憲法や法の基本原理を理解させることも含まれております。自分の権利だけでなく、他者の権利も同じように尊重される必要があることについての理解を深めるに当たって、御指摘いただいた視点等も参考にさせていただきながら、法教育を一層推進してまいります。
4-1	国際仲裁の活性化に向けた基盤整備	大沼委員	P32【測定指標1】 国際仲裁の広報・意識啓発	国際仲裁は、その利点、長所が十分には周知されていない状況にある。外国会社との契約では裁判管轄とは別に国際仲裁条項を入れるようひな型にも記載することを奨励すべきだし、仲裁合意書のひな型の活用も推奨すべきではないか。また、適正な利用に向けてのマニュアル作りも検討してはどうか。	国際仲裁の利点、長所を周知するため、法務省及び日本国際紛争解決センター(JIDRC)において、他の省庁や国内関係機関と連携しながら、国内外の企業に対して、国際仲裁の重要性や我が国の魅力を発信するセミナーを数多く実施しており、その中では、日本商事仲裁協会(JCAA)のモデル条項を紹介するなどしながら、具体的に、契約における国際仲裁条項の書き方や、国際仲裁手続の利用における留意点についても説明をしています。今後は、御示唆いただいた点も踏まえて、国際仲裁の利用促進につなげることをさらに意識しながら、効果的な周知、啓発の方法を検討し、努力を続けてまいります。
5-1	検察権行使を支える事務の適正な運営	朝日委員	P37 施策の予算額・執行額等	令和3年度の補正予算が大きく増加している理由と、それが取り組みや効果にもたらす影響はどのようなものでしょうか？	検察総合情報管理システム(以下「検察システム」といいます。)の再構築に係る経費が計上されているためです。検察システムは、捜査・公判及び検務事務等に関する情報を総合的・一元的に管理・共有するシステムであるところ、検察システムの再構築を実施することにより、検察システムの品質・安全性、利便性が向上するなどし、迅速かつ、より適正な検察権の行使に資するものです。

	施策名	委員	該当箇所	質問・意見	回答
5-2	検察権行使を支える事務の適正な運営	大沼委員	P37〔測定指標1〕 デジタルフォレンジック研修	デジタルフォレンジック研修は重要だが、外部、例えば企業に対してはどこまでの情報提供、広報活動、研修などがなされているのかが不明である。「パケットキャプチャ」をネットワーク内に仕掛けしておくこと、その調査、分析を容易にできるような体制作りと捜査の必要が生じたときの協力体制作りなどにどれだけの予算を充て工夫をしているかを教えていただきたい。	<p>具体的捜査体制の詳細については、捜査活動の内容に関する事柄であることから、お答えいたしかねるにつき御理解いただきたく存じますが、外部機関との連携や協力体制作りについては、日進月歩の情報通信ネットワークを背景に複雑・巧妙化するサイバー犯罪に対処するに当たり、重要な観点であると考えているところです。</p> <p>加えて、平成29年度から、検事をサイバー犯罪対策に関わっている団体へ派遣しており、今後も派遣を継続することを検討しているほか、令和3年4月には、正にそのような官民連携強化を図るために、検察庁にJPEC(先端犯罪検察ユニット)が立ち上げられました。</p> <p>JPECにおいては、そのような官民連携強化のため、既に多くの民間事業者・関係団体との間でサイバーセキュリティやサイバー犯罪捜査等に関する意見交換等を展開しています。</p> <p>また、検察事務官についても、令和4年度からサイバーセキュリティ関連企業への派遣を開始したところです。同時に、そのような専門企業から、専門的知見を有する者を検察職員として一時的に採用することができないかという観点でも検討を行っています。</p> <p>今後とも、専門的な知見を有する外部機関と適切に連携して、サイバー犯罪に対処してまいりたいと考えています。</p>
5-3	検察権行使を支える事務の適正な運営	宮園委員	P38〔測定指標2〕 研修参加者に対するアンケート調査結果(研修を理解したと回答した者の割合)(%)	研修の対象は被害者支援員とのことであるが、研修の参加者は毎年変わるのだろうか？この研修の目的は、被害者支援のスキルの向上にあるのか、被害者支援の均一化にあるのか、前者であるなら、フォレンジック研修のように、段階的な研修内容にすべきであるし、後者であるなら、支援員全体、あるいは地区ごとの参加率も指標として明示すべきではないか。	<p>本研修には、全国の各地方検察庁から被害者支援員等が参加しており、その中には、以前の研修にも参加した者も一部含まれております。</p> <p>本研修は、現に被害者支援活動等に従事する職員の知識・技能の向上を図るために実施しているもので、スペシャリストとしての担当者を養成するものですが、被害者支援は、検察庁職員として様々な場面で必要であり、そのような意味においては、できるだけ多くの職員に知識・技能を身に付けさせることも期待されるものです。</p> <p>本研修は、各庁からその規模に応じて代表者1名ないし数名を選定して研修に参加させ、例年概ね約65名の職員が参加しています。</p> <p>研修員を拡大することについては、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、オンラインでの実施を余儀なくされているところ、令和4年度においては、各地方検察庁に対し、研修員以外にも、被害者支援等に携わる職員にも幅広く聴講することは差し支えない旨を連絡しています。</p> <p>また、研修員においても、自庁でのフィードバックが重要であると考え、実際にフィードバックがなされているものと承知しています。</p> <p>このように、本研修は、被害者支援員を含む被害者支援等に携わる職員が幅広く参加しているものであり、支援員全体における参加率などを指標とする予定はありませんが、引き続き、被害者支援員を含む被害者支援に携わる職員の知識・技能の向上を図るため、努めてまいりたいと考えています。</p>

	施策名	委員	該当箇所	質問・意見	回答
7-1	矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施	朝日委員	P122【測定指標5】 少年院における就労支援実施人員の割合及び参考指標	参考指標のうち事業主による採用面接実施人員が横ばいであるのに対し、就労支援スタッフによる面接等実施人員が減少しているのはどのような理由によるものでしょうか。評価結果の説明では就労支援に力を入れていることが理由のひとつとされているが、その影響はどの程度大きいのでしょうか。	「事業主による採用面接実施人員」については、就労支援の対象者のうち、少年院在院中に採用面接に至った者の数を計上しており、御指摘のとおり、おおよそ横ばいとなっております。一方で、「就労支援スタッフによる面接等実施人員」については、支援対象者であるか否かを問わず、就労支援専門官又は就労支援スタッフによる講話や面接指導を受けた人数(延べ人数)を計上しているところであります。 この点、「就労支援スタッフによる面接等実施人数」が令和2年から大きく減少していることについては、当該人数は延べ人数で計上していること、また、平成29年以降、少年院出院者数が毎年減少していること等が影響していると推察されます。 また、修学支援については、高等学校等への復学等を希望している在院者又は中学校への復学等が見込まれる在院者に対し、出院後の円滑な復学等を図るために、通信制高等学校と連携したモデル事業の実施や、少年院内において高等学校卒業程度認定試験を実施しているところであり、それによって就労希望者や進学希望者の人数の増減に大きく影響を及ぼしているとは言えないものの、個々の在院者のニーズに合わせて適切な支援ができるよう、引き続き、就労及び修学支援の充実に努めてまいります。
7-2	矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施	井上委員	P121【測定指標4】 刑事施設における就労支援実施人員の割合	令和2年の達成率が18.6パーセントに対し、令和3年は19.9パーセントとなり、目標達成していると思われるが、「未達成」としている理由を教示されたい。	測定指標4については、令和2年及び令和3年の年ごとの目標値を設定しているところ、令和3年は「対2年増」という目標値を達成しているものの(実績値19.9パーセント>目標値18.6パーセント)、令和2年は「対元年増」という目標値を達成できなかったことから(実績値18.6パーセント<目標値19.8パーセント)、「未達成」としたものです。

	施策名	委員	該当箇所	質問・意見	回答
7-3	矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施	篠塚委員	P119【測定指標1】 受刑者の性犯罪再犯防止指導受講前後の問題性の変化 P120【測定指標2】 在院者の性非行防止指導受講前後の問題性の変化	<p>性犯罪・性非行のアセスメント+プログラムですが、年間500人前後というのは、罪名が性犯罪の者全員に実施できているのでしょうか。仮に、全員カバーできていないのであれば、早急に規模を拡大すべきと考えられますが、全員実施できない障害にはどのような点があるのでしょうか。</p> <p>在監中のプログラムを、出所後も継続フォローできるようにしているのでしょうか。自主サークルがあるのはごく一部の地域とのことなので、出所後フォローを全国で受けられるようにするのが大切であると考えますが、実施できない障害にはどのような点があるのでしょうか。</p> <p>在監者自身が、何らかの暴力を受けて育った経験を有することも多いので、ゆくゆくは就職の適性アセスメントと同様に、性暴力のアセスメントも、在監者全員に受けさせるようにすべきではないでしょうか。他罪名で収監されている者にも、出所後の社会生活(一般社会ではジェンダー平等にシフト)を円滑にさせる観点からはアセスメントを全員実施して、男尊女卑の傾向・暴力的傾向に手当てすることが、出所後のトラブル・怨恨の芽を摘むことにつながると思われます。</p>	<p>について 性犯罪の罪名である者については、全て性犯罪再犯防止指導のスクリーニングの対象としており、当該スクリーニングや更なる専門的な調査の結果、同指導が必要と認められた者については、受刑期間中に計画的に指導を実施しています。また、同指導の対象者の選定は、性犯罪の再犯の可能性の高さや問題性の大きさの観点を重視していることから、性犯罪の罪名ではない者も、その必要が認められれば受講対象としています。</p> <p>なお、(1)重度の身体疾患、精神疾患により治療が優先される者、(2)日本語能力等に問題があり、精密な調査や指導を受けることが困難である者、(3)刑期が不足している者などは同指導の対象から除外しています。</p> <p>について 刑事施設におけるプログラムの実施結果等は、保護観察所等に引き継ぎ、保護観察所においては、引き継がれた内容を踏まえたプログラムを実施しており、施設内処遇から社会内処遇まで、一貫性のある指導を実施できるようになっています。また、令和元年度から令和2年度にかけて開催された性犯罪者処遇プログラム検討会における議論の結果等を踏まえ、刑事施設及び保護観察所の一層の連携を図るためのプログラムの改訂を行い、令和4年4月から運用を開始しています。</p> <p>なお、法務省では、刑事司法手続終了後も、矯正施設や保護観察所における専門的な処遇プログラムに引き続き、地域においても地方公共団体等が活用可能な性犯罪者に対する再犯防止プログラムが必要と考えており、本年度中の策定に向けて調査研究事業を実施中です。</p> <p>また、少年院においては、プログラムの実施結果等を更生保護官署へ引き継ぐとともに、更生保護官署職員等(地方更生保護委員会委員、保護観察官又は保護司)が受講者に面接等を行う等のために少年院に来庁した際に指導の経過及び結果について説明を行っており、出院後も一貫性のある指導ができるよう更生保護官署と連携しています。</p> <p>について 刑事施設においては、全受刑者に対し、処遇調査を通じて犯罪の背景にある問題性についての調査を行っており、同調査を通じて、性犯罪の罪名でない者であっても、例えば、再犯を防止するために、粗暴性の高さ、暴力的傾向の強さの改善が必要であると判断した場合には、これに応じた指導等を実施しています。引き続き、処遇調査を通じて、受刑者の有する特性や再犯につながりやすい問題性を特定し、必要な指導ができるよう努めてまいります。</p> <p>また、少年院においては、少年調査記録や面接等を踏まえ、全在院者に対して個人別矯正教育計画を策定しており、当該計画では、本件非行名にかかわらず、認知の偏り等により、暴力又は暴力的な言動による問題解決を図ろうとする構えが強い者へは、これを改善するための指導等を実施しています。</p>

	施策名	委員	該当箇所	質問・意見	回答
7-4	矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施	宮園委員	P120【測定指標2】 在院者の性非行防止指導受講前後の問題性の変化 (性犯罪プログラムについて)	性犯罪プログラムについて、保護との連携割合等も検討してよいのではないか？ プログラムの内容の検証も定期的にも実施すべきではないだろうか。 プログラム受講者の刑務所再入所率を指標にいれるべきではないか。さらに、少年院での性非行プログラム受講者の刑務所再入所率(性犯罪による)も指標に入れてよいように思うが。	<p>【保護との連携割合】 少年院においては、プログラムの実施結果等を更生保護官署へ引き継ぐとともに、更生保護官署職員等(地方更生保護委員会委員、保護観察官又は保護司)が受講者に面接等を行う等のために少年院に来庁した際に指導の経過及び結果について説明を行っており、出院後も一貫性のある指導ができるよう更生保護官署と連携しています。処遇の充実に向け、より一層の保護官署との連携に努めてまいります。</p> <p>【効果検証】 少年院においては、令和2年度にこれまでの研究結果を踏まえて総括的な分析・検証を実施し、性非行防止指導に一定の指導効果があったと考えられていますが、引き続き、プログラムの効果検証を通じて、指導内容の充実に努めてまいります。</p> <p>【プログラム受講者の刑務所再入所率】 刑事施設において性犯罪者処遇プログラムを受講した者のうち、仮釈放者については、その実施結果等を保護観察所に引き継ぎ、原則として、保護観察所において引き継がれた内容を踏まえたプログラムを実施しており、矯正と保護とで連携してプログラムを実施しています。 また、刑事施設においては、継続的にプログラムの検証を行っており、これまで平成24年12月と令和2年3月に、「刑事施設における性犯罪者処遇プログラム受講者の再犯等に関する分析結果について」として、その結果を公表しているほか、矯正局と保護局が合同で、令和元年度から令和2年度にかけて、有識者による性犯罪者処遇プログラム検討会を開催したところです。刑事施設においては、令和2年3月に公表したプログラムの検証結果や検討会での議論を踏まえ、統計的に処遇効果が確認できない対象者群への指導の強化や刑事施設と保護観察所との一層の連携を図るためのプログラムの内容の改訂を行い、令和4年4月から運用を開始しています。 なお、受刑者ごとに処遇プログラムの受講時期と出所時期が異なり、また、出所後の追跡期間も数年単位で必要となるなど、処遇効果を検証するには一定の条件や期間が必要であることから、年度ごとに実施する本政策評価の指標に再入所率を設定することはなじまないものと考えますが、引き続き、再犯防止に資するよう、再犯状況を踏まえた処遇プログラムの効果検証は進めてまいります。</p> <p>(次ページに続く。)</p>

	施策名	委員	該当箇所	質問・意見	回答
					<p>【少年院での性非行プログラム受講者の刑務所再入所率（性犯罪による）】 少年院において、性非行防止指導受講者の性犯罪による刑事施設への入所率を測定することは可能であるものの、正確なデータを報告するためには、データ収集方法を精査する必要がありますので、引き続き検討を進めてまいります。</p> <p>なお、性非行防止指導受講者の刑事施設入所率を測定指標とするにあたっては、同指導を受講した群と受講しなかった群を比較することが考えられますが、性非行少年の刑事施設入所率が低ければ、指導効果の差が統計的に見だしにくい結果も想定されるため、この点についても留意しながら検討を進めてまいります。</p>
7-5	矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施	宮園委員	P121、122[測定指標4、5] 就労支援プログラム	就労支援プログラムを受講した者の刑務所再入所率も指標にいれるべきではないか（この割合が低ければデジスタンス研究の一つの指標になるように思う。）。	委員御指摘のとおり、就労支援を受けた者の刑務所再入所率は、就労支援の効果を評価するに当たり、重要な指標と考えられることから、指標に追加することについて、前向きに検討したいと考えております。
8-1	破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査等	朝日委員	P127 施策の予算額・執行額等	繰越し等の理由について教えてください。施策目標の達成への影響があるでしょうか。	令和3年度については、新型コロナウイルス感染症の影響による半導体不足により、機器提供に時間を要することが判明し仕様を再検討する必要が生じたことによる計画変更等を理由として繰越しています。また、その他の年度についても、導入機器の要件見直しに伴う整備計画の変更等、計画に関する諸条件や、一部部材の入手難による整備計画の変更を理由に繰越しておりますところ、施策目標の達成には大きな影響はありません。

	施策名	委員	該当箇所	質問・意見	回答
9-1	国籍・戸籍・供託・遺言書保管事務の適正円滑な処理	大沼委員	P141 施策の予算額・執行額等	令和4年度のデジタル庁関係の予算額が大幅に増加しているが、どのようなものをどれだけ購入し、どのような効率アップがなされているか教えていただきたい。	本施策に係るシステム関係経費については、令和3年度までは法務省の予算として計上していましたが、令和4年度からデジタル庁の予算として計上しているため、その額を内数として括弧書きで表示しています。 なお、令和4年度については、戸籍事務へのマイナンバー制度の導入に必要な戸籍情報連携システム等を構築するための経費が主に増加しています。令和5年度末以降、本システムを活用することにより、行政手続における戸籍証明書の添付省略を実現する予定です。
9-2	国籍・戸籍・供託・遺言書保管事務の適正円滑な処理	篠塚委員	P142【測定指標2】 市区町村からの受理又は不受理の照会等への適正な対応	海外で婚姻した日本人同士の夫婦の、婚姻有効確認判決を受けて、婚姻届けを提出したが、不受理とされたというニュースが出ています。 婚姻有効確認判決を受けて、戸籍システムの改修は検討されているのでしょうか。	御指摘の「婚姻有効確認判決」につきましては、令和3年4月21日に東京地方裁判所で言い渡されたものであると認識しています。同判決は国が全面的に勝訴したものであり、単にその理由中において、我が国においても暫定的な状態で婚姻が有効に成立しているとの判断が示されていますが、法務省としては、このような場合には、そもそも我が国において婚姻が有効に成立しているとは考えておらず、この訴訟においてもその旨の主張をしていたものです。 したがって、現時点で、戸籍情報システムの改修を検討する段階にはないという認識です。
10-1	円滑な出入国審査、不法滞在者等対策の推進及び外国人との共生社会の実現	朝日委員	P150【測定指標2】 在留資格取消件数 P150【測定指標3】 違反事件数	評価結果の説明によれば、新型コロナウイルス感染症に係る水際対策の強化により、在留資格取消の潜在的な対象そのものが減少しています。これによる目標未達成が施策実施プロセスとは関係のない外部要因によるものであるならば、測定指標を対象見込み(入国者数など)に対する割合などにしたほうが、取り組みや体制の適切さとの関係がより把握しやすいのではないのでしょうか。 (違反事件数も同様の趣旨です。)	【測定指標2について】 在留資格取消件数の減少は、新型コロナウイルス感染症に係る水際対策の強化だけでなく、帰国困難者に係る特例措置の影響などさまざまな要因によるものです。新型コロナウイルス感染症拡大という外部要因が著しく影響した令和3年の件数は特殊な事情における実績値であることから、在留資格取消に関する測定指標については従前の評価方法を維持しています。 【測定指標3について】 目標の設定には様々な要因を踏まえ、その都度設定をしているところ、現在我が国の不法残留者数は、約6万7,000人(令和4年1月1日現在)と、依然として多くの不法残留者が存在しているため、不法滞在者対策の達成状況を測る上で、不法滞在者に対し、退去強制手続を執った件数である違反事件数が、現状において適切な測定指標と考えます。

	施策名	委員	該当箇所	質問・意見	回答
10-2	円滑な出入国審査、不法滞在者等対策の推進及び外国人との共生社会の実現	篠塚委員	<p>P149 達成すべき目標 「不法滞在者等への対策を推進するため、不法滞在者に係る摘発等を強化するとともに、偽装滞在者の疑いがある者に対し、在留資格取消制度を厳格に運用する。」</p>	<p>政策評価に当たっては、設定目標が引き起す副作用・弊害を直視すべきです。2021年3月6日に名古屋出入国在留管理局におけるウイシュマ・サンダマリさんが死亡した件に照らして、このような設定目標は見直すべきではないでしょうか。</p> <p>これに関連して、平成30年8月24日付「送還忌避者縮減のための重要業績評価指標の作成について(通知)」では、「送還忌避者を縮減するため、法務省入国管理局警備課(以下、『本省警備課』という。)において設定した縮減目標について、入国管理官署は、各項目ごとに毎月の縮減目標値を設定し、その目標値に向かって業務遂行する。目標値が達成できない場合については、その原因を分析の上、目標値が達成できるように業務の見直し等を行い、最終的に全国の送還忌避者を縮減することを目的とする。」とされています。</p> <p>現在も、実務は、この通知に従って運用されているのでしょうか。ただし、この通知はすべてが開示されているわけではなく、政策評価のために必要な黒塗り部分も開示すべきではないでしょうか。</p> <p>そもそも送還を拒否している人達は様々な理由を抱えており、その個別の事情を捨象して、数値目標ありきという方向性を設定したのは、人権保障への配慮に欠けるとの誹りを免れないのではないのでしょうか。</p> <p>上記死亡事件に関して、出入国在留管理局が2021年8月に公表した最終報告書58頁では、同氏の仮放免を認めなかった理由として、「仮放免を許可すれば、ますます送還困難になる。一度、仮放免を不許可にして立場を理解させ、強く帰国説得する必要あり。」との記述があり、上記の設定目標及び通知の基本となっている削減目標達成を必須のものとして人権保障への配慮に乏しい考え方の問題性を明らかにしているように思えます。</p> <p>(追加質問)</p> <p>平成30年8月24日付通知の黒塗り部分について、情報公開法5条の非開示事由に該当するから政策評価にあたっては開示しないということですが、それでは、適正な評価ができないことになりませんか。もうすこし工夫があってもよいのではないのでしょうか。</p>	<p>不法滞在者を摘発した場合、退去強制手続を執ることにありますが、同手続において、在留を希望する者に対しては、その理由等を十分に聴取し、慎重に審査した上で、特別に在留を許可すべき事情があると認めるときには、在留特別許可を与えています。</p> <p>その上で適法に退去強制手続を進めた結果、退去強制令書が発付された者については、人権には配慮しながら、法令に従い、適正、かつ迅速に送還を実施していくことが、法治国家として、また、安全・安心な社会を実現する上で、重要であると考えており、当庁では適宜目標設定等を行いながら、送還忌避者の縮減に向けて、取り組んでいます。</p> <p>なお、御指摘の通知には、当庁が行う退去強制手続に係る留意点等が記録されているところ、これは行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条の規定による不開示情報に該当するものです。</p> <p>そのため、たとえ政策評価に関連する部分であったとしても、当該部分を開示するのは適切でないと考えています。</p> <p>政策及び政策評価の手法等について民間の有識者等の意見等を聴取するため、政策評価懇談会を開催しており、そのために必要な資料を提供することは重要であると考えております。</p> <p>今回御指摘いただいた通知は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条の規定による不開示情報に該当するものであることから、外部に公開できるものではないと考えております。また、政策評価懇談会の資料は当省ホームページにおいて公開する取扱いとなることも勘案すると、今回、提供することができないものと考えております。</p>

	施策名	委員	該当箇所	質問・意見	回答
10-3	円滑な出入国審査、不法滞在者等対策の推進及び外国人との共生社会の実現	篠塚委員	<p>P149 達成すべき目標 「不法滞在者等への対策を推進するため、不法滞在者に係る摘発等を強化するとともに、偽装滞在者の疑いがある者に対し、在留資格取消制度を厳格に運用する。」</p>	<p>仮放免の手続は、申請側に時代にそぐわない過大な負担を強いています。これも設定目標が引き起す副作用・弊害と考えられます。例えば、仮放免許可申請(入管法54条)は、ネットによる申請はおろか、一般には郵便による申請すら許されていません(日本弁護士連合会との協議によって弁護士のみ郵送可)。牛久の入国管理センターに収容されている夫のために大阪在住の妻が郵送で仮放免許可申請書を送付したところ、受け付けず、持参するように言われたという報告もあります。</p> <p>また、仮放免許可がされた場合の保証金納付は、電子納付はおろか、振込すら認められず、納付書を入管で一度受領し、その後現金を指定された日銀代理店に持参、納付後証明書を再度入管に持って行かなくてはなりません。</p> <p>2020年7月17日には「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」が閣議決定され、2021年にはデジタル庁が設立された国で、このようなアナログな方式を残存させているのは恥ずかしいことだと思います。</p> <p>改善に努力されているのであれば、このような扱いの解消時期を明らかにしていただければと思います。</p> <p>(追加質問)</p> <p>オンラインによる在留資格変更申請では、外国人本人の身元引受書をPDFで提出できます。実印での押印や印鑑証明の提出など求められていません。無論、身元引受人と本人との関係性は重要です。郵便が手間が掛かるならネット申請を検討すべきではないでしょうか。</p> <p>仮放免の保証金納付について振込を検討されているというのは改善だと思います。</p> <p>しかし、様々な公的資金がPay-easyを利用したネット納付やクレジットカード決済ができるようになってきている時代です。すこし時代に取り残されているように感じます。せめて他の省庁並のものを目指すべきではないでしょうか。</p>	<p>仮放免は、退去強制手続において収容されている者について諸般の事情を総合的に考慮し、一時的にその収容を解く制度であるところ、その制度の性質上、仮放免許可申請者の本人確認及び被収容者との関係性の確認は重要な確認事項です。加えて、郵送による取扱とした場合、関係書類の作成等に誤りが生じているときには、かえって訂正や再作成を求めるために多大な時間を要することとなり、この種の手続に精通している弁護士以外から郵送での申請を受け付けることは困難であると考えています。</p> <p>なお、保証金の納付手続については、市中銀行への保証金の振込納付を可能とする運用を検討しています。現時点において運用開始時期を明らかにすることは困難ですが、関係各所と具体的な運用方法に係る調整を行うなど運用開始に向けて取り組んでいるところです。</p> <p>法務省としても、手続の利便性の向上を図ることの重要性は認識しているところ、オンライン申請の導入や保証金納付のキャッシュレス化の推進に当たっては、相当な費用が必要となることから、利用件数や費用対効果などの観点からも検討が必要になります。</p> <p>御指摘の手続についても、貴重な御意見として、今後の業務の参考とさせていただきます。</p>